

平成28年第6回定例会

嬭恋村議議会議録

平成28年9月6日 開会

平成28年9月16日 閉会

嬭恋村議議会

平成28年第6回嬭恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○報告第4号の上程、説明、質疑	10
○報告第5号の上程、説明、質疑	11
○選挙第1号の上程、説明、選挙	12
○同意第2号の上程、説明、質疑、採決	13
○同意第3号の上程、説明、質疑、採決	14
○同意第4号の上程、説明、質疑、採決	15
○日程の変更について	16
○認定第1号～認定第9号の一括上程、説明、総括質疑	16
○日程の変更について	45
○議案第51号～議案第56号の一括上程、説明	45
○議案第57号の上程、説明	54
○請願書・陳情書等の委員会付託について	55
○議員派遣の件について	55
○休会について	56
○散会の宣告	56

第 2 号 (9月12日)

○議事日程	5 7
○本日の会議に付した事件	5 7
○出席議員	5 8
○欠席議員	5 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 8
○事務局職員出席者	5 8
○開議の宣告	5 9
○議事日程の報告	5 9
○認定第 1 号～認定第 9 号の質疑、討論、採決	5 9
○議案第 5 1 号の質疑、討論、採決	7 6
○議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	8 0
○議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	8 0
○議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	8 1
○議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	8 2
○議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	8 2
○議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	8 3
○休会について	8 6
○散会の宣告	8 7

第 3 号 (9月16日)

○議事日程	8 9
○本日の会議に付した事件	8 9
○出席議員	8 9
○欠席議員	8 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 9
○事務局職員出席者	9 0
○開議の宣告	9 1
○議事日程の報告	9 1

○請願書・陳情書等の審査報告について	9 1
○一般質問	9 4
土 屋 幸 雄 君	9 4
伊 藤 洋 子 君	1 0 7
佐 藤 鈴 江 君	1 1 9
大 野 克 美 君	1 2 9
○閉会中の継続審査申出について	1 3 7
○閉議及び閉会の宣告	1 3 7
○署名議員	1 3 9

平成28年第6回定例村議会

(第1号)

平成28年第6回嬭恋村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成28年9月6日(火) 午前10時17分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 4号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 報告第 5号 専決処分の報告について(自動車事故による和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第 7 選挙第 1号 嬭恋村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 8 同意第 2号 嬭恋村教育委員会委員の選任同意について
- 日程第 9 同意第 3号 嬭恋村教育委員会委員の選任同意について
- 日程第10 同意第 4号 嬭恋村等公平委員会委員の選任同意について
- 日程第11 認定第 1号 平成27嬭恋村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 2号 平成27年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 3号 平成27年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 4号 平成27年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 5号 平成27年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 6号 平成27年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について
- 日程第17 認定第 7号 平成27年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 8号 平成27年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 9号 平成27年度嬭恋村スキー場事業会計決算認定について

- 日程第20 議案第51号 平成28年度孺恋村一般会計補正予算（第3号）
日程第21 議案第52号 平成28年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第53号 平成28年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23 議案第54号 平成28年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第1号）
日程第24 議案第55号 平成28年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第25 議案第56号 平成28年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第26 議案第57号 孺恋村農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
日程第27 請願書・陳情書等の委員会付託について
日程第28 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	副 村 長	滝沢 英幸 君
教 育 長	黒岩 優行 君	総務課長	松本 源 君
総合政策課長	下谷 彰一 君	税務課長	黒岩 崇明 君
住民福祉課長	松本 芳男 君	建設課長	宮崎 芳弥 君
農林振興課長	小嶋 正 君	観光商工課長	加藤 康治 君

上下水道課長	熊川武彦君	教育委員会 事務局局長	宮崎孝君
会計管理者	山崎優子君	監査委員	宮崎判次君

事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩富二	書記	宮崎清
--------	------	----	-----

開会 午前10時17分

◎開会及び開議の宣告

- 議長（熊川 一君） ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますから、平成28年第6回嬭恋村議会定例会は成立をいたしました。直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（熊川 一君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（熊川 一君） 日程第1、議会録署名議員の指名を行います。
会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、佐藤鈴江君、土屋幸雄君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（熊川 一君） 日程第2、会期の決定を行います。
本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。
よって、会期は11日間に決定をいたしました。
-

◎諸般の報告

○議長（熊川 一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、8月22日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 松本 幸君登壇〕

○議会運営委員長（松本 幸君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は8月22日に委員会を開催し、第6回議会定例会の運営について協議しました。

第6回議会定例会の会期は6日から16日までの11日間とし、一般質問の通告期限は9月12日正午までと決定いたしました。

提出予定議案は各会計の決算認定9件、議案としましては一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計などの補正予算6件及び条例制定1件、報告2件、選挙1件、同意3件が予定されております。9月議会は決算認定が主な内容となりますが、全員協議会での審査は9月7日、9日の2日間を予定しています。

今回は陳情書1件、要望書2件ですが、陳情書、要望書各1件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。また、要望書1件については議員配付とさせていただきます。

次に、当局から全員協議会で提出議案や懸案事項などについての説明・報告を行いたいとの申し入れがあり、初日議会終了後に行うことに決まりました。

そのほか、各常任委員会及び村創生対策特別委員会の開催については、9月13日に行うことと決定しました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（熊川 一君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書が6月から8月分を受理したので、配付したとおり報告をいたします。

また、本職において決定した議員派遣並びに6月定例会以降の主な諸行事はお手元に配付したとおりであります。

◎行政報告

○議長（熊川 一君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため、発言を求められておりますので、これを許可します。
村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 9月定例会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

時代は動くと思います。過日、上信自動車道の期成同盟会の陳情を29日、先月でございますが、長野県陳情、30日、群馬県陳情ということで、知事さん、副知事さん等、関係のところ並びに両県の議会のほうにも陳情をさせていただきました。期成同盟会総勢約40名ほどでございますが、しっかりとお願いをしてきたつもりでございます。当村から私と議長が出席をさせていただいたところでございます。その中で私も村長に就任以来、9年と4カ月がたちますけれども、上信自動車道の陳情を欠かしたことはございません。

その中で群馬県、県土整備部長に陳情後にお会いをさせていただきました。議長も同席をさせていただいたわけでございますけれども、いよいよ嬭恋村内の八ツ場ダム以西から田代地区内までの間、上信自動車の整備区間に向かつての測量を開始するということになりました。詳細につきまして全員協議会のほうで担当から、また説明をさせていただきたいと思っておりますが、一歩前に出たという感を強くしておるところでございます。未来の嬭恋村にとって最も重要な政策課題であると思っておりますので、また、議員の皆様方ともども課題にしっかり取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

国内政治の関係でございますが、7月10日に参議院議員の選挙が行われました。その後、国のほうでは8月末に財務省に対する概算要求も全省庁から出そろったという状況でございます。臨時国会を今月26日になるかと思われませんが、召集をして、補正予算を決め、きめ細かな連続的な切れ目のない景気対策といえますか、そういう方向で現在国のほうは動いておると思っております。補正予算の内容はどのようなものになるのか、また、嬭恋村にとってどういう関係の予算があるのか注目して見ていきたいと考えております。国の政策は前に進む予算編成になることを補正予算についても強く期待をしておるところでございます。

ことしの第1次産業の関係でございますが、農協さんベースでございますけれども、9月5日現在1,050万ケースでございます。対前年でざっくりですけれども、15万ケースは多く出荷されておるようでございます。逆に、9月5日現在の売り上げ総額、平均の単価を全部足しますと82億円ぐらいでございます。前年が93億円ぐらいだったということでございますので、金額ベースでいきますと10億円強少ないという状況でございます。物はたくさん出

ておるけれども、収入は若干少ないという現実があるかと思っております。けさ現在の単価が800円から900円という推移をしておるところでございますが、25日、北九州のほうまで議員の皆様方、視察を同行させていただきましたが、それ以降、徐々にでございますけれども上がってきております。後半戦、まだ3割、4割、あるいは55%ぐらいでしょうか、まだ残りがございますので、何とか高値で推移をしていただいて、基幹産業であるキャベツの生産者の皆さんの収入が確保でき、また、村経済全体が安定的に推移することを強く希望しておるところでございます。

第2次産業の関係でございますが、現在までに村内の中では入札を6回、36件行いました。金額ベースで税込みで2億8,500万円余でございます。対前年比で約5,500万円ほど多く入札をしておるところでございます。

また、補正予算でもお願いをいたしますが、特に雨の被害がこここのところ出ました。緊急を要する案件でございましたので、補正のほうもまたお願いをいたしまして、しっかりと迅速に対応をしてみたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

2次産業の関係でございますが、国・県でございますけれども、国土交通省利根川水系砂防工事事務所のほうでは、いわゆる減災・防災対策で13億2,000万円ほど本年度婦恋村内に予算ありますけれども、その中で工事用道路について一步前に進んできております。何とかいい形で工事用道路をつくっていただいて、それが最終的に産業、あるいは観光のための村にとっての有意義な道路となるよう強くお願いをして今後もまいりたい、こう思っておるところでございます。

また、環境省につきましては、今まで現業業務なかったんですけれども、近時におきましては非常に環境省の予算規模もふえてきて、現業業務を環境省もやるぞという方向性が示されておるところでございます。特にことは万座におきますビジターセンター、総額2億数千万円でございますけれども、しっかりと万座地区の活性化のために直轄のお金でご指導いただけたらと考えておるところでございます。

第3次産業の関係ですけれども、対前年で具体的な数字を統計的に出せということで、担当もしっかり調査をしてきておるところでございます。4月におきましては対前年で111.5%、5月におきましては対前年で103.5%、6月につきましては対前年で110.6%という数字が出てきております。それから、7、8、9につきましては、昨年の6月11日に浅間山が噴火警戒レベルが2になったということでございまして、入り込みが大変減ったという

こともございます。それに対して本年度はどうかということでございますけれども、ことは宿泊関係の施設等も聞き取り調査させておりますけれども、対前年では間違いなく微増にふえてきておるという結果で今推移しておると思っております。12月議会ではもっと具体的な数字で報告できると思っておりますけれども、第3次産業、観光関係につきましても、対前年で間違いなく前に進んでおるというふうに確認しておるところでございます。

それから、すみません、今後の主な行事の関係についてお話をさせていただきたいと思っております。

6月議会以降の主な行事でございますが、6月22日、稜線トレイル活用手法等検討委員会設立総会ということで、嬭恋村の鳥居峠から四阿山を經由し、白根山を經由し、四万温泉の奥を經由し、谷川岳土合までの間、群馬県の知事が会長となられまして、嬭恋村、草津町、中之条町、みなかみ町、4町村が副会長というようなことで、稜線のトレイルの設立総会が行われました。何とか100キロ以上のロングトレイルということでございますけれども、当村にとりましても、さらにそれを浅間のほうまでつなげようという意見もあったり、何とか県が主体的にリーダーシップをとっていただきまして、県境にわたる稜線トレイルをしっかりと検討を加えてまいりたいと考えております。

7月25日でございますが、上田市が合併して10周年を迎えたところでございます。サントミュージゼ、上田市交流文化芸術センターのほうで、これは議長様も一緒に参加をさせていただきました。

7月3日でございますが、キャベツマラソン大会ということでございます。対前年でプラスアルファ、PR効果が若干プラスになったと確信をしておるところでございます。人口1万人の村でございますけれども、ボランティアグループの方々、大変多くの村民の方々、500名以上の方のボランティアをいただいたということでございます。ご協力をいただきました村民の皆様方に深く感謝申し上げますとともに、このイベントが定着をして、村のPRに、さらには宿泊をしていただくイベントとなることを強く今後も願っておるところでございます。

それから、7月13日でございますが、この日にクレソントアウンの関係の条例制定ということで議会の皆様方のご理解もいただきまして、全員一致をもって太陽光発電の開発条例の一部改正条例が成立を見たところでございます。大変お世話になりました。

続いて、15日でございますけれども、地域支援活動センターの開所式が地域活動支援センターで行われました。にしあがつま福祉会の皆さんとともに一生懸命今後も取り組んでまい

りたい、こう思っているところでございます。

同日の午後でございますが、皇后陛下様の御歌碑の除幕式が郷土資料館で行われたところでございます。

28日でございますが、上信道の総会が自由民主党本部の8階のリバティの会議室で行われました。孀恋村の要望ということで、文言につきましてもしっかりと事務局のほうにもお願いを申し上げまして、孀恋村の要望については文言の中にしっかりと取り入れて、かつ、総会の承認を得たところでございます。

30日、第36回つまごい祭りということで大変お世話になりました。

8月15日、孀恋村の成人式ということで議会の皆様方には大変お世話になりました。

それから、8月21日と22日でございますが、日本ジオパーク認定の現地調査ということで、3名の審査をなさる先生方がご来村いただきました。孀恋村及び長野原町、ともに現地を見ていただきまして、しっかりと説明をさせていただいたというつもりでございます。なお、ジオパークにつきましては、今年9月の15時に審査が決定をするということでございます。何としても認定を受けられるように強く望んでおるところでございます。

25日につきましては、市場視察ということでお世話になりました。

27日でございますが、孀恋郷土資料館のほうで行幸啓ということでございます。天皇皇后両陛下様がお見えになっていただきまして、特に皇后陛下様の御歌碑をしっかりと見ていただいたところでございます。村民にとっても、鎌原地区にとりましても大変光栄なことだと思っておるところでございます。

9月3日土曜日でございますが、群馬県総合防災訓練、館林市のほうで行われました。

また、4日につきましては、いわゆるキャベチューが開催をされたところでございます。

なお、9月につきましては、孀恋村が当番町村になっております郡民体育祭が開催を現在されております。ぜひとも当村で開催されるということでございますので、皆さんとともに一致結束してよい成績ができますようお願いしたいと考えておるところでございます。

日程等につきましては、詳細につきましてはホームページで村長の日程をごらんになっていただければ詳細な日程がわかると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

なお、財政的な話でちょっと触れさせていただきますけれども、実質公債費比率が8.4%ということでございます。昨年が9.3%ということで、0.9%実質公債費比率もよくなったということでございます。逆に、また決算のほうでもお話しさせていただきますが、基金の総額でございますけれども、33億3,300万円ほどに基金、貯金もふえてきたという状況でござ

ございます。今後もしっかりと将来を見据えた財政規律を守った財政運営を図ってまいりたいと思っております。

当面する中・長期の課題でございますけれども、西部小学校の体育館並びにプール等が予定されておるところでございます。全協等でまた詳細な説明はさせていただきたいと思っておりますけれども、必ずやらなくてはならない課題ということで、当面する大きな財政的な負担がある課題でございます。

あわせてまして防災無線が平成30年までに電波法改正によりまして、アナログからデジタルにかえろという法律が制定されておるわけでございます。それに伴いまして、我が村の防災施設デジタル化を図るということに予定はしておるわけでございますけれども、これについても有利な起債等も研究しながらスケジュールにしっかりと取り組んで、財政運営をしっかりと計画的にしていまいりたい、こう思っておるところでございます。

以上をもって9月議会に当たりましての行政報告とさせていただきます。9月議会は決算議会ということでございます。前年、私どもが執行した予算内容につきまして、また議員の皆様方のご意見をしっかりと受けとめながら進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げまして行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊川 一君） 行政報告は終わりました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（熊川 一君） 日程第5、報告第4号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第4号、平成28年9月議会に当たりまして、第4号の報告をさせていただきます。

まず、各比率の算定結果でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計、特別会計及び公営企業会計、全てにおいて収支は黒字であったため、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率、これは普通会計が負担する実質的な債務の返済額が標準財政規模に占める割合で、3カ年の平均値でございますが、8.4%ということで、前年度から0.9%の改善となりました。

続いて、将来負担比率、これは普通会計が将来において負担すべき実質的な債務の返済額が標準財政規模に占める割合でございますが、18.2%ということで、前年度から21.8%改善いたしました。

最後に、資金不足比率でございますが、これは公営企業会計における資金不足額が料金収入などの事業規模に占める割合でございますが、いずれの会計も資金不足はなく、算定されませんでした。

まず、実質公債費比率でございますが、債務負担行為にかかわる支出の減少と標準財政規模が税収増に伴い増加したことが要因でございます。

将来負担比率については、公営企業に対する繰り出し見込みの減少と退職手当負担見込み額の減少が主な要因でございます。

今後も健全な財政運営の維持に努めていきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第4号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（熊川 一君） 日程第6、報告第5号 専決処分の報告について（自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第5号の提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第2号（1件50万円以下の損害賠償の和解額の決定）に基づきまして専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。詳細につきまして担当より説明させていただきます。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、裏ページの専決内容についてご説明させていただきます。

本件につきましては、平成28年6月16日16時20分ごろ、大笹のセブンイレブンの駐車場に車を駐車したところ、サイドブレーキを引き忘れたため車が後退しまして、村内在住の相手方の車の右側前ドア及びサイドミラーに衝突いたしました。本件事故による相手方の損害額は24万2,101円で、村は損害額全額を村の加入する自動車損害共済より相手方に支払うことで、平成28年7月10日付で和解となったことが7月14日付で報告をされております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第5号 専決処分の報告についてを終わります。

◎選挙第1号の上程、説明、選挙

○議長（熊川 一君） 日程第7、選挙第1号 婦恋村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員に黒岩崇之君、田村直行君、黒岩英市君、黒岩泉君、同補充員に第1位、一場清志君、第2位、西窪允夫君、第3位、梶山友子君、第4位、山崎和幸君、以上の諸君を指名したいと思います。

ただいま本職において指名いたしました諸君に選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました選挙管理委員会委員に黒岩崇之君、田村直行君、黒岩英市君、黒岩泉君、同補充員に第1位、一場清志君、第2位、西窪允夫君、第3位、梶山友子君、第4位、山崎和幸君、以上の諸君が当選されました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（熊川 一君） 日程第8、同意第2号 婦恋村教育委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第2号につきまして、婦恋村教育委員会委員の選任同意で熊川八重子様を提案させていただきわけでございます。

本案で提案させていただきます熊川八重様は、平成24年10月1日より教育委員として1期4年間お願いしてまいりまして、その間、本村における教育行政にご尽力を賜りました。

今後におきましても、教育行政に精通しておることから本委員に適切な方と考えられますので、熊川八重様に引き続きお願いし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条

第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りまして、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 婦恋村教育委員会委員の選任同意については、提案のとおり可決されました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（熊川 一君） 日程第9、同意第3号 婦恋村教育委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 本案で提案させていただきます美才治大輔様は、平成24年10月1日より教育委員として1期4年間お願いしてまいりまして、その間、本村における教育行政にご尽力を賜りました。子供を持つ親としての目線に立ったご意見など発信していただきご活躍をされたことから、本委員に適切な方と考えられますので、美才治大輔様に引き続きお願いしたいと考えております。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が平成27年4月1日から施行されたことにより、それぞれの委員の任期が異なるようにする必要が生じたため、美才治様につきましては平成28年10月1日から平成30年9月30日の2年間とさせていただきますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定

により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、同意第3号 孺恋村教育委員会委員の選任同意については、提案のとおり可決されました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（熊川 一君） 日程第10、同意第4号 孺恋村公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第4号につきまして提案理由を説明させていただきます。

滝沢春芳委員が任期満了を迎えるに伴いまして、後任といたしまして滝澤一秀氏を選任することにつきまして、議会の同意を得たいので本案を提出するものでございます。

本案で提案させていただきます滝澤一秀様は役場職員としてご活躍され、地方自治行政に精通していることから本委員に適切な方と考えられますので、孺恋村等公平委員会共同設置規則第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、同意第4号 婦恋村等公平委員会委員の選任同意については、提案のとおり可決されました。

◎日程の変更について

○議長（熊川 一君） お諮りします。日程第11から日程第19までは、いずれも平成27年度決算の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第11から日程第19までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎認定第1号～認定第9号の一括上程、説明、総括質疑

○議長（熊川 一君） 日程第11から日程第19までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 平成27年度各会計の決算認定について、提案理由を説明させていただきます。

本決算につきましては、去る8月2日、3日、4日の計3日間、一般会計を初め、各会計

とも決算書認定資料及び諸帳簿等を監査委員に提出し、詳細に審査を受けております。その審査の結果、配付させていただいてありますとおり、監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

私からは、一般会計の概略を申し上げ、詳細につきましては、一般会計は会計管理者、その他特別会計につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳入総額は73億2,703万1,240円、歳出総額は64億718万9,169円、収支残高9億1,984万2,071円、ここから繰越明許費にかかわる一般財源1億8,189万6,976円を差し引いた実質収支額は、7億3,794万5,095円という決算になりました。

また、前年度繰越額から当年度繰越額を差し引いた単年度収支では1億1,550万5,000円の黒字となり、実質収支は前年度比18.6%増となりました。

続きまして、一般会計の歳入歳出の主なものを申し上げます。なお、決算額につきましては万円未満を切り捨てとし、省略させていただきますのでご了承願います。

まず、歳入では、村税全体では18億3,108万円で、前年比5%の減、内訳では村民税では7,844万円増の対前年12.5%の増となりましたが、固定資産税では1億7,310万円減、対前年15.6%減となりました。

村民税につきましては、特産の夏秋キャベツの価格が堅調に推移したことから、農家所得が伸びたことにより増収となりましたが、固定資産税につきましては、前年度は高額滞納者からの納入があったため、対前年では減少となりました。その他、軽自動車税、たばこ税、入湯税については、ほぼ前年並みに推移しておりますが、189万円ほどの減収となりました。

地方交付税は決算額24億6,380万円で0.7%の増、金額で1,810万円の増額となりました。国庫支出金は3億8,717万円で、対前年3億645万円、44.2%減となりましたが、主な内容としましては、西部小学校校舎建築工事完了による補助金の減が主な要因でございます。

村債は3億7,840万円で、54.9%減となりました。村債の主な内容といたしましては、西部小学校校舎建築工事完了により大きく減少いたしました。平成27年度発行額のうち2億8,260万円、74.7%が臨時財政対策債となっております。

次に、歳出でございますが、国における平成26年度補正予算に伴う事業で、地域消費喚起生活支援交付金事業として平成27年度に実施したプレミアムつき商品券の発行により、村内の消費喚起に一定の効果をもたらすことができたと考えております。プレミアムつき商品券の利用による実績、換金額では1億1,819万円となりました。同じく国の補正予算による地方創生先行型交付金による事業では、総合戦略の策定を初め、浅間山ジオパーク推進事業、

村のホームページのリニューアルなどを実施させていただきました。このほか、火災により焼失した観光案内所の再建築事業では、工事費8,773万9,200円の決算となりました。

教育施設の再編に伴い、施設の解体事業を実施しましたが、干俣小学校プール解体工事費907万2,000円、旧東部幼稚園園舎の解体工事に4,040万2,800円、旧東部保育園園舎解体工事に1,261万4,400円の決算となりました。いずれも施設用地が借地でありましたので、施設を取り壊したことにより、借りていた土地を地権者へ返還することができました。今後も廃止施設となったものにつきましては、維持管理コストと村民の要望など総合的に判断し、経常経費の削減に努めてまいりたいと考えております。資産の有効活用による経費削減効果で生まれる財源を他の住民サービスへ振り向けることで、少子化、人口減少、社会福祉費の増加に対応していけるよう検討を重ねていきたいと考えております。

公債費では、教育施設の統廃合事業に伴い、借り入れた村債の元金償還が始まったことにより、前年度よりも858万円、1.5%増加しました。公債費は教育施設再編事業で借り入れた過疎債の返済期間が12年と通常の公共事業債と比較すると短期間のため、償還額が増加する傾向にあります。しかし、償還による財政措置が有利なため、現在、過疎債、辺地債を中心に活用をしているところでございます。

以上が歳入歳出決算の主なものとなります。また、決算を別の角度から見ますと、財源については村税や使用料、手数料、分担金、財産収入など自主財源が全体の43.6%、交付税や補助金、村債など依存財源が56.4%という結果となりました。前年度と比較すると、自主財源では2.7%改善はいたしましたが、プレミアムつき商品券販売の収入や観光案内所の火災保険などが影響したものであり、経営的に収入される財源ではないため、これらを控除すると41.8%の自主財源比率となります。

今後も自主財源の安定的な確保と、その財源を孺恋村が抱える諸課題の解決に向け、積極的な配分に努めていきたいと考えております。平成27年度決算にかかわる監査委員の審査意見書にもありますご指摘も真摯に受けとめ、孺恋村の発展、村民の幸福のため、あらゆる政策施策を着実に推進していきたいと考えております。

以上、大変雑駁ではございますが、慎重なるご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。平成27年度決算についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（熊川 一君） それでは、一般会計より順次詳細な説明を求めます。

一般会計歳入歳出決算について。

会計管理者。

〔会計管理者 山崎優子君登壇〕

○会計管理者（山崎優子君） それでは、認定第1号 平成27年度孺恋村一般会計歳入歳出決算認定についてを説明させていただきます。

できるだけ簡潔に説明したいと思いますが、しばらくの間、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、配付しております平成27年度一般会計歳入歳出決算書をごらんください。

決算書を1ページめくってください。

最初に、平成27年度各会計決算収入支出一覧表となっております。

一般会計と8つの特別会計の収入支出の状況が一括して見られるようになっております。

まず、最初に、表の左側の区分の一番上の行ですが、一般会計の行をごらんください。

当初予算が58億6,800万円で、その後補正と26年度からの繰越明許費を加えまして、最終予算額が予算現額（A）の欄になりますが、69億2,823万9,000円となりました。この予算に対しまして、収入済額は73億2,703万1,240円、その右の（B）支出済額が64億718万9,169円でした。差引残額が（C）の欄で9億1,984万2,071円です。27年度繰越明許額が（D）2億3,203万5,000円あり、そのうちの一般財源分が（E）1億8,189万6,976円ですので、収支残額（C）から繰り越しの一般財源分（E）を引きまして、実質収支額は7億3,794万5,095円となりました。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計から農業集落排水事業特別会計まで8つの会計がございますが、この後に各担当課長から説明いたしますので、全体の部分について若干触れておきます。

表の下から2行目になりますが、特別会計合計の欄をごらんください。

当初予算額は35億3,552万9,000円でありましたが、補正と26年度からの繰越明許費を加算し、最終予算額が予算現額の35億9,775万2,000円となりました。この予算に対しまして、収入済額は36億3,656万5,961円、支出済額は34億2,478万6,124円です。差引残額が2億1,177万9,837円、そして、27年度の繰越明許額が86万4,000円あり、そのうちの一般財源分が43万2,000円、収支残額から繰越明許費一般財源分を引きますと、実質収支額は2億1,134万7,837円となります。

表の一番下の行になりますが、一般会計並びに特別会計の合計を合わせますと、実質収支額は9億4,929万2,932円となり、この数字が全体での収支決算額となります。全体の実質執行率は95.52%でした。

それでは、一般会計について説明をしていきますが、私からは次の1ページから10ページまで、それから、後半にある実質収支に関する調書、財産調書等について説明をさせていただきます。また、認定参考資料総務課編の3-10ページに平成25年から27年までの3年間の年度別決算の比較を一覧にしてあります。それと、別紙で配付しております27年度一般会計と特別会計の主な増減内容一覧表をあわせてごらんいただければ、わかりやすいかと思えます。

それでは、歳入ですが、決算書1、2ページをお開きください。

歳入の第1款村税ですが、収入済額は2ページの左から2列目になりますが、18億3,108万5,967円でした。これは、前年対比で5.0%、金額で9,655万6,548円の減額となりました。先ほど村長のほうからも説明がありましたが、要因としましては、平成26年度は固定資産税の滞納徴収額が大きく増額したことにより、今年度の過年度調定額が減額したことが要因の一つとして挙げられます。

個人住民税につきましては、収入額が6,745万691円、法人住民税が1,099万1,700円、村民税全体の収入額が、率にして12.5%、金額で7,844万2,391円の増額となりました。

固定資産税は評価替えによる家屋価格の減価分と土地地価の下落が続いていることにより、現年度の調定額は2,397万8,500円、率にして2.5%の減額になり、固定資産税全体の収納額につきましても1億7,310万5,205円、率にして15.7%の減額になりました。

その他の税の収入につきまして、軽自動車税は74万2,135円の増、たばこ税が223万2,219円減額、入湯税も40万3,650円の減となりました。詳しい内容につきましては決算認定参考資料の税務課編になりますが、5-7ページに(8)村税収納状況の比較がありますので、後でご確認ください。

続きまして、第2款地方譲与税です。こちらの収入済額が1億2,481万5,000円、率で5.0%、金額で598万8,000円の増額となっております。内訳は、第1項地方揮発油譲与税が233万3,000円、第2項自動車重量税譲与税が365万5,000円、それぞれ増額になりました。

次に、第3款利子割交付金1万4,000円の増額、第4款配当割交付金181万5,000円の減、第5款株式等譲渡所得割交付金が164万9,000円増、地方消費税交付金が7,618万8,000円増、第7款ゴルフ場利用税交付金は47万1,450円の減、第8款自動車取得税交付金につきましては1,033万3,000円の増額となりました。

次に、第9款地方特例交付金です。収入済額が199万3,000円、前年より26万6,000円減収になりました。

続いて、第10款地方交付税ですが、収入済額が24億6,380万2,000円でした。前年より0.7%、金額で1,810万4,000円の増額となりました。

第11款交通安全対策特別交付金、収入済額は340万3,000円、21万3,000円増額となりました。

次のページ3、4ページになります。

第12款分担金及び負担金ですが、収入済額が3,297万6,461円で、前年より金額で242万9,277円、率で8.0%の増となりました。

第13款使用料及び手数料、収入済額が8,317万2,062円で、前年より223万1,329円減っております。

続いて、第14款国庫支出金です。収入済額が3億8,717万7,018円で、3億645万1,434円、率で44.2%の減額となりました。要因としまして、災害復旧費国庫負担金3,496万1,374円、教育費国庫負担金2億8,194万5,000円等の減額が主な要因と思われます。

第15款県支出金の収入済額は5億2,789万9,902円で、前年より13.9%、金額で6,424万6,592円増加しました。これは、農林水産業費補助金の増額が主な要因と思われます。

続いて、第16款財産収入ですが、収入額が9,253万5,487円、金額で1,979万7,609円、率で17.6%の減でした。それは、26年度は高圧線敷地料として3年分835万4,703円、それと、国交省への村有地の売り払いが1,839万3,404円ありましたが、去年はそういったものがなかったため減額となっております。

次に、第17款寄附金です。収入済額が3,933万9,000円、前年より2,215万9,000円の増額です。一般寄附は103万4,000円減額になりましたが、愛する婦恋基金寄附金は3,219万3,000円の増額になりました。

第18款繰入金、収入済額2,542万8,000円で、前年より542万8,000円の増となりました。

第19款繰越金、こちらは前年度からの繰越金で収入済額が8億742万4,584円です。金額で3,727万7,623円、率は4.4%の減となっております。

続いて、第20款諸収入です。収入済額が2億8,412万2,679円で、前年より19.6%、金額で4,664万7,405円の増額となりました。理由としまして、第1項の延滞金加算金及び過料の収入済額は1億1,095万230円減となっておりますが、その次のページになりますが、第5項の雑入の中にプレミアム商品券の販売収入や火災保険金等の収入により、雑入が1億5,707万1,519円ふえたためと思われます。

歳入の最後、第21款村債です。こちらは起債による収入が3億7,840万円で、前年より

121.9%、4億6,110万円の減となりました。

詳細につきまして、決算認定参考資料総務課編の3-13ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計決算年度借入金ですが3億7,840万円、償還額が5億2,978万7,285円、27年度末一般会計村債残高は58億6,578万7,488円となり、1億5,138万7,285円減っております。

また、特別会計では、続いての3-16ページになりますが、決算年度中の借入額は1,590万円、償還額が3億3,109万9,309円で、3億1,519万9,309円の減額となり、27年度末の特別会計の村債の残額は41億6,373万2,047円となり、一般会計、特別会計等全体では、また3-13ページに戻っていただいて1行目の右端になりますが、残高は100億2,951万9,535円になっております。

以上、21の款の合計歳入額が決算書の6ページ、歳入合計額の欄にあるとおり、73億2,703万1,240円でした。前年対比で8.4%、金額で6億7,256万7,719円の減額となりました。収入財源のうち、収入の全体に対する村税の占める割合が25.0%、交付税の占める割合が33.6%、国庫及び県の支出金が12.5%、この3つの財源で71.1%であり、予算収入の約7割を占めることとなります。

なお、監査意見書の11ページにも載っているように、歳入における自主財源比率は43.62%で、前年対比では2.68%の増加でありました。

続いて、歳出に移ります。

決算書7、8ページをごらんください。

議会費から予備費まで14にわたる款が載せてございますが、各款の支出済額を中心に説明をいたします。

まず、第1款議会費です。支出済額は9,185万4,799円、前年比では20.3%、金額で1,547万7,821円の増額となりました。

第2款総務費、支出済額が14億8,509万1,652円で、前年より金額で1億8,849万6,269円、率では14.5%の増額になりました。これは、まち・ひと・しごと創生費1億5,269万7,099円がふえたことが主な要因と考えられます。

続いて、第3款民生費、支出済額が10億3,849万8,557円で、前年より3.0%、金額では3,156万8,205円の減額です。社会福祉費は1,833万178円ふえておりますが、児童福祉費については4,965万8,383円の減額により、民生費全体で減額になっております。

第4款衛生費ですが、支出済額が4億5,995万305円です。前年より金額で1,088万5,133

円、率にして2.3%の減になりました。これは、簡易水道事業特別会計への繰出金の減額が主な理由と思われます。

第5款労働費につきましては、支出済額が150万円でした。

第6款農林水産業費、支出済額が6億8,060万8,560円で、前年より10.1%、金額では6,222万9,287円の増額です。内容としますと、農業災害対策事業、農業基盤整備促進事業、多面的機能支払交付金事業等が増額となり、環境保全型農業推進事業、農村漁村地域整備交付金事業、天然記念物食害対策事業等が減額になり、農業費トータルでは6,477万78円の増となり、林業費は254万7,800円の減額となりました。

続いて、第7款商工費の支出済額が2億5,287万3,230円で、前年より54.4%、金額にして8,905万7,219円の増額となりました。観光施設整備事業の観光案内所新築工事費によるものと思われます。

次の第8款土木費の支出済額が7億8,555万2,740円でした。前年比で7.0%、額でいいますと5,894万6,669円の減額でした。土木管理費2,258万9,431円、道路橋梁費4,349万2,930円と減額になっております。

次のページ、9ページ、10ページに移ります。

第9款消防費ですが、支出済額は2億5,842万3,578円、これは前年より19.7%の増、金額で4,245万8,557円ふえました。広域消防への負担金の増額と非常用電源設置工事があったためと思われます。

続いて、第10款教育費、支出済額が7億4,049万9,830円で、前年度より50.7%、金額では7億6,136万7,530円の減額となりました。教育施設再編計画に基づく統合事業、一連の再編計画が完了したことにより、小学校費が6億1,935万6,753円、幼稚園費が1億3,467万5,414円、それぞれ減額になっております。

第11款の災害復旧費は支出はありません。

第12款公債費、支出済額が5億8,913万5,918円でした。前年比1.5%、金額で858万8,578円増額です。内訳は、元金が1,693万4,629円の増額、利息分は834万6,051円の減額です。

第13款諸支出金ですが、支出済額が2,320万円でした。前年比2億5,480万円、91.7%の減額です。スキー場事業補助金の減額によるものです。

予備費の歳出はございません。

歳出額の合計額が前年より10.9%、7億8,498万5,206円減りまして、合計で64億718万9,169円でした。

次の11ページから174ページまでにつきましては、各事項の明細になっておりますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

それでは、175ページをごらんください。

実質収支に関する調書を載せてあります。

内容的には繰り返しになりますけれども、歳入総額が73億2,703万1,240円、歳出総額が64億718万9,169円、差し引いた金額が9億1,984万2,071円、繰越明許費の繰越額を引いた額が5の実質収支額となりますが、その額が7億3,794万5,095円で、28年度に繰り越す金額ということになります。

次に、その176ページですけれども、財産に関する調書です。

最初に、土地及び建物の表になっておりますが、村が27年度末で保有している土地の面積は前年度より3万3,609.15平米減り、合計で1,821万852.85平米でございます。建物関係では、教育施設の解体等により5,465.27平米減り、年度末延べ面積は合計で5万9,652.73平米となっております。

続いて、177ページ、(2)山林ですが、山林経営に係るもので、所有、分収合わせて503万4,000平米で、27年度中の増減はありませんでした。

続いて、(5)出資による権利ですが、浅間山麓総合開発株式会社への出資金100万円を東御市のほうへ売却しましたので、年度末残高は1億6,339万円となりました。

続いて、178ページの2、物品ですが、村が保有している車両の状況を記載してあります。除雪車3台、凍結防止剤散布車1台がふえ、給食用自動車が1台減り、合計で86台を保有しております。

続いて、(3)債権ですが、27年度より医療従事者資格取得奨学金貸与金がふえ、従来からありました奨学金貸し付けと生活救護資金貸し付けの年度末残高の合計は、昨年度より155万円減り、1,284万円であります。該当者は奨学金で13人、医療従事者資格取得奨学金貸与金が1人、生活救護資金が1件です。

最後に、4の基金です。こちらは一般会計で9つ、特別会計は3つございますが、ここでは一般会計分のみを記載してあります。前年度末よりも6億547万4,000円ふえまして、27年度末現在高が32億8,182万3,000円となりました。

基金の詳細につきましては、決算認定資料の総務課編の3-12ページに内容が記載してありますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上を申し上げまして、27年度の一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご

確認の上、よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、平成27年度国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の状況について説明をさせていただきます。

それでは、9ページ、10ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書になりますが、まず、歳入の主な点について説明をさせていただきます。

まず、歳入のかなめであります国民健康保険税ですが、一番上の欄にあります、総額で5億6,308万2,241円の収入でございます。また、不納欠損につきましては530万8,950円となっております。一般分、それから退職分の内訳ですが、一般分としまして5億4,937万9,818円、退職分としまして1,370万2,423円の収入でございます。

それでは、11ページ、12ページをごらんいただきたいと思います。

中ほどにあります国庫支出金ですが、全体の収入額が3億3,249万2,335円、前年度比で3,302万8,000円の増となっております。この増加につきましては療養給付費の増加が要因でございます。

それから、国庫支出金のうちの補助金につきましては、下から3番目でございますが、国庫補助金につきましては1,298万5,000円、前年度比で325万6,000円の増となっております。これは特定健診の個別健診の負担金の増でございます。

それでは、13ページ、14ページをごらんいただきたいと思います。

第4款の療養給付費交付金ですが、4,099万8,491円、前年度比で1,145万8,000円の減でございます。これにつきましては、退職被保険者の基金からの交付金でございます。

第5款ですが、前期高齢者交付金につきましては、2億773万1,083円、前年度比で2,978万1,561円の減でございます。

続きまして、第6款の県支出金ですが、収入済額が1,223万6,999円、前年度比で866万4,000円ほどの増となっております

続きまして、15ページ、16ページをごらんいただきたいと思います。

第8款の共同事業交付金ですが、これにつきましては高額医療の関係の共同事業となっております。歳入済額が3億9,284万1,950円、前年度比で2億3,636万2,228円の増となっております

おりますが、この大幅な増につきましては、これは制度改正に伴うものでございまして、この歳入もふえておりますが、後でご説明させていただきますが、拠出金のほうも同等にふえております。

それから、第10款の繰入金でございますが、一般会計の繰入金としまして9,063万1,594円、前年度比で1,606万5,000円の増でございます。これは法定繰り入れでございます。

それでは、次の17ページ、18ページをごらんいただきたいと思います。

下から2番目にあります繰越金でございますが、繰越金の収入済額が9,609万6,763円、前年度比で5,149万5,000円の増でございます。

それでは、ずっととびまして、21、22ページをごらんいただきたいと思います。

歳入合計ですが、前年度比で3億324万3,529円増となりまして、18億4,858万4,257円の歳入でございます。

それでは、続きまして、歳出ですが、25、26ページをごらんいただきたいと思います。

主要な支出科目でございます保険給付費でございますが、一番上の欄でございます、全体で9億2,964万9,886円、前年度比で6,588万5,000円の増となっております。一般分、それから退職分の内訳ですが、一般分としまして7億7,602万1,716円、それから、退職分としまして3,524万3,542円となっております。

それから、第2項の高額療養費の状況ですが、支出済額が合計で9,878万7,112円、前年度比で2,161万円ほど増加となっております。これにつきましては、一般分が2,217万円、退職につきましては55万円の減額となっております。

それでは、ちょっととびまして29ページ、30ページをごらんいただきたいと思います。

出産育児一時金の状況ですが、27年度につきましては支給件数が18件、26年度よりも12件の減でございます。額にしましても417万2,000円ほど減額となりまして、支出済額が840万3,990円となっております。

葬祭費につきましては、16件で80万円の支出となっております。

それから、第3項の後期高齢者支援金ですが、これにつきましては2億3,892万6,102円となっております。

それでは、31、32ページをごらんいただきたいと思います。

第6款の介護納付金ですが、支出済額が1億769万3,089円でございます。

それから、7款の共同事業拠出金ですが、これは先ほど申し上げましたが、制度改革に伴いまして対象範囲の拡大に伴いまして、それから、歳入もふえておりますが、拠出金もふえ

ております。全体で2億5,292万2,295円増加しまして、4億3,093万824円の支出となっております。

それでは、33、34ページをごらんいただきたいと思います。

中ほどにあります第8款の保健事業費ですが、全体で2,171万1,042円の支出でございます。前年度比93万1,000円ほど増加をしております。この増加につきましては、主なものとして人間ドックの助成金が増加しておりますが、要因となっております。

それから、35、36ページをごらんいただきたいと思います。

基金の積立金につきまして、昨年度700万円ほど積み立てをさせていただきました。基金につきましては残額471円でございますので、年度末では700万471円の残となっております。

続いて、37、38ページをごらんいただきたいと思います。

歳入合計ですが、全体で17億5,085万525円、前年度比3億160万6,560円の増となっております。

それでは、39ページをごらんいただきたいと思います。

事業勘定の歳入歳出の状況ですが、歳入合計と歳出合計それぞれ先ほど申し上げましたが、差し引きとしまして9,773万3,732円、繰越明許額がございませんので、実質収支も同額の9,773万3,732円となっております。

それでは、続きまして、直診勘定について説明をさせていただきます。

まず、歳入ですが、45、46ページをごらんいただきたいと思います。

まず、主なものとしまして8款の繰入金ですが、2,703万円となっております。前年度比で769万円の減額でございます。これにつきましては、工事費等の減額が影響をしております。

それから、10款の諸収入でございますが、指定管理者の貸付金として2,000万円の繰り入れでございます。

それでは、次の47、48ページをごらんいただきたいと思います。

合計の歳入が4,858万6,498円、前年度比で684万7,000円ほど減額となっております。

49、50ページの歳出の状況ですが、総務費としまして合計で4,682万7,919円、それから、2款の医業費として173万6,640円の支出でございます。合計で4,856万4,559円の支出でございます。

それでは、最後、51ページをごらんいただきたいと思います。

歳入総額から歳出総額を差し引きまして、残額は2万1,939円、実質収支額も同額となっております。よろしく申し上げます。

○議長（熊川 一君） 認定第3号 平成27年度婦恋村介護保険特別会計歳入歳出決算について。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、続きまして、平成27年度介護保険特別会計の決算状況について説明をさせていただきます。

それでは、7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

まず、保険料収入でございますが、収入総額で2億3,184万5,000円、前年度比で5,458万6,000円ほど増加しておりますが、これにつきましては、平成27年度保険料の改定ございまして、その増の分でございます。

それから、第3款の国庫支出金ですが、2億822万6,533円の歳入でございます。これにつきましては297万6,000円ほど減額しておりますが、これは介護給付金の減額に伴うものでございます。

国庫支出金の負担金及び補助金の内訳につきましては、そこにございますので、ごらんいただきたいと思います。

それから、9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

第4款の支払基金の交付金として2億2,299万7,000円の歳入でございます。前年度比で2,412万4,000円ほど減額となっておりますが、これにつきましても介護給付金が減額になったことに伴うものでございます。

第5款県支出金ですが、総額で1億1,924万8,889円の歳入でございます。前年度比で848万4,000円の減額でございます。この減額の理由につきましても、支払基金あるいは国庫支出金と同理由でございます。

それから、11ページ、12ページをごらんいただきたいと思います。

次に主なものとして繰入金でございますが、繰入金総額は1億1,500万1,285円、これは一般会計からの繰り入れで、法定繰り入れ分でございます。前年度比で830万7,000円ほど減額となっております。

それでは、15ページ、16ページをごらんいただきたいと思います。

歳入総額ですが、前年度比で945万8,255円増加しまして、全体で9億1,937万7,642円の

歳入でございます。

続きまして、歳出ですが、17ページ、18ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1款の総務費としまして1,036万1,944円の支出でございます。うち86万4,000円につきましては、明許繰越として28年度に繰り越しを行っております。この繰り越しにつきましては委託料ですが、介護保険のシステム改修の委託費でございます。

同ページの一番下にありますが、保険給付費の状況ですが、支出総額が7億9,571万6,371円、前年度比で4,963万5,000円ほど減額になっておりますが、この減額につきましては、介護報酬の引き下げに伴うものでございます。

続きまして、19、20ページをごらんいただきたいと思います。

介護給付費の関係ですが、そこにございますように、まず、居宅介護費として2億9,300万円、それから、続きまして大きいものが第3目の施設介護サービス費、これにつきましては3,218万2,977円、すみません、第2目の地域密着型介護サービス給付費、これにつきましては1億82万8,550円となっておりますが、この項目につきましてはのみ増額となっております。1,350万6,400円ほど増加となっておりますが、これにつきましては、村内にあります白樺荘の一部増床分が地域密着型に指定されたことに伴うもので、施設給付費から移行しております。

それから、21、22ページをごらんいただきたいと思います。

一番下の高額介護サービス費ですが、これにつきましては前年度比で140万円ほどふえまして、1,145万1,808円となっております。

23、24ページをごらんいただきたいと思います。

第6項の特定入所者介護サービス費ですが、4,032万9,950円、前年度比で192万2,510円の増でございます。これにつきましては、低所得者に対する食費、居住費等の負担の減額分を補うものでございます。

それから、第4款の地域支援事業費として2,126万8,026円、前年度比で268万1,000円ほど増加となっております。

以上、主な支出でございます。

31、32ページをごらんいただきたいと思います。

合計の支出ですが、前年度比で5,217万7,793円減額となりまして、8億3,573万4,083円の支出でございます。

それでは、33ページをごらんいただきたいと思います。

歳入総額から歳出総額を差し引きました差引残額ですが、8,364万3,559円となっております。うち明許繰越分の43万2,000円を差し引かして、実質収支額は8,321万1,559円となっております。

それでは、続きまして、サービス勘定について説明をさせていただきます。

39、40ページをごらんいただきたいと思います。

サービス勘定につきましては、主な収入は第1款の介護サービス収入とし、ケアプランの作成の収入でございます。これが448万7,300円、残りにつきましては繰入金で補っておりますので、繰入金につきましては1,607万5,770円、合計の歳入が一番下の欄にありますように、2,056万3,070円となっております。

41、42ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

これにつきましては1款の事業費が主なものでございまして、合計で2,056万3,070円の支出でございます。主なものは人件費でございます。合計で2,056万3,070円と、同額となっております。

それでは、最後の43ページをごらんいただきたいと思います。

収支の状況ですが、歳入総額、歳出総額、合計が同額でございますので、差し引き残額はゼロでございます。よろしく申し上げます。

○議長（熊川 一君） 続いて、認定第4号 平成27年度孺恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、引き続きまして、平成27年度後期高齢者医療特別会計について、歳入歳出決算の状況を説明させていただきます。

それでは、同じように、5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入ですが、後期高齢につきましては、主な収入は保険料でございます。後期高齢の保険料とし、総額で9,244万9,500円、前年度比で445万6,000円ほど増加しておりますが、これは被保険者の増に伴う自然増でございます。

第2項の広域連合支出金につきましては、これは10万円ほどありますが、これは人間ドックの助成金として委託料として来ております。

続きまして、7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

ほかの主なものとして繰入金がございますが、繰入金の合計は3,523万2,818円、これは

主に一般会計の繰入金となっております。これも法定内の繰り入れでございます。

9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の合計ですが、全体で486万6,342円増加しまして、1億3,203万3,749円の歳入でございます。

続きまして、歳出ですが、11ページ、12ページをごらんいただきたいと思います。

中ほどにあります第2款の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、合計で1億2,692万2,180円、前年度比で468万3,000円ほど増加しておりますが、これにつきましても自然増に伴うもので、歳入がふえておりますので、広域連合に納付する分も増加をしております。

それでは、13、14ページをごらんいただきたいと思います。

次に、中ほどをごらんいただきたいと思います。

第4款の保健事業費として405万3,639円の支出でございます。この主なものにつきましては、後期高齢者加入者の特定健診の委託料でございます。合計の歳出が483万3,542円増加しまして、1億3,200万949円の歳出でございます。

じゃ、15ページをごらんいただきたいと思います。

歳入総額から歳出総額を差し引きました残額ですが、3万2,800円となっております。明許繰越分はございませんので、実質収支額も同額となっております。よろしく申し上げます。

○議長（熊川 一君） 休憩をいたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（熊川 一君） 再開します。

それでは、認定第5号 平成27年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、認定第5号 平成27年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書について説明させていただきます。1,000円未満は四捨五入にて説明させていただきます。

初めに、簡易水道事業の概要ですが、安全な水の安定供給と施設の適切な維持管理に努めました。主な工事としまして、大前簡易水道及び田代簡易水道の老朽管布設がえ工事と、平成26年度より繰越事業で国道144号線改良工事に伴います半出来橋梁添架工事を行い、配水池の清掃を実施いたしました。また、簡易水道組合へ配水管工事に助成を行いました。

まず、決算書の1ページ、2ページの歳入をごらんください。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料の収入額は8,447万2,000円で、前年比51万4,000円の減額です。

第4款県支出金、第1項県補助金の収支済額138万8,000円ですが、大前簡易水道、田代簡易水道の老朽管布設がえ工事分です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金の収入済額は2,858万9,000円でした。起債償還分等としての繰り入れになります。

第7款繰越金、第1項繰越金2,228万2,000円でした。

第8款諸収入につきましては、第3項雑収入の90万4,000円ですが、次亜塩素、量水器等になります。

第9款村債、第1項特別地方債は890万円でした。大前簡易水道、田代簡易水道老朽管布設がえ工事が主なものです。

歳入合計1億4,653万5,000円で、前年比500万9,000円の減額になります。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

歳出ですが、第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、支出済額7,667万円と、前年比308万7,000円の増額となっていますが、施設修繕費の302万9,000円の増、簡易水道組合工事補助金の526万円の増と職員人件費の増が主なものとなっております。

第3款公債費、第1項公債費は5,669万7,000円で、101万7,000円の増額となっております。

歳出合計1億3,336万6,000円で、前年比410万4,000円の増額となっております。

次に、歳出の概要ですが、9ページ、10ページをごらんください。

第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費の主なものといたしましては、11節電気料675万円、施設修繕費705万4,000円、13節簡易水道組合管理事務委託料331万5,000円、次は12ページになりますが、16節定期交換用量水器の347万1,000円などがございます。その下の簡易水道整備事業は、15節工事費で970万9,000円で、大前簡易水道及び田代簡易水道の老朽管布設がえ工事等がございます。また、繰越明許費は国道144号線改良工事に伴います半

出来橋梁添架工事でございます。

最後に、15ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額 1 億4,653万5,000円、歳出総額 1 億3,336万6,000円で、実質収支額1,316万9,000円でございます。

以上でございます。

○議長（熊川 一君） 次に、認定第6号 平成27年度孺恋村上水道事業会計決算についてを、上下水道課長、お願いします。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、続いて、認定第6号 平成27年度孺恋村上水道事業決算報告書について説明させていただきます。

上水道事業におきましては、施設の維持管理等により、安全な水の安定供給に努めました。具体的には引き続き石綿管の布設がえ工事を実施するとともに、前年度工事箇所の舗装本復旧工事、第3水源電動弁取りかえ工事、プリンスランド7次減圧弁取りかえ工事、第2浄水場配水池水位計更新工事等を行いました。また、大口径管布設がえの測量業務と用地調査、それと、26年度に引き続き上水道デジタル化業務委託、漏水調査等を進めました。

初めに、1ページをごらんください。

収益的収入及び支出ですが、収入の部、第1款水道事業収益は、決算額2億863万7,000円です。内訳は、第1項営業収益が1億8,724万9,000円、第2項営業外収益は2,138万8,000円で、前年比営業収益が3,845万円の減と、営業外収益が1,319万6,000円の増で、給水収益は606万3,000円、およそ3.2%の減でした。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用の決算額は1億3,646万8,000円です。内訳は、第1項営業費用1億2,596万9,000円、第2項営業外費用は1,049万9,000円で、前年比6,421万1,000円の減額で、第1項営業費用が5,946万3,000円の減額と第2項の営業外費用は81万8,000円の減額となりました。特別損失は平成27年度がありませんでしたので、対前年比は393万1,000円の減額となりました。

次に、2ページの資本的収入及び支出をごらんください。

資本的収入はございません。

次に、支出ですが、第1款資本的支出の決算額は5,056万8,000円と、前年比24万円の減額となっております。

第1項建設改良費2,221万円です。主に石綿管布設がえ工事と大口径水管布設がえの用地

測量と調査、弁類の取りかえ工事などです。第2項企業債償還金は2,835万8,000円でした。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,056万8,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額162万4,000円と、過年度損失勘定留保資金4,894万5,000円で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書をごらんください。

1、営業収益から2、営業費用を差し引いた額は3,418万9,000円で、前年比3,515万6,000円の増額です。配水及び給水費の前年比4,055万7,000円の減額が主な原因で、人件費、材料費、路面復旧費などが主なものでございます。

次に、3、営業外収益から4、営業外費用を引いた当年経常利益は4,569万5,000円でした。当年度純利益4,569万5,000円と、前年度繰越利益剰余金4億3,296万2,000円を合わせて、当年度末未処分利益剰余金は4億7,865万7,000円です。

次に、4ページでの剰余金計算書をごらんください。

まず、資本剰余金の部ですが、一番下の欄の中ほどに27年度末資本剰余金残額は351万1,000円です。

次に、利益剰余金の部ですが、一番上段の前年度末残高の利益剰余金4億3,496万2,000円に、当年度変動額4,569万5,000円と減債積立金200万円を加えて、27年度末の利益剰余金残高は4億8,065万7,000円です。

次に、6ページの貸借対照表をごらんください。

1、固定資産は、有形固定資産が13億5,110万7,000円、その他無形固定資産、投資その他の資産を加え、固定資産合計が13億7,376万円です。固定資産の明細が14ページにありますので、後でごらんください。

次に、2、流動資産ですが、合計4億4,806万2,000円で、前年比3,532万4,000円の増額です。資産合計18億2,182万2,000円です。

次に、負債の部ですが、合計が7ページになりますので、7ページをごらんください。

4、固定負債の合計は3億9,115万9,000円です。

5、流動負債合計は4,213万5,000円で、6、繰延収益合計は2億617万8,000円です。負債合計額は6億3,947万1,000円です。

資本の部は、8、剰余金、(1)資本剰余金、ロ、受贈財産評価額351万1,000円、(2)利益剰余金、イ、減債積立金200万円、ニ、当年度未処分利益剰余金4億7,865万7,000円です。4ページの剰余金計算書でご確認ください。資本合計11億8,235万1,000円で

す。また、負債資本合計では18億2,182万2,000円で、前年比919万9,000円の減額となっております。

次に、10ページをごらんください。

平成27年度キャッシュ・フローですが、1、業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、主なものは当年度純利益がプラス4,594万円、減価償却費がプラス5,669万3,000円と固定資産除却損がプラス340万4,000円、長期前受金戻入額がマイナス2,068万9,000円、支払利息プラス1,049万9,000円、未収金の増減はマイナス292万1,000円、未払金の増減ではマイナス449万8,000円などにより、業務活動によるキャッシュ・フローはプラス8,267万5,000円となっております。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出の減少がマイナス1,269万5,000円と無形固定資産の取得による支出の減少がマイナス287万8,000円となり、投資活動によるキャッシュ・フローは1,557万3,000円の減額となりました。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出の減少がマイナス2,835万8,000円などによって、マイナス2,865万円となりました。資金増加額は3,845万2,000円で、資金期首残高3億4,377万2,000円、資金期末残高3億8,222万4,000円でした。

また、8ページ、9ページの事業報告と11ページ以降に収益費用明細につきましてありますので、後でごらんいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（熊川 一君） 認定第7号 平成27年度孺恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、認定第7号 平成27年度孺恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書について説明させていただきます。

公共下水道事業では、経年劣化に伴う施設修繕や機器の交換時期を迎えておりまして、芦生田地区のマンホールポンプ交換や通報装置修繕、マンホールポンプ等の清掃点検を行うとともに、マンホールのかさ高調整などを行いました。

最初に、1ページ、2ページの歳入をごらんください。

第1款分担金及び負担金ですが、第1項分担金収入済額84万4,000円で、前年比41万

2,000円の減額でした。

第2款の使用料及び手数料は7,099万円、前年比111万9,000円の減額です。内訳ですが、対前年比で現年度分使用料が131万1,000円の減額、滞納繰越分が19万2,000円の増額となっております。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は2億3,925万円で、前年比783万円の増額です。

第7款繰越金、第1項繰越金は714万6,000円でした。

第8款諸収入、第2項雑入は1万4,000円でした。

歳入合計3億1,824万4,000円で、対前年比221万円の増額でございます。

次に、歳出になりますが、3ページ、4ページをごらんください。

第1款下水道費、支出済額6,472万2,000円でした。内訳ですが、第1項業務管理費が4,994万6,000円と、290万円の減額、また、第2項下水道事業費は1,477万5,000円で、前年比340万1,000円の増額でした。

第3款公債費、第1項公債費、支出済額2億4,446万7,000円でした。

歳出合計3億918万8,000円となり、前年比30万1,000円の増額でございます。

次に、歳出の概要ですが、9ページ、10ページをごらんください。

第1項業務管理費、第2目管渠管理費ですが、主なものは11節電気料469万8,000円、施設修繕費572万6,000円ですが、芦生田地区のマンホールポンプの交換102万6,000円、三原、芦生田、袋倉、西窪、鎌原地区の通報装置の修繕の406万1,000円が主なものとなっております。また、13節委託料では、マンホールポンプ管渠の点検清掃委託等で368万3,000円などでございます。

次に、12ページをごらんください。

処理場管理費ですが、主なものとしましては、11節電気料478万9,000円、13節処理場維持管理委託料1,110万2,000円、汚泥処分委託料386万2,000円などです。

次に、第2項下水道事業費ですが、第1目公共下水道事業費1,477万5,000円で、主なものは13節の下水道事業計画変更設計委託料の183万6,000円で、これは5年に一度の更新が必要なものとなっております。15節工事費につきましては、東部幼稚園解体に伴います下水道管布設がえ工事に297万円と、公共ます新設工事が87万7,000円でございます。

最後に、15ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額及び実質収支額は905万6,000円です。以上でございます。

○議長（熊川 一君） 認定第8号 平成27年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、引き続き、認定第8号 平成27年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書について説明させていただきます。

農業集落排水事業では、供用開始の早かった田代、干俣地区において経年劣化が進行していますが、マンホールポンプの点検や管路施設の調査・補修により長寿命化を図りました。また、田代地区のマンホールポンプの交換や干俣処理場の汚泥脱水機の修繕等を行いました。決算書の1ページ、2ページをごらんください。

初めに、歳入の第1款分担金及び負担金ですが、第1項分担金は収入済額241万9,000円で、前年比71万7,000円の減額です。収入の内訳は、集落排水分51万9,000円、個別排水整備事業費分担金190万円となっております。

第2款使用料及び手数料、第1項の使用料収入済額6,433万6,000円で、前年比240万3,000円の増額となっております。内訳は、第1目集落排水使用料4,841万8,000円、第2目個別排水使用料の収入済額が1,591万8,000円です。

第3款国庫支出金、第1項農集排水事業国庫補助金は収入済額600万円でした。

第4款県支出金、第1項県補助金の収入済額は199万5,000円でした。国費、県費とも、浄化槽設置工事費への補助金となっております。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金1億1,310万円で、前年比639万円の増額です。

第7款繰越金、第1項繰越金757万5,000円です。

第8款諸収入、第2項雑収入は21万7,000円です。

第9款村債、第1項村債は700万円です。

収入合計2億264万1,000円で、対前年比は793万1,000円の増額となっております。

次に、歳出ですが、3ページ、4ページをごらんください。

第1款農業集落排水事業費は、支出済額9,093万2,000円で、前年比859万3,000円の増額です。第1項業務管理費の支出済額は5,404万1,000円と、前年比1,040万1,000円の増額となっております。第2項農業集落排水事業費は、支出済額3,689万1,000円で、前年比180万8,000円の減額となっております。

第2款公債費、第1項公債費につきましては、1億358万7,000円で、121万円の減額とな

っております。

歳出総額 1 億9,451万8,000円となり、前年比738万3,000円の減額でした。歳出の主な内容になりますが、9ページ、10ページをごらんください。

第2目の管渠管理費は992万7,000円で、主な経費としまして11節電気料276万6,000円と、施設修繕費287万5,000円、13節委託費やマンホールポンプ点検、管路施設調査委託などで357万5,000円です。

また、第3目の処理場管理費は支出済額2,511万円ですが、主なものは11節電気料789万3,000円、次は12ページになりますのでお願いいたします、施設修繕費が352万3,000円、修繕費の内訳としましては干俣汚水脱水機交換、干俣コンポスト等活性炭交換などです。また、13節処理場維持管理業務委託料913万7,000円などでございます。

12ページの中ほどをごらんください。

第2項農業集落排水事業費、第1目集落排水事業費の支出済額は91万円です。前年比68万7,000円の減額ですが、農業集落排水工事費が63万3,000円で、前年比71万7,000円の減額が主なものです。

次に、第2目の個別排水整備事業費は支出済額3,598万1,000円と、前年対比122万8,000円の減額となっております。主なものといたしましては、11節施設修繕費が151万9,000円で、浄化槽ブローア－交換などでございます。

次は、14ページをごらんいただきたいと思いますが、12節になります、汚泥引抜清掃委託料が803万1,000円、13節浄化槽保守管理委託料としまして759万2,000円、15節個別合併浄化槽設置工事費1,790万6,000円、これは前年比243万円の減額となっております。

最後に、15ページの実質収支に関する調書をごらんください。

収入総額 2 億264万1,000円、歳出総額 1 億9,451万8,000円、歳入総額から歳出総額を差し引き、実質収支は812万3,000円で行いました。

以上でございます。

○議長（熊川 一君） 認定第9号 平成27年度婦恋村スキー場事業会計決算について。

観光商工課長。

〔観光商工課長 加藤康治君登壇〕

○観光商工課長（加藤康治君） それでは、平成27年度スキー場会計事業に関しまして、決算に関する報告をさせていただきます。

まず、スキー場会計決算書の8ページをごらんいただきたいと思いますが、

ここに、これまでの経過を含めて、概況として記載をさせていただきます。簡単に朗読をさせていただきますが、当スキー場は昭和59年にオープンということで、平成16年度から指定管理制度を導入して、これまでパルコール婦恋、バラキ高原観光協会、そして、申請がありましたブリーズバイオペレーション6号ということで、ここ2年間契約をさせていただきます。今に推移しているところであります。

また、27年度の収入収支につきましては、これ、例年どおりでありますけれども、ペンション前の駐車料金として8万6,000円、一般会計の補助金として2,320万円を収入とさせていただきます、主な支出といたしましては、指定管理料として1,620万円、土地の使用料として関東森林管理局へ522万6,000円という状況であります。細かい支出につきましては、以下に記載したとおりであります。

また、資本的収支につきましては、平成26年度におきまして一括償還をさせていただきましたので、平成27年度におきましては資本的収入支出につきましてはありませんでしたということであります。

続いて、12ページをごらんいただきたいと思っております。

非常に企業会計という複雑な会計手法をとりながらも、ご案内のとおり実質的に運営をしておりませんので、中身的には非常にシンプルなものとなっております。先ほど8ページで申し上げたことが、ここで明細となっておりますので、ごらんをいただきたいと思っておりますし、裏ページにあります、13ページにあります。資本的収入支出につきましては記載のとおりゼロという状況であります。

以上、簡単で恐縮でございますけれども、スキー場会計に関する決算に関する説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） ここで、宮崎代表監査委員から、平成27年度決算審査の意見を求めます。

宮崎代表監査委員さん、ご登壇をお願いいたします。

〔監査委員 宮崎判次君登壇〕

○監査委員（宮崎判次君） 紹介いただいた宮崎です。

監査の審査結果ということで発表したいと思います。

まず、1番として、一般会計及び各特別会計、これに関して平成27年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びにそれぞれの附属書類を審査した結果は次のとおりである。

（1）決算の計数は、関係帳票、証拠書類及び指定金融機関の収納・支出の各計数と合致

し、正確であることが認められた。(2) 予算の執行は、議決の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効率的に行われたものと認められた。(3) 収入支出の事務は、関係法規に準拠し、おおむね適正に処理されているものと認められた。(4) 財産の取得、管理及び処分は、おおむね適正にされているものと認められた。

2として、基金の運用状況です。(1) 基金の運用は適切に行われている。(2) 収支の決算、帳票整理は、おおむね適正に行われている。

3として、公営企業会計です。決算諸表は、経営成績及び財政状況を適正に表示しており、その計数は正確である、事業の運営に当たっては、おおむね適正であると認められた。

続いて、意見のほうですが、意見は毎年似たようなこともありますので、今回特設的にちょっと述べたいことが何点かありますので、述べさせていただきます。

歳入でいいますと、村税の収入未済額が1億円台となって減ったわけなんですけれども、群馬県下の平均徴収率94.3%に対し、嬭恋村は91.2%であり、平均徴収率からいえば、35市町村の28番目であると。大口滞納先への積極的な滞納対策が求められるということで、歳入は以上です。

続きまして、議会費のほうですが、これも前回もたしか述べてあったと思いますけれども、2のほうで、若い人が立候補できるような報酬改定、政務活動費等を含めた議員環境の整備について、引き続き検討を願いたいということを書いてありました。

それと、総務費では、2番として、人事評価制度がスタートしたが、人事は公平なことが肝心なので、制度の適正な運営を行い、組織の活性化を図ることを期待すると。3として、人口減少の進む嬭恋村の課題を克服するために、柔軟な発想と企画力を持った人材の育成が必要であり、若い職員には民間企業を含めた研修の機会を積極的に与える必要があると。4として、円滑な業務運営は、業務内容に適した課の設置と職員の配属が必要である、住民福祉課の業務は住民サービスから保健衛生まで多岐にわたり、1課としての運営には限界があると、分課して組織の機能性と活力を持たせるべきではないかという意見です。それと、6番として、借地契約による施設が有意義に行われているが、また、将来的に必要な施設なのか検討し、必要性があると認められる場合は積極的に導入を進めるべきである。

総務は以上です。

あとは土木費のほうで、5番に書いてあります、村営住宅の空き部屋対策について、入居条件の緩和は難しいということだが、約半数が空き部屋という建物であり、現状を放置できないのではないか。そういう意見です。

次に、教育費のほうですが、教育費は7番に書いてあります。孺恋中学校のメンテナンス工事や学校施設のLED化が必要と思うが、どうかということです。

それと、公営企業会計で、上下水道特別会計。これは平成27年度における上水道の年間配水量は188万トンで、このうち有収水量は66万トンでしかなく、有収率が35.2%と非常に低い状況にある、この結果122万トンが漏水等による垂れ流しとなっており、事業地域が広範囲ではあるけれども、特殊性を考慮しても正常状態とはいえないということで、別荘利用者も使用料金が低いという意見もある中、こうした状況を放置しておくことは許されないと、漏水調査の見回りの強化などを行っているということだが、10年以上改善されていない現状であると、改善が必要ではないかということです。

それと、スキー場の特別会計。これも大体いつも述べていることなんですが、村当局として指定管理のあり方を含め、継続するか否か、決断のときであり、指定管理を続けるとすれば、その理由を住民に対し明確に説明すべきである。

以上です。

○議長（熊川 一君） ただいまの審査意見に対しまして、質疑がありましたらお願いをいたします。ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（熊川 一君） ご質疑がありませんので、審査意見に対する質疑を終了いたします。

大変ありがとうございました。

次に、本案について総括質疑を行います。

質疑がありましたらお願いをいたします。

8番、伊藤洋子君。

○8番（伊藤洋子君） 何点か質問をさせていただきたいと思います。

村長から先ほど一般会計の説明があったわけですが、例年のように数字的な動きがあって、それで今後、いろいろ財政努力した中で余剰金というか、表現が難しいけれども、お金があったら少子化対策、高齢化対策に使っていくようにしていきたいという来年度に対する抱負のようなものが語られましたけれども、その前に27年度の決算を終えて、総括的に村長としてはどう考えられているのか、そこの点についてちょっと質問したいと思います。

1つは、昨年度27年度予算を立てるときに、ちょうど地方創生に向けてやっていかなければということであったと思うんですけれども、それで監査意見にも今ありましたけれども、審査意見で総合計画や地方創生総合戦略の実施においては引き続きという、いろいろこうし

て指摘されているわけですがけれども、やっぱり村長としてはどのような取り組みをして、どんな反省があったかということで。今年度の予算には少子化がすごく盛り込まれて、私個人的にもよかったなと思いますので、例えば今後、審査意見の7ページにもありますけれども、高齢化が33.1%になった中で、少子化もそうですけれども、高齢化も本当に深刻な課題になっていくので、今回のいろんな決算を経て、その辺についてはどのような抱負を、少子化対策、高齢化対策と先ほど説明で言われましたけれども、どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

それから、もう一点、JR吾妻線なんですけれども、私は自分の質問でもたびたび取り上げているわけですが、6月議会でも支社長がかわったので表敬訪問を兼ねて、やっぱりこれからのこと、せつかく私たち議会が寒い中、訪問して要望してきたけれども、それへの取り組みもしていかないと、吾妻線を本当に守ることをしていかないといけないんじゃないかということで質問したことがありますけれども、本当に3月26日をもって草津特急がなくなったことにより、いろいろな意見がすごい寄せられているので、やっぱりこれが一自治体だけではという村長の答弁がいつもありますけれども、その一自治体がどれだけ声を上げるかが本当に広域的な運動を起こすことにもつながると思うので、そこら辺は本当に村民の足を守るものの一つの大きな課題として取り組むべきかなといつも考えるんですけれども、27年度中の3月26日をもって終わってしまったわけですが、その辺について、どう考えるかということがもう一点の質問です。

それから、先ほど村長としては上信道の要望活動をして一步前進ということをお話されましたけれども、その話が進んでいけば、やっぱり嬭恋村としてはどういう形になるか、道の駅になるのか、特産物の販売所になるのか、その辺は今後の私たちも含めての課題となると思いますけれども、そういうところで販売するものの特産物開発が、いつも予算のときでも、決算のときでも、尻切れになって何か継続性がなくて、本当に年中売り出せる特産物が何年もかかっているけれども、なかなかできない。一部民間の人とかが出しているのは私も承知しているつもりですが、その辺の取り組み、やる気がある方にはこういう援助をするとか、そうした積極的な取り組みとかしていかなければ、いざ道の駅なり、特産物販売所ができて本当に売るものがない、嬭恋らしいものとか、そういうものがなくなるんじゃないかという心配があるので、その辺の取り組み、次年度にはもっと積極的にやって、道の駅なりができた暁には、こうして自信を持って売っていけるようにしたいというものをやっていたらどうか、その3点についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 平成27年度の決算に対する総括質疑ということで、決算に対する総括質疑だというふうに認識をして、それに対してお答えをさせていただきます。

第1点目の質問でございますが、総合戦略、地方創生等、行ってきたわけでございますけれども、おおむね結果で数字的に出ておるわけでございますので、結果は結果として、それなりの評価をご指導いただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、第2点目。吾妻線の話は3月26日、特急中止という話がありました。今後どうするかということは、また今後の予算編成等で、あるいは政策論争の中で議していきたいと思っておりますが、結果として3月26日に特急が中止になったということについては、私としては非常に残念なことであると思っております。今後のことについては、今後また政策論争の中でしていきたいと思っておりますけれども、より一層前向きに関連する自治体とも連携しながら、しっかりと活性化のために取り組んでまいりたいと思ひます。

第3点目でございますが、上信道につきましては先ほど冒頭でも行政報告でさせていただきましたけれども、今後におきましては県ともしっかりと協議をしながら、また、地域地域の要望も吸い上げながら、しっかりとした村の考え方をまとめて、県のほうに本線のあり方、それに対する接続するべきネットワークの道路のあり方、ミッシングリンクのないような形の道路体系の要望をしっかりと今後もお願ひしてまいりたいと思ひます。

道の駅と特産品の販売ということで毎年度特産品の予算編成もしたり、いろんな部署で特産品の開発等もやってきておるのも現実でございます。いつも議会の皆様からご指摘にありますとおり、なかなかまい結果が出ていないというのも現実でございます。より一層、庁内にも現在また勉強をさせている部隊もございまして、また、議員の皆さんからもしっかりとしたご意見をいただきながら、村の特産品について開発並びにしかるべく販売ができる体制というものを取り組んでまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（熊川 一君） 8番、伊藤洋子君。

○8番（伊藤洋子君） それでは、もう一度繰り返しますけれども、村長としては総合戦略やら地方創生のことは、おおむね達成したという評価をしているということで、次年度に向けては、先ほど表明したように少子化対策、高齢化対策をさらに傾注していきたいということで確認してよろしいのでしょうか。その点をきちんと答えていただければと思ひます。

それと、J R 吾妻線に対しては、やはり先ほど言ったように要望になりますけれども、村の決意が大事で、私はいつも村民を挙げてやらなければ、これは本当に J R 高崎支社を動かす力にはなっていないというところで、その具体性を今後、村長のほうから出されることを願っておりますし、質問としては、それでは、その後村長としては J R 高崎支社に伺ったのかどうかだけここでお返事していただきたいと思います。私の質問に対しては近々行きたいということをしていましたので、やはり村全体にかかわる問題だと思っておりますので、その点だけ確認しておきたいと思っております。

3 番目も要望になりますけれども、再三議会の予算審議でも決算審議でも一番問題になっていることなので、これも早急に具体化していかなければ、急に売り出したいものができるわけじゃないから、ぜひこれは積極的に取り組んでいていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

第 1 点目でございますが、総合戦略、地方創生等について達成したのかというご指摘でございました。今後どうするのかという話でございました。

平成27年から5カ年間ということで総合戦略、地方創生戦略を策定しようということからスタートしておるわけでございますが、今スタートラインに立ったという認識でございます。今後はさらにその中身をしっかりと精査しながら、議員の皆様方のご提案等も賜りながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。今後も、まだスタートしたばかりであると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

2 点目でございますが、J R 高崎支社に行ったかどうかという話でございますけれども、8 月 2 日にたまたま草津温泉のほうで支社長さんにもご挨拶させていただきました。何とかまた支社にはしっかりと陳情書の形をつくって、また、村の要望として書類でもってお願いにまいりたいと、こう思っておるところであります。よろしくお願ひします。

第 3 点目でございますが、特産品の販売等で要望という話でございましたけれども、今から未来に向かってのグラウンドデザインを、後世に残すために特に道路のネットワーク等を中心しっかりと青写真をつくってまいりたい、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑がありませんので、総括質疑を終了いたします。

お諮りします。本案の審査は中日12日に行うこととし、本日から11日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は本日から11日まで議案調査といたします。

◎日程の変更について

○議長（熊川 一君） お諮りします。日程第20から日程第25までは、いずれも平成28年度各補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第20から日程第25までを一括議題といたしたいと思っております。なお、本日提案説明と全員協議会での詳細説明を行い、再開日まで議案調査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第51号～議案第56号の一括上程、説明

○議長（熊川 一君） 日程第20から日程第25までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第51号 平成28年度婦恋村一般会計補正予算（第3号）から議案第56号までの各特別会計補正予算につきまして、提案理由を説明させていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳入歳出それぞれ4億3,167万7,000円を追加し、歳入歳出総額68億6,614万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、平成27年度決算で繰越金が確定したことにより7億2,794万5,000円の歳入増となりました。このため、当初予算において歳入歳出額の不足額を補うため、財政調整基金からの繰入金2億9,323万3,000円全額を減額しました。また、村債につきましては、見込んでいた辺地対策事業債は国からの配分調整により減額となりました。過疎対策事業債につきましては、対象事業の事業費に合わせて減額いたしました。臨時財政対策債は、発行可能額が決定したことにより、1,598万8,000円の増額となりました。

続きまして、歳出につきましては、まず、選挙費でございますが、報酬12万7,000円の増でございますが、大変申しわけなく反省しているところでございます。平成27年度選挙管理委員会委員の方々の後期分の報酬の未払いが発覚いたしました。平成27年度は既に決算が済んでおり前年度予算の支払いができないために、平成28年度予算で支払うこととさせていただきたいものでございます。今後このようなことは絶対に起きないように確認、指導を徹底していく所存でございますので、よろしくご指導、ご理解をお願い申し上げます。

続きまして、民生費では、児童手当支給事業の国庫負担金過年度分精算による償還813万4,000円の補正額としました。農林水産業費では、野菜集出荷施設補修費にかかわる補助金600万円を計上させていただきました。また、農業基盤整備促進事業から小規模農村整備事業と農地耕作条件改善事業への予算を振りかえる内容となっております。土木費では、8月18日の豪雨による対応を含め、村道維持管理事業、緊急路面維持修繕事業にそれぞれ2,000万円の増額いたしました。消防費では、災害対策として村内各区へ非常用電源の確保として発電機を配置するため、700万円の補正をさせていただきました。

他会計への繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計への繰出金につきましては一般会計当初予算の財源が厳しく、下水道の各会計当初予算において平準化債の発行を予定し、予算編成をしておりました。この平準化債を活用すると交付税への影響が大きいため、一般会計における繰越金をその振りかえ財源として繰り出すこととさせていただきました。平準化債にかかわる繰出金額は補正額のうち、公共下水道へは9,400万円、農業集落排水事業へは3,900万円となっております。このほか、庁舎建設のための振興開発基金へ8,000万円、文化会館建設基金への8,000万円の積立金の補正をさせていただきました。

以上が平成28年度婦恋村一般会計補正予算（第3号）の主な内容となっております。

次に、各特別会計でございますが、まず、議案第52号 平成28年度孺恋村国民健康保険特別会計事業勘定では、歳入歳出それぞれ2,579万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を17億7,550万4,000円とし、直営診療施設勘定は、歳入歳出それぞれ3,300万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,179万7,000円とするものでございます。

次に、議案第53号 平成28年度孺恋村簡易水道事業特別会計ですが、歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,900万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案第54号 平成28年度孺恋村上水道事業会計補正予算ですが、鎌原水路補修にかかわる負担金120万円を補正するものでございます。

続いて、議案第55号 平成28年度孺恋村公共下水道事業特別会計は、歳入歳出それぞれ300万円追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,136万2,000円とするものでございます。

次に、議案第56号 平成28年度孺恋村農業集落排水事業特別会計では、歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億455万1,000円とするものでございます。

以上、大変雑駁ではありますが補正予算の提案説明とさせていただきます。なお、一般会計を初め、各会計補正予算の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、慎重なるご審議をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、議案第51号 平成28年度孺恋村一般会計補正予算（第3号）の詳細説明をいたします。

平成28年度孺恋村一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,167万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億6,614万4,000円といたします。

補正概要といたしまして、5ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、款と補正額を申し上げます。

まず、歳入ですが、12款分担金及び負担金マイナス26万3,000円、15款県支出金1,133万8,000円、16款財産収入190万2,000円、18款繰入金マイナス2億9,323万3,000円、19款繰越金7億2,794万5,000円、21款村債マイナス1,601万2,000円、合計補正額4億3,167万7,000円、歳入合計額68億6,614万4,000円となります。

次に、歳出でございますが、6ページをお願いいたします。

第2款総務費、補正額9,160万8,000円、3款民生費998万円、4款衛生費マイナス231万

7,000円、第6款農林水産業費1億191万2,000円、8款土木費1億4,164万9,000円、9款消防費758万4,000円、10款教育費8,126万1,000円、合計補正額4億3,167万7,000円、歳出合計額68億6,614万4,000円。

補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金合計額が1,133万8,000円、地方債マイナス3,200万円、その他財源163万9,000円、一般財源4億5,070万円となります。

次に、主な歳入内容について説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

第12款分担金及び負担金と第15款県支出金は、対象補助事業の変更が生じたための補正になります。

第16款財産収入では、実績による補正となります。

8ページをお願いいたします。

第18款繰入金と第19款繰越金は、決算に伴う前年度からの繰越額の確定による補正となります。

第21款村債は、交付税の本算定によるものと事業費の減額による補正になります。

次に、歳出の主な内容について説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第8目財政調整基金費987万6,000円は、財政調整基金積立金と利子積立金になります。11目諸費115万円では、つまごい祭りの助成金等になります。14目振興開発基金費8,034万7,000円は、将来に向けての振興開発基金積立金と利子積立金になります。

次に、11ページをお願いいたします。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童措置費832万9,000円は実績に伴う補正で、国庫負担金過年度決算分償還金と国庫支出金等過年度分返還金になります。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予備費135万2,000円は、B型肝炎予防接種委託料と助成金になります。

次に、12ページをお願いいたします。

第6目簡易水道費マイナス366万9,000円は、決算に伴う繰出金になります。

次に、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費600万円は、野菜集出荷施設補修費補助金になります。第5目農地費8,691万円は、村単土地改良事業が605万円、農業集落排水事業特別会計繰出金が4,687万8,000円になります。補助事業の変更と事業の増に

よるもので、農業基盤整備促進事業がマイナス1億4,121万8,000円、小規模農村整備事業が2,300万円、農地耕作条件改善事業が1億5,220万円になります。

次に、第2項林業費、第1目林業振興費900万2,000円は、緑の県民税事業、森林整備工事等になります。

次に、14ページをお願いいたします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、道路維持費4,050万円は、災害分を含めた村道改修分になります。第2目道路新設改良費600万円は、村道大前・細原線の関係の調査委託になります。

次に、15ページをお願いいたします。

第4項下水道費、第1目下水道整備費9,494万5,000円、これにつきましては冒頭村長から説明ございましたが、決算に伴いまして繰越金が確定しました。一般会計から繰り出すことのほうが有利であるため、補正するものでございます。なお、12ページにございます農業集落排水事業につきましても同様でございます。

次に、第9款消防費、第1項消防費、5目災害対策費758万4,000円は、災害対策事業としまして浅間高原からの避難誘導看板の設置、それと、区長会からの要望でございまして、災害時に対応する発電機を各地区に設置するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

第10款教育費、第5項社会教育費、社会教育総務費、補正額8,000万1,000円、こちらにつきましては文化会館建設基金積立金になります。

以上、主な補正内容でございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（熊川 一君） 次に、住民福祉課長。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、議案第52号 平成28年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算の詳細説明をさせていただきます。

事業勘定につきましては、総額17億7,550万4,000円、2,579万3,000円の追加でございます。直営診療勘定につきましては、3万3,000円を減額して、5,179万7,000円とするものでございます。

それでは、3ページの歳入の事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

主な補正項目ですが、第1款の国民健康保険税としまして7,253万3,000円の減額、第3款国庫支出金として59万4,000円の増額、第11款繰越金として9,773万2,000円、合計で2,579万3,000円の増額となります。

それでは、4ページをごらんいただきたいと思います。

歳出についてですが、まず、第1款の総務費につきましては59万4,000円の増額でございます。2款から8款につきましては、財源内訳の補正となります。第9款の基金積立金として2,101万3,000円、10款諸支出金として418万6,000円、合計で2,579万3,000円の補正でございます。

それでは、歳入歳出の詳細についてお話をさせていただきます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入、税の関係ですが、これは現行の税率で本算定を行いまして減額となったものでございます。内訳ですが、一般被保険者分として、まず、医療費分がマイナス7,776万1,000円、その他増額が多少ございますが、退職被保険者につきましては現行の税率で、医療費分がマイナス700万3,000円、その他減額がございます。

第3款の国庫支出金としまして59万4,000円の増でございます。これにつきましては、国民健康保険の制度改正に伴いますシステム改修の国庫の補助金でございます。

それでは、歳出ですが、7ページをごらんいただきたいと思います。

総務費ですが、先ほど申し上げました59万4,000円につきましては、国保の制度改正に伴いますシステム改修の補正でございます。これは、先ほど申し上げましたように100%国の補助金で賄われます。

それから、第2款から9ページの第8款につきましては、これは財源補正となりますので、増減はございません。

それでは、10ページをごらんいただきたいと思います。

第9款の基金の積立金ですが、これにつきましては繰越金を財源としまして、国保税が減額になった分を充当した残額を現段階におきまして国保の基金に積み立てをしたいということで2,101万3,000円を計上させていただきました。

それから、第10款ですが、これにつきましては国庫支出金、主に療養給付費の国庫負担金であります。過年度分の精算に基づきまして411万8,600円を返還するための補正でございます。

事業勘定については以上でございます。

それでは、続きまして、直営施設勘定ですが、13ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入ですが、主なものとしまして第8款の繰入金がマイナス5万4,000円、それから、9款繰越金として2万1,000円、合計でマイナス3万3,000円の補正でございます。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の補正の主な項目ですが、第1款総務費が53万9,000円の増額、第2款の医業費がマイナス57万2,000円、合計でマイナス3万3,000円の補正でございます。

主な内容でございますが、歳入のほうは5万4,000円、これは一般会計の繰入金のマイナスでございます、それから、繰越金の確定によります2万1,000円の増額の補正でございます。

最後に、16ページ、歳出でございますが、歳出の補正の内容でございます。

まず、一般管理費として53万9,000円、これにつきましては緊急の修繕が発生しまして、2階のトイレが水漏れをしております、その改修をするための補正でございます。

それから、第2款の医業費、第2目の医療用機械器具費の関係につきましては、今年度診療所に3基の医療機器を購入する予定でございましたが、その3基のうち1基につきましては、乙が負担をする項目の50万円を下回りましたので、これを診療所のほうで購入をしていただくということで1基は減額となりました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（熊川 一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、議案第53号 平成28年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明させていただきます。

第1条歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,900万3,000円とするものがございます。

5ページをごらんください。

歳入について説明させていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金366万9,000円の減額でございます。補正額550万円を繰越金で充足しまして、一般会計繰入金につきましても繰越金により減額いたします。

次に、第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額916万9,000円の増額ですが、

繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費550万円の増額です。事業延期となりました大前の国道の工事に伴う布設がえ工事にかえまして、2月末に漏水のありました三原簡易水道の石綿管布設がえ工事を先に今年度行いたいと思っているものです。設計及び工事費の差額分の増額についてお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（熊川 一君） 続けて、上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、引き続き、議案第54号 平成28年度嬭恋村上水道事業会計補正予算について詳細説明させていただきます。

収益的収入及び支出第2条におきまして、支出の部、第1款水道事業費、第2項営業外費用を120万円増額し、水道事業費を1億8,076万5,000円とするものでございます。

2ページの嬭恋村上水道会計予算明細書をごらんください。

支出の内容ですが、第1款水道事業費、第2項営業外費用、第2目雑支出、その他修繕費としまして鎌原地区のスクールバス乗りおり口付近にあります鎌原用水の改善改修工事として120万円を増額予定したものであります。よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 続いて、公共下水道事業。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） では、議案第55号 平成28年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明させていただきます。

第1条歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,136万2,000円とするものでございます。

第2条地方債の変更につきましては、第2表地方債補正によりまして資本費平準化債を減額するものでございます。

6ページをごらんください。

歳入について説明させていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金9,494万5,000円の増額でございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金205万5,000円の増額でございます。

第9款村債、第1項村債、第1目下水道債、これは資本費平準化債で9,400万円の減額でございます。補正額300万円と資本費平準化債の減額9,400万円を一般会計繰入金と繰越金で充足いたします。

続きまして、7ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費300万円の増額です。経営戦略策定支援業務委託料になります。この経営戦略というものでございますけれども、現状を分析して今後10年間の経営方針を立てるもので、平成28年度から5年以内に作成とされましたが、下水道事業の高資本対策費に関して平成29年度交付税の算定要件とされたために28年度中の策定が必要となりましたので、補正にて対応をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 続いて、農業集落排水事業特別会計補正予算。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） 続きまして、議案第56号 平成28年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明させていただきます。

第1条歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億455万1,000円とするものでございます。

第2条地方債の変更につきましては、第2表地方債補正によりまして資本費平準化債を減額するものでございます。

6ページをごらんください。

歳入について説明させていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金4,687万8,000円の増額でございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金112万2,000円の増額です。繰越金の確定によるものでございます。

第9款村債、第1項村債、第1目下水道債、これは資本費平準化債で3,900万円の減額でございます。補正額900万円、資本費平準化債の減額3,900万円を一般会計繰入金と繰越金で充足いたします。

続きまして、7ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款農業集落排水事業、第1項業務管理費、第1目総務管理費900万円の増額です。こちらも公共下水と同様で、経営戦略策定支援業務委託料です。こちらも公共下水と同様に平成28年度から5年以内に作成するものとされましたが、農業集落排水事業の交渉の対策費に関します平成29年度交付税の算定要件にこの計画が策定されているものとされていまして、28年度中の策定が必要となりましたので、補正でお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（熊川 一君） 平成28年度各会計補正予算の説明が終了しました。

議案第51号から議案第56号までは全員協議会で詳細説明を行い、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第57号上程、説明

○議長（熊川 一君） 日程第26、議案第57号 婦恋村農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りします。議案第57号については、本日提案説明と全員協議会での詳細説明を行い、再開日まで議案調査としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は全員協議会で意見調整し、再開日に採決することにいたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第57号の提案理由を説明させていただきます。

農業委員会等に関する法律（昭和28年法律）第88号が改正されたことに伴いまして、農業委員等の定数を定めたく、本案を提出するものでございます。

詳細につき担当より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 小嶋 正君登壇〕

○農林振興課長（小嶋 正君） それでは、議案第57号について説明をさせていただきます。

条例案裏面をごらんいただきたいと思います。

婦恋村農業委員会の委員等の定数に関する条例ということで今回改めて制定をさせていただきます。

第2条としまして農業委員会の委員の定数を15人、第3条で農地利用最適化推進委員の定数を15人とするものであります。なお、経過措置によりまして、来年の7月19日までは任期満了までは現行制度が適用されるということになっております。

以上で説明を終わります。

◎請願書・陳情書等の委員会付託について

○議長（熊川 一君） 日程第27、請願書・陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第90条第1項の規定により、請願・陳情の審査を別紙文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（熊川 一君） 日程第28、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付いたしました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、この際、お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更が生じた場合は、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣の件については、変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

◎休会について

○議長（熊川 一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により11日まで休会といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。

よって、あすから11日まで休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（熊川 一君） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時24分

平成28年第6回定例村議会

(第2号)

平成28年第6回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成28年9月12日(月)午前10時02分開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成27年度嬭恋村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 平成27年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 平成27年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 平成27年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 平成27年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 平成27年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について
- 日程第 7 認定第 7号 平成27年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8号 平成27年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 9号 平成27年度嬭恋村スキー場事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第51号 平成28年度嬭恋村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第52号 平成28年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第53号 平成28年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第54号 平成28年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第55号 平成28年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第56号 平成28年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第57号 嬭恋村農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	副 村 長	滝沢 英幸 君
教 育 長	黒岩 優行 君	総務課長	松本 源 君
総合政策課長	下谷 彰一 君	税務課長	黒岩 崇明 君
住民福祉課長	松本 芳男 君	建設課長	宮崎 芳弥 君
農林振興課長	小嶋 正 君	観光商工課長	加藤 康治 君
上下水道課長	熊川 武彦 君	教育委員会 事務局 長	宮崎 孝 君
会計管理者	山崎 優子 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩 富二	書 記	宮崎 清
--------	-------	-----	------

開議 午前10時02分

◎開議の宣告

○議長（熊川 一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、平成28年第6回婦恋村定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（熊川 一君） 本日の議事日程は別紙日程表のとおりといたします。

◎認定第1号～認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第1から日程第9まで、平成27年度各会計歳入歳出決算認定についてを審議いたします。

本案については、本定例会第1日目に一括議題とし、既に当局の説明が終わり、それぞれ議案の調査を願っておりますので、ただいまから質疑を行います。

議事整理の都合により、質疑は一般会計歳入歳出から順次行います。

一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

8番、伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 議会の初日に、村長のほうから一般会計の歳入歳出決算認定について説明がありましたけれども、私は総括質疑の中でも言いましたけれども、決算は何のために行うかということで、村長のいろいろな事業をやってきた中での反省とか評価とかいろいろあればいいかなということで質問したときに、おおむね達成と言われましたけれども、やはりそこら辺が具体的に何かこう、ちょうど総合計画の始まりだったわけですけども、やり残しとかもきっとあるのじゃないかなと思ったんですけども、その辺がはっきり述べられ

なかったので1点述べていただければと思うのが1つです。

それから、7億円余りの繰越金があったわけですけれども、そうしたものを今後、少子化対策、高齢化対策に使っていくようにしたいという今後に向けての意思が述べられましたけれども、その辺がもし具体的にこう思うことと違ってありましたら、述べていただきたいと思います。

以上、2点についてお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成27年度の全体の予算を見て、これはどうだったのか、何か重点的なものがあるかというような趣旨のご質問でございました。

財政再建につきましては、実質公債費比率が8.4になったということで、財政健全化比率についても、将来負担比率についても、おおむねいいところに来たかなと思っております。まだ県の平均よりも若干悪いという状況かと思われますので、しっかりと県の平均を上回るような財政規律を守った財政運営をしてまいりたいと思っています。

それから、学校再編等につきましては、まだ当面課題が西部小学校の体育館、あるいはプール等、お金のかかる事業が確実に目の前にあるわけでごさいます、それにつきましては財政調整基金、決算ベース見てもらうとわかるとおり、23億円までふやしてまいりました。貯金もしてきましたので、また県のほうの教育委員会の管理課とも鋭意お話をさせてもらっていますが、事業をするにつきましては、過疎債を認めてもらう等の手も打ってきておりますので、着実に平成27年度の予算の中では、当面する財政的な大きくかかる費用については、しっかりと計画的に進んでいきたいと考えております。

それから、7億円という説明をさせてもらったわけでごさいますけれども、ざっくり7億円の件につきましてはお話も議会の中ではさせてもらってきましたが、まず3億円ほどにつきましては、当初、28年度の当初予算に基金を取り崩したものをお返しさせてもらうということでごさいます。残りの4億円でごさいますけれども、8,000万円、8,000万円、これは役場等の将来の計画的に再建築するということと、あと孺恋会館を中心とする文化会館的な施設について、また8,000万円のお金を基金としてためさせてもらうという予定でごさいます。また、農水省関係の予算でばっさりと切られた分があったわけでごさいますけれども、当初予算では組んでおりましたので、それに充てる費用として予算ベースで約1億5,000万

円ぐらいを充てさせていただくと。残ったお金につきましては、財政調整基金に充てるということでございますので、7億円につきましては、全員協議会の中でもお話しさせていただきましたけれども、そういう方向でしっかりと計画性を持って、将来に向かって貯金をし、将来の投資に対する方向性を定めるためのお金として使わせてもらうというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。全体を見まして、一步一步でございますけれども、堅実に、着実に前に進んできたのかなという評価をさせていただけたらと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありますか。

○8番（伊藤洋子君） すみません、2点目の質問について答えていただきたいんですけども。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 7億円についての質問でございましたので、先ほど7億円については、おおむね3億円は当初ベースで基金を取り崩したものに充てると。残りの4億円につきましては、8,000万円、8,000万円を将来の投資のために使うと。加えて農水省関係の予算で落ちた分の1億5,000万円ぐらいがそこに加わると、3億3,000万円ぐらいになると思われませんが、田代地区等で災害があった補正をお願いしたわけですが、緊急に道路の補修というのが必要であるということで、専決的に処分をさせてもらった費用等で2,000万円、2,000万円を4,000万円と。残りにつきましては財政調整基金というところに充てさせてもらったということでございます。したがって、その7億円どうするかということでございますけれども、7億円につきましては、そういうことで補正等に組みさせていただいておりますのでご理解いただきたいと思っております。

なお、28年度におきましては、議員の皆さんのご指導をいただきまして、子供を育てるための予算ということで回らせてもらっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありますか。

唐澤弘君。

○3番（唐澤 弘君） 27年度決算における、今、村長が説明があったように、公債費比率は健全化計画に沿って順調に来ているということですが、特に私は今回監査委員からの意見にもあるように、地方総合戦略に掲げる雇用の創出や経済対策に向けた思い切った投資が財政改革だけではなくて必要だということを言われておりますが、この辺についての村長

の今後の考え方、それから予算執行上のチェック体制、非常に不備な点があったようにも思われます。その辺をきちんと今回だけ過ぎたからいいということではなくて、そういう問題点をきちんと検討、チェックをし直して、しっかりした方向性でやっていただきたいと思います。その辺の考え方を聞かせてください。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 唐澤議員の総括的ご質問に対しまして、お答えをさせてもらいたいと思います。

財政比率はまあまあのところ、標準的な水準にきたということでご理解をいただいたということで、それにつきましてはありがとうございます。

しかしながら、もう少し未来に向かって投資的な経費が少ないのではないかとご指摘でございました。基金全体で、特別会計も入れまして約33億3,000万円ほどにふえてきておりますので、基本的にかかる、必ずやらなくちゃならん大きなものにつきましては計画的に進めますが、なおかつ投資的なものについて、今は少しずつ効果的なものについては投資をすべき時期に来ておると私も思っております。財政をよく見ながら、いい事業、効果のある事業については、しっかりと投資をもう少しシフトしてまいりたいと思っております。全体の予算の中で、自主財源に対して依存財源が非常にまだ多いという現実がございますけれども、義務的経費に対する投資的経費については、もう少し投資的な経費をふやせる状況になりつつあるなど私も思っておりますので、唐澤議員ご指摘のように、投資的なものに効率的に、議会の了解を得ながら投資をするべき時期に来ておる、その範囲においてしっかりと投資も前向きに取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

唐澤議員の2点目の関係でございました。

予算執行上のチェックということでございました。私自身も深く反省をしておるところでございます。1円でも間違いがあってはならん我々でございますので、もう少し書類関係、帳票関係、それから事務のスピードの関係、こういうものにつきまして再度事務事業評価を含めまして、しっかりと反省をして誤りなきよう、予算の執行体制を来年度に向かって取り組んでまいりたいと思っております。議員のご指摘のとおりだと思っておりますので、反省すべきところはしっかりと私の名において、責任においてチェック体制をしっかりとつくります。よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありますか。

9番、大久保守君。

○9番（大久保 守君） 1点お聞きしたいのですが、土地取得で今現在不要になった別荘の方が、土地を寄附なされるという例が非常に多くて、27年度も4,600平米ぐらいあるというような調書が出ておりますけれども、今後返していただくと固定資産税が取れない、それをそのまま塩漬けにしていくような状態ではいけないと思うんですけれども、今後どのようにこのいただいた土地を利用していくのか、お教え願いたいと思います。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、年間ざっくりですけれども、月に10、年間100件前後以上の方が寄附をしたいというご提案がございます。それを全てもらっているわけではございません。土地は区画が確定していないところといたしますか、国調が入っていないとわからないところ等もあります。それから地形的に担当が行ってみて、真ん中に川が走っておる土地、あるいは傾斜が非常にきつくて崖があるような土地、こういう土地もお持ちの方については価値がもう下がってきているので持っていてもしようがない、固定資産につきましては、最低の価格に行かない場合はお支払いしていただかないわけでございますけれども、それでも1万円でも払うのが、土地が価格下がったので寄附をしたいという方がふえているのが現実でございます。

したがいまして、むやみに何でもくると、寄附しますよというものをいただくのではなくて、将来村として交換しても価値がある、区画がしっかりしておる、また境界もある程度確定しておる、また管理費用とか水道費用の残がない、こういうところについては前向きに一応寄附を受け入れる体制で臨んでおるところでございます。大久保議員のご指摘のとおり、しっかりとした受け入れの基準というものを庁内では今、そういう指示をしておりますけれども、村がもらっても、将来交換してもできるところみたいなしっかりしたところは寄附を受けてもいいと思っておる、その基準についてもう少し、指示はして当然やっておりますけれども、基準をもう少し明確にした形で、また議会のほうにもご報告できるような形で進めてまいりたい、こう思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（熊川 一君） 大久保守君。

○9番（大久保 守君） 今、村長話したとおり結構月ベースからすると多いと思うんですけれども、今村長のおっしゃった、別荘地とすれば今言ったとおり管理費がかかるというよう

な話があります。今現在、この取得した、いわゆる寄附された土地の管理費というのはどうやっておるのか、それから今後その利用方ですね。ただただで塩漬けにするようじゃどうしようもないんで、どうしていただいた資産を抱えずにしていくのかという施策をお教え願いたいと思います。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほど申しましたように、管理費、別荘を持っておる、土地を持っているだけでも管理費用を取られていられるところ、あるいは水道料金を取られておるところ等がございます。原則として管理費、あるいは水道費等を高く払っているところはいただかない方向で現在では進めております。それから、ご指摘のとおりもらってもそれを将来どうするんだということがございますけれども、例えばでございますが、大笹・北軽井沢線の道路拡幅について、土地と土地の交換ができる、そういういい土地といいますか、そういうものについては、またしっかりと5筆でも10筆でも、そういうものはそういうものでしっかりと確認をした土地を色分けしておく必要もあるのかなと思っております。

それから、全体の利活用については、何とか古い別荘は壊したり、あるいは土地があいていて平らでフラットで、区画がしっかりしているようなものについては、今後移住定住の計画ともあわせて中で、しっかりと計画性を持って進んでいく必要があるのかなと、このように思っております。将来的に、そういうことを一步一步進めることによって、土地の評価も上がりますし、大笹・北軽井沢線が7メートル幅で、2.5メートルの歩道ができることによって、平米1,000円こういうふうになれば、固定資産税そのものが上がるということもありますので、環境整備全体を含めてやっぱり考えていく必要があると思っております。しっかりとしたプランニングもまた、議会のほうにもまたご意見をいただきながら進めてまいりたい、こう思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

2番、土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） 27年度の決算なんですけれども、働く場の確保ということでちょっと質問をいたします。

いろんな計画のところ、それぞれ雇用の場確保とかそういうことが、いろいろの計画とか何かに書かれておりますけれども、実際問題、27年の決算におかれても何も漸進的な働く場の確保の前進が全然ございません。今後29年度の予算に向けまして、例えば働く場所の確

保をする担当の課を誰がするのか、職員を1人ぐらい配置して、積極的に行動できるようなそのような体制をぜひともつくっていかなければ、実際問題に、ことし新年度予算で子育て支援でいろいろ給食費無料とかしましたけれども、そのほかに働く場がなければ村には全然若い人が残らない、そのことを絶対に村が進めていかなければ、人口がどんどん減っていく一方だと思えますけれども、それは早急のやっぱり村挙げて働く場の確保をしていかなければならぬと思えます。ぜひとも担当課、どこの課が担当になるかわからないんですけども、それ専門の職員を配置して何をするかということをやんと研究していく場所を絶対に設けていただきたいと思えます。その辺のところをちょっとお伺いします。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 平成27年度予算決算の中で、働く場所の確保、これについて明確な結論的なものがなかったやにというご指摘でございました。

担当課にすれば総合政策のほうで、Uターン、Iターン計画、あるいは定住促進、こういうもの担当で窓口でやってきておるところでございます。また、総合戦略ということで、多くの方々のご理解をいただいて、一応計画も5カ年間のものが、27年から31年度までということで、5カ年計画もできたわけでございます。結果的に有効に10人ふえた、30人ふえた、50人ふえたという、これぐらいの確保ができたかというご指摘をいただければ、それはなかなか現実にそうなるはおらん状況かと思っております。有効求人倍率、婦恋村だけが景気回復というわけにはいかない部分もございますので、日本全体の有効求人倍率は今1%超えてきておるわけでございます。ぜひとも第1セクター、官だけではなくて、民がもう少し元気になって、有効求人倍率が1.05とか、あるいは1.08ぐらいになればもう少し我がローカルの地方の中山間にも人が少し働く場が確保できるのかなと思っております。これはあくまでもマクロのことでございますので、当面する自分たちの地域、このミクロの世界においては、それなりのことをしっかり考えていく必要があると考えております。

たまたまでございますけれども、1社30人ほど求人も今している会社もございましてけれども、ぜひともそういう会社が1社でも村内にふえていただいて、雇用が1人でも2人でもふえることを強く望んでいますし、行政でサポートすることがあればそういうところにもサポートしてまいりたいとこう思っております。

それと、労働力人口そのものにつきましても、日本国内は人口減少社会の中で今6,300万人ほどの人が働いていますけれども、だんだん労働力人口の人口も減っておるといって均衡縮

小型の時代に入ってきて、労働力については進んでおると思います。その中ですけれども、外国人の研修生ということで、中国、ベトナム、インドネシア、カンボジア等から260名ぐらいの方がこちらに働いていただいております。そのような現状もございます。そういう方々がうんとふえるという、この国内の国民の労働力を奪うんじゃないかという問題も出るかもしれませんが、いずれにいたしましても、担当課をしっかりとということでございますが、担当課は総合政策課中心で今までも来ましたので、内部ではしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

ぜひとも民間でいい企業があつて働く場所が確保できるような企業があれば、やはりお話を誘致にも目を向けてまいりたいと、こう思っております。担当課も決めて、次年度に向かつて前向きに取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（熊川 一君） 土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） 担当課を決めてするというところでございますので、ぜひとも来年度の予算からそういった方向で、いろんな実現できる実行可能な施策を一日も早く実現をしていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（熊川 一君） 1番、佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） 婦恋の農林水産業のことに、質問させていただきたいと思っております。

今、先ほど質問された土屋議員にも関連するかと思いますが、婦恋村には海外の方が研修という形で働きに来ていただいておりますし、婦恋村の基幹産業である農家にとってそのような方たちの支援というのはもうこれから必ず必要だというふうに考えています。それに当たっては、やはり説明不足の点があつたりとか、自分が労働がきつくて帰られた方も何人かいらっしゃるというふうにお聞きしていますので、また観光面においても、やはりこれから海外の人たちを迎えるに当たって、そのような研修生が自国に帰って、婦恋村、日本の印象をお話しされたときに、とても劣悪だったということがないような研修、またあとそういった海外の実習生を対象にした地域行事等の参加にも含めて、婦恋村のよさや日本のよさをアピールしていく絶好の機会だというふうに思います。

そのようなことを考えたときに、やはり労働力として当然必要なわけですけれども、そこには人間的なきずなを深めたり、真心ある対応が必要ではないかというふうに考えます。本当に朝早くから、遅く労働されている人たちの、また言葉がわからない中、ここ日本に来て頑張っていらっしゃる、そういう実習生に対して、やはり婦恋、日本のそういったよさをア

ピールしていくための、村としての取り組みをどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 西吾妻に想定で外国人研修生が今現在で約430名ほどおると思われます。そのうち嬭恋村内在が約260名だと思っております。そのうち農業研修生がやっぱり一番多いということだと思っております。観光面についても、30名か40名ぐらいは村内に今おるといふふうに確認しております。また戸籍法上も、外国人の方は今年の7月以来、籍をちゃんと入れなさいということがございます。最低労働賃金をお支払いしなさい、社会保障費をお支払いしなさいということで、研修生の皆さんに対しましても、時給はちゃんとお支払いする、社会保険は払ってやるというようなことで受け入れ体制、国としてやるべきこと、地方自治体がやるべきこと、これをしっかりもう一回確認をする必要があるのかなと思っております。間違いなく嬭恋村の第1次産業であるキャベツにつきましては、労働研修生のお力をおかりしないと現実経営できない、マネジメントできない現実がございます。

しかしながらまた受け入れサイドの皆さんのほうからもいろんな方があると思われませんが、みんながまとまっちゃうとまたちょっと弱る面もあるというような話もあったり、いろんな行政課題があるように聞いております。もう少し調査もさせていただきながら、行政は何ができるのかをやはりもう少し検証をする必要があるなど、こういうふうには思っております。どこまで村ができるのか、何が村ができるのか、これについてはいろんな意見がありまして、温泉券ぐらい無料で入れられる券を配布してやったらどうかとか、いろんな意見があるのも現実でございます。できる限りケース・バイ・ケースで今まで対応してきておりますが、人数が非常にふえてきておるといふ面もございますので、行政として何ができるか、地方自治体としては何ができるか、これについては少し検討を加えて、できることを一步一步お手伝いできたらなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。基本的に労働力は必要である、研修生、労働力と言ってはまずいと思われますけれども、研修生の皆さんのお力をおかりする必要があるという認識であることは伍したと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありますか。

12番、大野さん。

○12番（大野克美君） ちょっと雇用のことについて、村長の答弁に疑問というか、ちょっとおかしいなと思ったのは、雇用をふやすというのは、担当課とかそういうところじゃだめ

なんです。ですから、村長はこれは松下電器が苦境に陥ったとき、松下幸之助が自分で車を押しながら売り歩いたところいったんだよ。だから一番最終的には雇用をふやす基本的姿勢というのは、やはり村長、それともう一つはやっぱり議員さんです、これは。こういうところに意識がなければ、決してふえるものではないんです。ですから、村長ももちろん担当課に任すというより、私は率先してやると、そのくらいの発言がちょっと欲しかった。婦恋村で1番私が20年間議員やっているんですけども、失われた20年間、一番減っているのはとにかく固定資産税と人口ですよ。この2つはずっと過去私の議員の経歴の中でずっと全部減ってきているの。だからこの2つをどこで底を打ってやるかということは今後の決算なんかで見て、ただ下がっているのを見ていくんじゃないかと、雇用を、固定資産税、つまりこの2つをずっと20年にわたる下がり、これをどうやって底を打って回復させるか、そのための基本姿勢、それも完全に村長が私がやると、もう松下幸之助のように雇用は私が先頭に立ってやる、もちろん議員もそうですよ。だからそういう覚悟で臨まないで、担当課に任せておけばいいなんていう単純な問題ではないです。そのことだけを言っておいて、村長もその気があるかどうか、私が先頭に立ってやると、どうですか。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員のすばらしい提案でございました。私もやっぱり雇用はふやすべきだと思っていますし、担当課だけではないと思っています。先ほど唐澤議員からも投資的経費をふやせというご指摘もございました。やはりみんなで協力して雇用を1人でも2人でもふやす、そういうものについて私もしっかりと取り組みたいと思っています。また、担当課は総合政策と申しましたが、全課課長も課長会議でもよく議論をして協議を進め、私は私の立場で前向きに取り組んでまいりたい、こう思いますのでご理解いただきたいと思っています。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありますか。

黒岩鹿二郎君。

○11番（黒岩鹿二郎君） 先ほどは議員の仲間からそれぞれの意見が出ました。私も全協で少し意見を言わせてもらいました。努めました、図った、行ったと、決算ですから当然こういう文面が出てくると思うんですけども、その裏に皆さんは、これを図ったことに、これを行っただけに効果はどうだったのか、そういう検証をぜひこの文面が出た中で、各課で今後は行っていただきたいと思っています。それから先ほど村長が雇用の話をしました。なかなか

いい企業がない、いい人がこないと、なかなかないという言葉が出ました。我々ずっとそのことを訴えました。でもさっき大野さん言ったように我々にも責任はあると思います。しかしながら、いい企業が来るような環境づくりは孀恋村していませんよ。俺はずっとそう思っている。いい企業どうして来ない。今回小学校の経費がゼロになりました。土地は結構あります。皆さんどうして小学校の経費がゼロになったと、土地があるよと。どうしてそういうものを戦略として打ち出してくれなかったか俺は寂しいんですよ。今回予算であれほど計上しました。村長さんの挨拶の中で、どこかで学校・幼稚園・小学校・中学校、教育費はゼロになりましたと、こう言っていないで、やはりそういう戦略としてやれば、多少はしょうゆうかなという人もいるかもしれません。でもこれはやってみる価値はあると思います。そういうものを含めて今後戦略ぜひお願いしたいと思います。

答弁は結構です。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、質疑を終わります。

続いて、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてを質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、上水道事業会計決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

8番、伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 先日、全協での質疑で聞きましたけれども、高齢化して、息子たちも娘たちも帰ってこないという家は、なかなか継続しない、加入しないと思うんですけども、そういうのはもう見きわめていて、加入率との関係ではどのように処理されていくのかだけお聞きしたいと思います。

○議長（熊川 一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

高齢化した住宅なども、一応対象戸数には入っておりますので、未加入扱いになってしまっています。ですから、接続率はその分は下がるということになりますので、引き続き加入していただくような努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、スキー場事業会計決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

9番、大久保守君。

○9番（大久保 守君） スキー場会計、今回で特別会計を閉じるという説明がありました。

その中で、固定資産の中でまだ資産が2億6,700万円ぐらいあるわけがございますけれども、特に構築物が1億6,000万円ぐらいあるように書いてありますが、構築物というはリフト関

係とかになるんですか。その点、特別会計が終われば今度は普通財産ということで、資産は普通財産、総務課かどこかへ移るんでしょうけれども、リフトでパルコールさんが持っていたリフトがございます。あれはやっぱり資産分けして、もちろん持ち主がパルコールさんだからそれは資産には入らないんでしょうけれども、実際にはやっぱりそういう仕分けになるんでしょうか。お願いいたします。

○議長（熊川 一君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 加藤康治君登壇〕

○観光商工課長（加藤康治君） 大久保議員のご質問にお答えさせていただきますが、ご案内のとおり、あのリフトについては、村は補助金を出して向こうが設立というか建立したということの、決算上にも、うちにもなっておりますので、うちの資産ではないというふうに考えております。ただ、問題はうちのスキー場にあるというような問題ありますけれども、資産的にはパルコールさんのものだという認識をしております。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

大久保さん。

○9番（大久保 守君） そうすると、例えば村長が言う、人も金も出さないということで、では村営スキー場を閉じるというときになったときに、そこだけパルコールが持っていてもしようがないという話になれば、もちろん解体費等はパルコールがするという約束のもとになっているわけですか。

○議長（熊川 一君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 加藤康治君登壇〕

○観光商工課長（加藤康治君） 大久保議員の質問にお答えさせていただきますが、少なくとも私が担当して交渉している中で、その辺の具体的なことは交わされておりません。ただ、当時はこういうふうな状況になるというふうに誰も予測してなかった中で、今現在があらうかと思っておりますので、交渉の中ではその辺が一番難しいところではありますけれども、しっかりと結論めいて出さなければならないと思っておりますが、基本的には向こうの財産であることは間違いのないところでありますので、あそこまで営業する、もしくはそこはしっかりとけじめをつけていただいて撤廃するというような形になろうかと思っております。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

3番、唐澤弘君。

○3番（唐澤 弘君） この決算については、全協でもいろいろスキー場が今後継続されるの

かどうかということについて、村長の考え方を聞きました。しかし何回も言うようですけれども、あのバラギー帯の役割だけではなくて、婦恋全体の振興策としての位置づけ非常に大きかったということでもありますから、ただ簡単にそういう取り扱いがなされないように今後十分検討していただいて、やはり振興策の一つとして観光振興という流れの中、それから雇用対策も含めて、そういう考えをもう一度村長に内部でよく検討していただいて、これから最終的な交渉というかその辺の考えをまとめるんでしょうけれども、ここで判断を一つ間違えると、大きなそういう光が消えていくような形になりますから、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、村長の考え方を聞かせてください。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 全協でもお話、議論のあった大変重要な政策課題であると思っております。当面、それを最大の重要な課題だと心得ております。相手側がいらっしゃいますので、しっかりと今までの経緯を踏まえて取り組んでまいりたい、また時間もないという状況もございます。毎年毎年そういう状況がこの時期になりますと続いておりますが、津田さんも理解をしてくださるときはしてくださる人だと、私、今までの交渉の中で確信しておりますので、また今、唐澤議員のご指摘のとおり、地域全体どうなんだ、村全体にどうなんだという視点を決して失うことなく、お話し合いを進めてまいりたいと、こう思っております。また議会のほうにも進展状況あれば、ご報告申し上げながら取り組んでまいりたい、こう思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

次に、各会計決算について一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

8番、伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 私は、一般会計の決算には反対、それとスキー場事業会計にも反対、そしてそのほかの会計には要望等つけ加えて賛成としたいと思って討論に臨みます。

まず、一般会計なんですけれども、全協の中でも、それで本日の中でも、やっぱり決算を行う意味というところで、村長の気持ちが数字的のところとかこうしてきた、ああいう取り組みをしたというだけのことで、それに対する評価、そして次年度に向けてこうしたいとか

というのが質疑されて初めて行われるし、そういうのではなくて、自分からやっぱりもっと吟味したものがあってしかりじゃないかなというふうに思います。

先ほども少子化対策、高齢化対策もこれは本当に以前からこの村の大きな課題としてあったわけですし、人口の経緯なんかもやっても今回なんかは高齢化率が33.1%という、もう本当はもっと先から取り組んでいけばもしかしたらもうちょっと下げられたりするところ、私は数字的とかこう決めたからこうだけやるということじゃなくて、もっと掘り下げたことを全体的に村としてはやるということが今後本当に必要になってくるんじゃないかなと考えております。

特に、私はいつも質問しますが、例えばJRの吾妻線についてですけれども、本当に3月26日に特急がなくなってからいろんな方々から声が出てきます。本当に困っている、これは村の将来にとっても大事というのは村長も常々言葉にはしているんですけれども、それに対する取り組みは皆無とっていいほどないんですよ。例えば私は去年の9月にも質問していますし、3月の予算でも質問して、やっぱりJR高崎支社長もかわったんだから新たにきちんと訪問して、これこれこうですと、この村の状況はこうですというので、まずは表敬訪問もしながら村としての気持ちを伝えることが大事じゃないかなと思いますけれども、そういった点も言葉を本真正に行動に移して、数字だけのことじゃなくて、行動でちゃんと示して反省して次年度に生かすという点で何か足りないように思いますので、その辺で一般会計のほうは反対といたします。

それから、国民健康保険特別会計では、予防活動が高まってきたのか、かかる率が少なくなったということと、それから担当課も努力されて村民との面談できちんと分納なりそういうことに応じているということでありましたので、今後もやっぱりお医者さんにかからなくて亡くなる方がいるということがないように、親身になってやってほしいというのを介護保険特別会計とあわせて要望しておきたいと思います。

それから、後期高齢者医療特別会計ですけれども、質疑の中で現在のところ、やはり資格証明書等に当たることがないということで、ほっとしているわけですけれども、お年寄りになれば病気になるのは当たり前という言い方をしたらあれですけれども、やはり弱まっていくということでは、安心してお医者さんにかかるような体制は、村民の命と健康を守る、村としては第1の課題として取り組んでほしいということを要望しておきたいと思います。

それから、公共下水道事業会計、先ほども私質問しましたが、まだそれが高齢で跡継ぎもいないというのが、加入率に含められて、それで何かずっと加入を進めていくような

形というのは、もう少し今後検討していく必要があるんじゃないか、それかもしかしたら村に帰ってくるような働きかけとか取り組みをしていくのか、やっぱりちょっと現状も考えてやっていかなければいけないかなと思います。

それから、8番のスキー場事業会計ですけども、いつもこの時期ではもうわかっていることなのに、この時期になってしまうというのは、私は本当にこれを大きな問題として考えていらっしゃるのかというのが思うんですよ。もう先月末には閉じていたら、やっぱりそれで5月にはその収支を報告するシステムになっているから、少なくとも5月の時点から向こうといろいろ話し合うとか、こちらの意思をきちんと伝えておくとか、そういうことをやらないとまた時間切れとか何かで、いつも言っている人もお金も出さないとか、会計を閉じるとなってもまたなんかずるずるやるようになるような気がしてならないんですけども、やっぱり監査意見にもあるように、私は施設も老朽化して、これ以上お金をかけないという信念を貫くなら本当に決断をすべきときだと考えておるんですけども、その点では、本当に慎重な判断とかをすることを私としては望んでいるんですけども、例年同じようなことを繰り返しているの、村のやる姿勢にいろいろ疑問もあるので、これに対しては反対といたします。

以上です。

○議長（熊川 一君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

認定第1号 平成27年度嬭恋村一般会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第2号 平成27年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号 平成27年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号 平成27年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号 平成27年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号 平成27年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号 平成27年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第8号 平成27年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決

をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第9号 平成27年度嬭恋村スキー場事業会計決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立多数であります。

よって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） はい、村長。

○村長（熊川 栄君） どうもお世話になりました。ありがとうございました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第10、議案第51号 平成28年度嬭恋村一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

8番、伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 先日の説明でちょっと聞き漏らしたかなと思いますので、何点かお聞きしたいと思います。

7ページの農業基盤促進事業が下の2つにかわったというところの経緯をもう一度きちんと報告していただきたいと思います。それから9ページですけれども、庁舎管理事業と財産管理事業が節がえになっていると思うんですけれども、そこら辺がなぜそうなったのかということと、それと私としては、庁舎も随分傷みが激しいので、これは計画的に修繕が必要かなという思いがありますので、この点について説明をお願いいたします。

それから、11ページの民生費、児童福祉費の学童保育所運営事業はもしかしたら軒の工事かなと思いつつ、ちょっと箇所を説明していただければと思います。

次に、12ページですけれども、これは先ほどと同じなので結構です。

それと1点だけ、これが13ページになるんですけれども、一番上に発掘調査委託料というところのどういうものなのか、ちょっとその説明をお願いいたします。

それから、13ページの林業費で、緑の県民税事業で森林整備工事の工事内容の説明をお願いいたします。

次に、14ページですけれども、それぞれ緊急というのと村道維持管理事業というのが、これはもしかしたら村全体にかかわるのかなと思いますけれども、この緊急というのは、何か台風とか大雨とかそういった内容でこういう緊急という言葉がつくのかどうか、箇所づけ等も含めて説明していただければと思います。

以上です。

○議長（熊川 一君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） そうすれば、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、7ページの県支出金ですか、これと12ページのこの歳入と歳出になっております。これは、農業基盤整備促進事業ということで、当初予算をとらせていただいたんですけれども、国のほうから予算措置がなかったものですから、農業耕作条件改善事業という事業に乗りかえたといえますか、事業を別のものにかえさせていただいて実施させていただきたいという事業でございます。

それと、13ページの発掘調査委託料というこれですけれども、上城、下城地区という今、鎌原城があるところ、あそこの道路を今実施しているんですけれども、どうしても文化財の関係の発掘調査をやりなさいという形で、県のほうから言われておりますので、ここで補正をとらせていただいて、発掘調査をやるという事業でございます。

それと、14ページ緊急路面維持修繕事業、それと村道維持管理事業、これはおっしゃるとおり村全体の道路の壊れたところ、緊急に直す改良部分と舗装部分というふうに分かれているんですけれども、そういう形で使わせていただく事業でございます。よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 庁舎管理費の修繕費から工事費へ32万円流用させていただいて、そのものを補正対応とさせていたということでございます。

内容については、ちょっとまた後で詳細については説明させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（熊川 一君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 伊藤議員からのご質問の11ページの学童保育所の運営事業の中の施設修繕費の関係ですが、この関係、東西両学童施設の、具体的にいいますと室内照明にカバーが今までなかったもので、そのカバーをつけて、より安全に使えるように改修をしたい、安全対策ですので早急にしたいということでございまして、補正でお願いしたものでございます。

以上です。

○議長（熊川 一君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 小嶋 正君登壇〕

○農林振興課長（小嶋 正君） 伊藤議員さんの13ページ、緑の県民税事業ということですが、これは鳥居峠・車坂線の両脇の伐採の事業になりまして、今回補正をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 8番、伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 今、説明していただきましたけれども、ちょっと幾つかなんですけれども、一番最初に建設課長から説明していただいた、国から補助が出なかったから県のほうからというのは、そうすると箇所づけとかそういうものはあるのか、それとも村全体なのか1点お聞きしたいと思います。

それから、学童保育のほうですけれども、照明のほうという説明でしたけれども、以前東部の学童に議員のほうから、トイレに行くときに雨が当たるからというのが出されたけれども、その点は何かちょっと私が記憶していなかったら悪いんですけれども、補修されたんでしたでしょうか。そこの点を1点お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（熊川 一君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤さんの質問にお答えさせていただきます。

この採用になりました農地耕作条件改善事業なんですけれども、農業基盤整備事業のときから箇所づけがありまして、そののところを工事させてもらう事業です。よろしく願います。

○議長（熊川 一君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 先ほどの伊藤議員のご質問の東部の学童の関係です。

この関係、ご指摘前にいただきまして、まず今年度につきましては、東部小学校のほうのご協力、言葉の教室絡みの関係があったんですが、ああいった中で、時間を決めて、トイレの時間を基本的にはまずはやってみようよというようなことで、運営上でとりあえず対応しております。ハード面、施設面については来年度の予算の中で空き教室の状況等もいろいろ流動的な部分ございますので、その辺を踏まえた上でまた考えたいという予定をしております。よろしく願います。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 先ほどの伊藤議員さんのご質問の中で、対象工事の関係なんですが、こちらにつきましては旧学校給食センター、西窪にあるところなんですが、そちらの浄化槽の解体工事をやっております。その関係で不足金が生じたのでこちらに組み替えをさせていただきました。よろしく願います。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり決定いたしました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第11、議案第52号 平成28年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案調査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり決しました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第12、議案第53号 平成28年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の調査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり決定しました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第13、議案第54号 平成28年度嬭恋村上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり決定しました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第14、議案第55号 平成28年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、続いて討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり決しました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第15、議案第56号 平成28年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり決しました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第16、議案第57号 孺恋村農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定については、本定例会第1日目に既に当局の説明が終わり、それぞれ議案の調査を願っておりますので、ただいまから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

8番、伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 先日の全協で資料としていただきましたけれども、農業委員のほうで一般募集という、4項目めの推薦及び募集方法で一般募集というのがありましたけれども、この一般募集の形はネットとかいろいろ含めて行われるのかどうか、その辺について1点お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（熊川 一君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 小嶋 正君登壇〕

○農林振興課長（小嶋 正君） ただいまの伊藤議員の質問ですが、一般募集については、これから要項あるいは規則等を制定しまして、その中でうたうようになりますが、一般的にはホームページ、必要があれば村の広報とかそういうので周知したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 9番、大久保守君。

○9番（大久保 守君） やはり、資料をいただいた中で、今度は村長が15名指名するというような改正案を出すという話でございますけれども、今まで議会、それから学識経験者とし

てJ Aの組合長等が推薦で入っておったわけですからけれども、今回ですとその推薦者という枠はあるんですけれども、例えばJ Aの組合長が推薦を受けて入るとなると地区割はなしという話になると、この15人の中のどこへ当てはめるかとか、また実際にはもうJ Aの組合長だとか議会の委員長だとか、そういうものはもうないんだよというのか、そこら辺をちょっとどういう扱いをするのか、教えてほしいと思います。

○議長（熊川 一君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 小嶋 正君登壇〕

○農林振興課長（小嶋 正君） ただいまの大久保議員の質問ですが、15人という農業委員の枠を余り過度な調整はするなという国のほうからの指導が入っておりますが、基本的には各地区農業委員さんがいなくなると審議に支障があるというようなこともありまして、基本的には行政区と相談する必要があると思います。その中で、認定農業者が過半数とか、幾つかの制限がありますが、その中で中立的な立場の農業者以外の方も入れろということになっておりますので、その辺でこれからの調整になりますが、議員さんのほうから必要とか、あるいはほかの団体も考えられると思いますが、そういった農業者以外の組織、そこからの推薦も当然受け入れることになりまして、またJ Aのほうとも一応話はしてありますが、まだ方向性が出ないという話もきいておりまして、まだこれから早目に定数の条例制定をしまして、いろんな調整が必要になってくると思いますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（熊川 一君） 9番、大久保守君。

○9番（大久保 守君） 今、課長言うのはわかるんですけれども、案としては15名ですよ。それで、自分たちに出した資料の中ではもう地区割ができていて、15名というような想定になっているわけですからけれども、今言う話ですと、例えばJ Aの組合長が田代から出ていれば田代の2人のうちに1人その組合長に割り当てるのかと。そういうような格好になってしまうような気がするんですけれども、そういうような組み分け方をするのでしょうか。

○議長（熊川 一君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 小嶋 正君登壇〕

○農林振興課長（小嶋 正君） 村全体で15人ということなんです。それで一応振り分けを私したんですけれども、田代から2人とかそういった人数に拘束されないんです、農業委員の場合はです。ですから、やっていく上では地区から必ず1人は必要だと思っておりますが、この人数、申しわけありません、横に線を引かなかったんですけれども、これはこの地区が必ずしもこの人数でなくてはならないというものではなくて、こういう人数の想定で15人だ

ったら農業委員会、農地法の審議に影響が出ないのではないかということで、これは案として振り分けたものでして、西部でしたら認定農業者が主に委員さんに推薦されてくるのではないかという想像もできますが、JAの組合長さんが例えばその地区でしたら、確かにその地区の担当にはなりますが、全体を見るという立場で多分そういった方の推薦は田代だけではなくて、村全体を見る、どこも今そうですけれども、その地区だけの審議ではなくて、農業委員さんの場合は全体を見渡して選挙するということになりますが、地区に1人ずつ、あるいは2人いるのは、大きい部落は2人いるのは望ましいという思いでこの数字を入れたんですけれども、JAから推薦があれば全体を見ていただくということでよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（熊川 一君） 大久保守君。

○9番（大久保 守君） 課長の言っていることはわかるんですけれども、少なくとも我々に出した資料の中では、そういう話にはならないわけですよ。だからどこかが1人減っちゃうとかふえるとかいう話ではなくて、15人はもう決まっているわけだから。この案が15人ですから、もう。これが16人だとか18人だったらわかるけれども、15人だとすれば、そういう弊害が出てきちゃうんじゃないですかと。推薦はしませんよと、各地区で選んだ人しか入れませんという話になればそれはそれで済んじゃうでしょうけれども、推薦の方法として、各団体等の推薦があるという話になれば、やはり今までどおり組合長とか、議会はどうかはわかりませんが、そういうような学識のある方はやはり入るべきだと自分は思いますので、そういう点では、果たしてこれがいいのかどうかというのをもう一度精査する必要があるのかなと思うんですが、意見としてお願いいたします。

○議長（熊川 一君） ほかにご質問ありますか。

[発言する者あり]

○議長（熊川 一君） それでは、休憩します。

休憩 午前 11時22分

再開 午後 1時02分

○議長（熊川 一君） 再開します。

唐澤弘君。

○3番（唐澤 弘君） 動議を提出したいと思います。

議案第57号 婦恋村農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について、第2条の農業委員定数案は15名であります。学識経験等も踏まえ、17名に修正するよう、口頭により修正動議を提出いたします。

○議長（熊川 一君） ただいま、唐澤弘君から議案第57号について修正動議が出されました。

この動議は12分の1以上の賛成者がおりますので、地方自治法第115条第3項により成立いたしました。

議案第57号について、農業委員会定数をただいまの動議のとおり、15名から17名として採決をいたします。

なお、休憩前質疑の途中でしたので、ご質疑ある方はお願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、本案について採決を行います。

ご意見ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、議案第57号 婦恋村農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定については修正動議のとおり農業委員定数を17名として採決されました。

◎休会について

○議長（熊川 一君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。議事の都合上、15日まで休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議なしと認めます。

よって、あすから15日まで休会いたします。

◎散会の宣告

○議長（熊川 一君） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時04分

平成28年第6回定例村議会

(第3号)

平成28年第6回婦恋村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成28年9月16日(金)午前10時00分開議

日程第 1 請願書・陳情書等の審査報告について

日程第 2 一般質問

日程第 3 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	副 村 長	滝沢 英幸 君
教 育 長	黒岩 優行 君	総務課長	松本 源 君
総合政策課長	下谷 彰一 君	税務課長	黒岩 崇明 君
住民福祉課長	松本 芳男 君	建設課長	宮崎 芳弥 君
農林振興課長	小嶋 正 君	観光商工課長	加藤 康治 君
上下水道課長	熊川 武彦 君	教育委員会 事務局 長	宮崎 孝 君
会計管理者	山崎 優子 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 黒 岩 富 二 書 記 宮 崎 清

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（熊川 一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年度第6回嬭恋村定例会を再開いたします。

◎議事日程の報告

○議長（熊川 一君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎請願書・陳情書等の審査報告について

○議長（熊川 一君） 日程第1、請願、陳情の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日目に陳情書等を所管の委員会に付託し、審査を願っておりましたが、いずれも審査が終了しましたので、産業建設常任委員長の報告を求めます。

唐澤弘君。

〔産業建設常任委員長 唐澤 弘君登壇〕

○産業建設常任委員長（唐澤 弘君） それでは、産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

産業建設常任委員会では、陳情1件、要望1件について当委員会への付託を受け、9月12日午後1時から、委員6名、委員外として副議長、当局から村長、副村長、関係課長の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査しました。その結果について報告をいたします。

初めに、陳情第3号について報告をいたします。

鎌原区長から提出された、農業用水確保のための陳情書（クレソンタウンの用水路）について慎重に審査を行いました。陳情の趣旨は、太陽光発電の設置が計画されているクレソンタウン内の農業用水路について、鎌原区長から農業用水の確保と整備を望むものであります。嬭恋村では、7月13日に太陽光発電設備の設置を目的とした開発事業等の適切な設置誘導を

図るため、嬭恋村開発事業等の適正化に関する条例の一部改正について議決がされております。しかしながら、当該農業用水は鎌原区民にとって長年生活用水として重要な役割を果たしていることから、鎌原地区農業用水としての重要性を考慮し、継続審査とすることに決しました。

次に、要望第3号について報告をいたします。

嬭恋村商工会長から提出された、中小企業・小規模企業振興に関する条例制定の要望について慎重に審査を行いました。要望の趣旨は、平成26年に交付された小規模企業振興基本法の趣旨に基づき中小企業・小規模企業の振興を図る条例の制定を求めるものでありますが、中小・小規模企業の振興については地域振興の重要施策として一層の推進を図ることが求められていることから、全会一致で採択とすることと決しました。

その他として、水産振興事業について、有害鳥獣について、上信道について、道路清掃について、上水道台帳のデジタル化について、観光イベントについて、各課長から報告がありました。さらに、恒久柵について担当の課長から報告がありましたが、当委員会としては補助金等の問題等もあるが、できるだけ補正対応で今年度中に進めるように決しました。さらに、スキー場への取り組みについて協議が行われました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（熊川 一君） なお、一括報告の上、案件ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。

それでは、産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 2点ほどお願いいたします。

先ほど委員長報告で用水路のことがありました。私も、議員のほうから過去の経緯を聞いたり見たりして、重要なものだということを認識しましたがけれども、今後当局のほうを話し合っ、鎌原区への対応を考えるのかというふうには捉えていいのかわかりたいと思います。

あと、先ほど委員長の報告で、スキー場事業について話し合ったということだけが報告だったんですけれども、9月12日時点ではまだ当局としては相手側との経緯は進展がなかった

のかどうか、その2点だけお聞きしたいと思います。

○議長（熊川 一君） 産業建設常任委員長、唐澤弘君。

○産業建設常任委員長（唐澤 弘君） 今のお尋ねの件であります、いずれにしても議員がご承知のとおり、これは既に開発条例が改正されているということを踏まえた中で、今回の陳情については、要するに鎌原区長さんはそういう開発事業に伴って同意をしたと、同意をしたときに農業用水路の整備もあわせてお願いしたいということで同意をしているということで、それができなければ孺恋村で対応してほしいということでありましたが、議員ご指摘のとおり、まだ孺恋村でその不許可、許可の決定をいたしておりません。その辺の状況を見ながら、また、鎌原区のほうは対応するということのようにありますので、それについて、また、今後委員会等で審議するような形になろうかと思えます。

いま1点は……

○8番（伊藤洋子君） スキー場の件ですけれども、委員長報告にあったので質問したんですけれども……

○産業建設常任委員長（唐澤 弘君） スキー場の件は前回も全員協議会での話が出たように、今後当局が前向きに当事者である今現在受けている会社と慎重に協議を重ねて、振興策が図れるような方向で進めてほしいということで委員会では議論をされております。

以上です。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第3号 農業用水確保のための陳情書（クレソントウンの用水路）について、委員長報告のとおり継続審議に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

続きまして、要望第3号 中小企業・小規模企業振興に関する条例制定の要望について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第3号 中小企業・小規模企業振興に関する条例制定の要望について、委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（熊川 一君） 日程第2、一般質問を行います。

土屋幸雄君外3名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（熊川 一君） 初めに、土屋幸雄君の一般質問を許可します。

2番、土屋幸雄君。

[2番 土屋幸雄君登壇]

○2番（土屋幸雄君） 議長から一般質問の許可をいただきましたので、まず最初に、第5次 嬭恋村総合計画について質問をいたします。

現在、嬭恋村においては平成23年から32年までの第5次嬭恋村総合計画を策定し、その理念として「人と自然、やすらぎと活力のある村づくり」、～さわやかな高原の村、つまごいの明るい未来をめざして～として、その実現を目標に向けたさまざまな施策の大綱をつくり、取り組んでいます。その大綱は、その1つとして、「自然と人々が共生する村づくり」基盤整備。その2として、「健やかで人にやさしい村づくり」保健福祉整備。その3として、「生きる力をはぐくみふるさとを愛するひとづくり」教育文化振興。その4として、「安定と元気のある産業を生み出す村づくり」産業雇用振興。その5として、「やすらぎと潤いのある村づくり」生活環境整備。その6として、「未来に向けた行財政をめざして」行財政運営などの6つの領域の指針を示して、その計画の大綱により村のいろんな施策の実現のために日々努力をして仕事をしていると思います。前年度の10年計画の半分が過ぎ、今年度後期総合計画書が配付されました。そこで、何点か伺います。

総合計画の策定から5年が経過し、後期計画として見直しが行われました。

そこで、前期計画と比べて、主にどのような点が変わったのか伺います。また、後期計画の策定により、総合計画の理念にある「人と自然、やすらぎと活力ある村づくり」をどう目指していくのかを伺います。

2番目、前期計画では、6つの大綱別に具体的な政策が掲げられています。そこで、具体的に実現できた政策があるのか伺います。

3、嬭恋村に存在する多くの計画、例えば後期高齢者計画・障害者計画など、たくさんの方の計画書がつけられていると思いますが、その計画書はどのくらい村にあるのか伺います。できればその計画書の名前を一覧表にまとめて示していただきたいと思います。

4、その行政内に存在する多くの計画書を当局、各課の職員はどのような意識を持ってふだん仕事をし、村の施策、予算等に反映されているのでしょうか。恐らく多くの計画書があり過ぎて、その計画が総合計画に沿った計画になっていけばいいんですが、その計画との整合性がとれてないので他の政策主体に偏り過ぎていると思いますが、いかがですか。

また、多くの計画書を毎年突き合わせて何が実現できたのか、検証をした結果があったら、その検証結果を伺います。

次に、各手数料の算出方法について質問します。

村民の経済状況も非常に厳しい折から、公共料金は抑制すべきであり、手数料を引き上げても村の財政にそれほど大きな影響を与えるものではありませんから、定額であることが望ましいことは当然であろうと思いますが、例えば住民票を取る、印鑑証明を取るというのは

全住民が画一的に取るわけではないので、低額にしておくことは特定の住民に過大な行政サービスをすることにもなりますので、手数料で利益を上げることではなく、あくまでも原価に相当する額を受益者に負担を求めるのは当然であると考えます。適正な使用料、手数料を設定するに当たり、自治体施策にもコスト感覚を意識して運営をしていかなければならないと思います。

そこで、本村の手数料徴収条例に規定されている第2条の1から28までの手数料の額は、現状において妥当な料金設定だと考えているのか、まず伺います。

第2点として、例えば住民票の手数料は現在300円と条例で規定されていますが、住民票を1枚発行するに要する費用を考えたことがありますか。紙代が幾らでコピー機の光熱費と減価償却費、電算システムのリース料などの直接経費、領収書などの物件費、さらに1枚の住民票の発行に要する時間当たりの人件費は幾らで、手数料と比較してどのような数字になっているのかを伺います。

次に、公会計の整備推進について伺います。

現在、孺恋の公会計は単年度主義会計で、つまり単式簿記で1つの取引について1つの側面からの記録、つまり現金の収入、支出という事実に基づいた会計をしております。これは、家庭の家計簿やお小遣い帳のルールに近いものだと思います。予算の執行や現金収支の把握には適していますが、借金の増加や積立金の取り崩しが収入としてのみ捉えるなど、資産の負債の増加・減少、その結果として残高情報が認識されないため、村の全体的な財政状況がわかりにくいという問題点があると思います。

単式簿記、現金の収支会計ではいろんな点で情報が不足するという課題があります。この地方公共団体の資産、債務の状況をより正確に把握するためには、現金収支ではなく、資産や債務の増減が発生した時点での会計記録が必要ではないでしょうか。このような背景から、公会計でも企業でしている複式簿記、つまり会計取引の二面性に着目して、1つの取引を二面的に捉える会計記録が望ましいと感じます。

そこで、平成19年10月、総務省自治財政局長より、公会計の整備推進についてと題した通知が本村にも連絡がされていると思います。通達では、町村と人口3万人未満の都市では、5年後までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支経営企画書、純資産変動計算書の整備、または作成に必要な情報開示に取り組むとしております。

その法務省方式改訂モデルにおける資産評価実務手引、連結財務書類作成実務手引書の公表がされ、平成26年4月には、新地方公会計の推進に関する新たなモデル基準が公表されま

した。特徴としては、固定資産税台帳の整備、複式簿記の導入、平成28年度の決算財務書類から適用としています。そこで何点か伺います。

まず第1点目として、その通知はきょうまでにおいて届いているのか。そして承知をしているのか。それに対してどう受けとめて、どう対応していたのかを伺います。

2点目は、今後の新地方公会計を本村でも取り入れていく気持ちはあるのかどうかを伺います。

3点目は、もし取り入れていくに当たり、現在の職員の中に、貸借対照表などの4表に精通している職員が何人ぐらいいるのか。表を作成する職員が不明では、住民にわかりやすく交渉することは不可能であると思います。専門的な知識を持った職員を配置し、村の資産や負債等の財務状況の透明性を図り、住民にわかりやすいように留意して決算をしていくのかを伺います。明瞭な答弁をお願いします。

○議長（熊川 一君） 土屋幸雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目でございますが、婦恋村第5次総合計画の達成度についての質問でございました。

この質問の第5次総合計画の後期計画は、議会の議決を要する基本構想ではなく、基本計画を変更したものでございます。そのため、後期計画でも総合計画の理念にある「人と自然、やすらぎと活力のある村づくり」を目指す方針は変わりはありません。前期計画と比べて変わった点は、現状の課題を実情に合わせて見直し、主要施策に余裕教室の活用や母子・父子世帯の相談支援の充実、エコパーク、ジオパークの活動支援等が新たに追加されました。見直した基本計画は、村の将来目標や基本的施策を実現するために必要な手段、施策を体系的に明らかにしているものでございます。今回の見直しを受けまして、総合計画の理念である「人と自然、やすらぎと活力のある村づくり」の実現を目指し、前期計画同様しっかり取り組んでいきたいと考えております。

次に、前期計画では、具体的に実現できた施策があるのかというご質問でございます。

総合計画は村の全ての計画の基本となるもので、長期展望を持つ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれております。そのため、計画を実現するための個々の具体的な事業は記載されてございません。そこで、強いて挙げるとすれば、前期では景観行政団体の指定を

受け、景観の保全と形成に必要な条例制定を検討しますとなっていました。平成27年4月に嬭恋村景観条例が制定され、現在施行されておるところでございます。これらが制定されたということから、実現できた施策と考えることができると思います。しかしながら、後期計画では、景観条例の制定を受けまして、村の望ましい景観形成や歴史的・文化的景観の保存が求められていますと条例制定に伴う景観の保全と育成が新たに追加されておるところでございます。

3点目のご質問でございますが、現在村にある総合計画以外の計画書集は13件ございます。一覧表にまとめて議員の皆様方にも本日お配りさせていただきましたので、ごらんになっていただきたいと思っております。

4点目の、職員はこれらの計画書に対し、どのような意識を持って仕事をしているのかということでございますが、各課の計画は、行政運営の指針である総合計画を具体的な施策に補完するものであり、職員は計画の施策を実現するため、積極的に取り組んでおります。また、計画によっては、総合計画と整合性がとれず施策主体に偏っている計画もあるのではないかとご指摘ございましたが、各課の計画は総合計画の目標に沿って編成されていますので、必ず総合計画と整合性は担保され、確保されているところでございます。

最後に、こうした計画は村の施策や予算にどう反映されているのかとのことでございますが、担当課がみずから計画書の実現結果を検証し、村は総合計画の実施計画書、並びに事務事業評価書により間接的ではございますが、それらの計画の事業の検証をし、予算配分と精査の執行を行っておるところでございます。ご理解をいただけたらと思っております。

続きまして、第2点目のご質問、公会計の整備促進についてでございますが、地方自治体の公会計の整備につきましては、議員ご指摘のとおり、総務省から平成19年10月17日付、自治財政局長通知で要請がなされております。嬭恋村におきましてもこの要請を受け、平成20年度、21年度の2年度について財務書類を作成し、公表を行った経緯がございます。その後においては、国における自治体の公会計整備に向けた研究会により、総務省方式改訂モデルなど、さまざまな公会計モデルが示されてきたところでございます。しかしながら、これらのモデルは、決算統計や決算書類から作成する方式で貸借対照表における資産状況把握ができないとして、固定資産台帳の整備及び複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による公会計マニュアルが昨年、平成27年1月に示されたところでございます。村では、最終的な国における整備推進に関する要請を持って取り組もうと公会計システムの開発状況にかかわる情報収集などに努めてまいったところでございます。

今後についてでございますが、婦恋村においても公会計整備を進める考えであります。このため、昨年度には統一的な基準による公会計導入には欠かせない固定資産台帳、平成26年度末時点ではございますが、この整備を終えています。また、平成28年度当初予算においては経費を盛り込んでございます。現在は、システム導入まで県内他団体等の情報収集を行っているところであり、今年度中にシステム導入を行い、平成27年度決算に基づく財務書類から策定したいと考えておるところでございます。国からの要請は、全自治体が統一的な基準により、平成28年度決算に基づく財務書類を平成29年度中に作成するよう求めているものでございます。この公会計制度による財務書類は、作成するだけでなく公表と活用までが求められており、活用の一部としては事業別、施設別の分析などを行い、住民に知らせていくことが求められております。また、複式簿記は発生主義であることから、収入支出の伝票作成時に仕分け作業が必要となります。職員には研修会などへの参加を勧め、人材育成にも努めていく必要性もありますし、また、そうさせる予定でございます。財務状況を村民にわかりやすく知らせていくため、適切な対応をしていく所存でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次の質問でございますが、各種の手数料の算出方法についてのご質問でございました。

1点目のご質問でございますが、手数料徴収条例第2条各号の手数料の額は妥当かというご質問でございました。

妥当な額であると考えております。その中で、第1号から第7号及び第10号につきましては、地方自治法に全国統一で定めることが特に必要と認められるものとして政令で定められており、全国統一した額でございます。第1号から第6号は戸籍に関する証明手数料、第7号は臨時運行許可手数料、第10号は住宅用家屋証明手数料となります。

2点目でございますが、土屋議員のご指摘のとおり、証明書発行等につきましては、特定の方に行政サービスを行うこととなりますので受益者負担は必要だと考えます。議員のご質問の住民票1枚発行するためのコストを考えたことがあるか。また、実際にどのくらいかというご質問でございました。

手数料条例による県内各自治体において徴収している手数料は、政令で定められている全国統一の手数料はもちろんのことでございますが、それ以外のものにつきましても、ほとんどにおいて手数料は同額であるのは現実でございます。また、実際そうなっているところでもございます。そのため、原価についても確認をしてみませんでした。

今回、土屋議員のご指摘に基づいて、婦恋村における住民票を1枚発行するためのコスト、

これについて計算をさせていただきました。現在、年間で約9,000枚発行をしております。発行枚数に応じて変化しますが、住民票を1枚発行するのに要するコストは人件費を含めましておよそ560円という結果となりました。手数料条例に規定する額よりも高価なものとなっておりますが、他市町村との均衡を図りながら住民サービスを行っております。また、日ごろからコスト意識を持って行政運営を行っておりますけれども、今後も効率的な行政運営に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、土屋議員のご質問3点でございましたが、答弁とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 土屋幸雄君の再質問を許可します。

○2番（土屋幸雄君） 最初に、5次総合計画の達成度について再質問をさせていただきます。

6日の全協におきまして、総合政策課長さんより総合計画には具体的な実施事業の明記がないため、成果の算出が難しいということを報告をいただきました。そして、毎年事業評価事業をして前年度の実施分の事務事業評価により、次年度の実施計画を作成してスケジュールを2月にホームページで公表しているという報告がありました。前期基本計画が終わった段階でやっぱり進捗状況を住民に報告してないというのが、村には報告がないと思います。改めて半年たっているんだから、やっぱりそれは村民に報告するこういう計画があつて、こういうふうになりましたというぐらいの報告はやっぱり必要ではないかと思います。

そこで、第5次総合計画を改めて開いて見てみましたところ、基本構想では村の10年後の将来を展望し、地域づくりの基本的な理念や目標値を明確にして、基本計画は基本構想で示す地域づくりに基づいて、各分野において取り組む施策方針を体系化し、前期に相当する5年間の施策方針の目標、質問を示し達成度を点検するとありますけれども、これはどのように点検をしたのか伺います。

そして、最も重要な実施計画は基本計画に掲げた施策方針を具体的な事業として定めるものであり、財政的な裏づけや社会経済情勢を判断しながら3年間の計画を事務事業の評価と毎年の予算と連携しながらローリング方式で毎年更新することにより、実効性のある高い計画としてありますが、3年間載っている計画がありますが、この計画はどこに書いてあるのか、計画書はあるのかお伺いします。

今の婦恋村の予算は、事務評価により個々の事務事業を積み重ねてありますが、基本計画をもとにした予算になっているのはいいいんですけれども、それがなっていないような気がします。基本計画に基づいて予算書を新年度の予算書を作成しているとは、なかなか今私た

ち5年たつんですけれども、その辺の政策がどこにあるのかが目に見えてこないと思います。婦恋村の施策体系というものがあるとすれば、最上級指針であります第5次総合計画となる基本計画、実施計画と順々に他の計画もブレイクダウンされるようにして、その予算でその年に何を事業をやるのか、この部分が総合計画、また、いろいろな計画のその部分だという内容は見た目で見えるようにしていかなければならないと思います。その辺はどう考えているのかを伺います。

しかし、実際の予算書は自治法や政省令が定める様式に沿って目的別、性質別、款項目節と形式となって行われており、どこにその実施政策方針があるのかわかりません。政策体系があるとしたら、事業別予算書を組み直した資料を作成して、その旨を議会にもわかりやすくするよう、予算を作成することを望みます。13個といういろんな計画を今この表に提出されておりますけれども、この計画があるというのは、私も初めて聞いた言葉もあります。こんなに多くの計画が各ごとに作成されているのはほとんど場合、国や県から作成することを求められてつくっていて、各分野ごとにマスタープランが林立するということはこのことを示していると思います。必要に応じてというよりは求めに応じて作成されていて、作成する時点はばらつき、計画書を提出する県のセクションによっても結果では違っているのかとも思います。それでは総合計画との整合性がなくなるのも当たり前だと思います。事業を計画して沿ってしようと思っても国や県の事業採択の有無に大きく依存していることが多く、数多くの計画書があり過ぎて、計画があって計画がないということにはなっていないのかを伺います。

次に、各手数料算出方法について質問します。

住民票には手数料という収入があります。収入と支出が合わされて初めてコストができます。先ほどの報告で、コスト度外視で540円ですか、60円という金額が出ました。これもやっぱりコストを計算しなければ金額もわからないことです。やっぱりコストを今私が質問したのはやっぱり総合計画、今、後でしました後期計画においてもコストということが一番重要だと思うんですが、それを精査してやらなければ、評価も何もできない。検証もできないと思うんです。その辺はやっぱりコスト計算というのは、各職員みんないろんな事業のコストというのは重要だと思います。みんな誰も事業するに当たっては、コストというのが一番重要だと思うんですけれども、あとは実施しているのが、今さっき村長が言ったんですけれども、近隣の町村を見て決めていることが今までは多かったと思うんですけれども、やっぱりコストはコストでそれにつながりはつながりのそういうことは独自でやっぱり定めてい

くことも重要かと思えます。

あとは、公会計なんですけれども、今28年度から29年度ですから公会計を取り入れていくことでございます。こういうことはやっぱりいいことで、村民に対して本当に交渉していくには公会計が一番重要だと思いますので、その辺もまたよろしく願います。

以上、再質問を終わります。

○議長（熊川 一君） 土屋幸雄君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

基本構想並びに基本計画については、大局的な考え方について後ほど総合政策課長からお答えをちょっとさせてもらいたいと思っております。

構想については、10年間の理念等を掲げてあるわけでございます。計画につきましては、具体的な施策等について計画されております。それをP D C A（プラン・ドゥー・チェック・アクション）というようなことで、事務事業評価を各事業別に行って、次年度の予算編成に取り組んでおるということでございます。また、それにつきましては、ホームページにも公表させていただいておりますし、議員の皆様方にも公表をさせていただいております。補足を総合政策課長からさせていただきます。

それから、現在13個の計画、いろんな計画があるということで一覧表を提示していただきたいということでございました。議員の皆様方にもきょうはその一覧表を提示させていただいたところでございます。これも例えばでございますけれども、介護保険計画が27年から3カ年間計画をつくらないと事業が執行できない。これが法律事項でございまして、村が介護保険の事業を行うには法律に基づいて計画をしないと予算が執行できないし、予算も来ないという現実もございます。したがって、住民福祉関係、あるいは福祉関係の計画というのは、そういう計画が非常に多い、あるいは育児プラン計画、あるいは国保に関する計画等はやっぱり法律に基づいて来ているものについては、やっぱり法律を計画をつくらないと予算が執行できないという計画がたくさんあるのも現実でございますので、そういうものについてはご理解いただきたい。

それから、国土交通省関係、例えばでございますが、国土強靱化のために橋をつくれ、崖の崩れそうなどの計画をつくれ、橋の調査をしてここは危ないとかこういう調査をしていないと、橋が直せない。直せるんです、単独で考えればやればいいんですから。ところが、

補助金がもらえるのと、これも現実にこういう計画もございます。したがいまして、総合計画、あるいは基本構想、基本計画とはまた別に諸々の諸事業を行うについて、法律に基づいてあるいは各省庁等の省令等に基づいて計画をつくらないとできない事業、別に金があるんならいいんですけれども、我が村は金がないものでやはり共同整備についてもやっぱりつくるものをつくらないと、計画をつくらないと事業はできないという計画もありますので、そういうものについてはぜひともご理解をいただきたいと思っております。なるべく村独自でできない事業については、国・県のご指導をいただきながら計画をつくって、堅実に計画的に執行していく面もございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、公会計の話でございませうけれども、私が就任した年、平成19年でございませうが、貸借対照表をやりなさいよ、あるいは当時4つの諸表について民間と同じようなレベルの公表をきなさいよという動きがございました。その後、それがどうなったかという、私どもも当時半ら勉強したんですが、例えばですけれども、孺恋村の財産は何ですかといったときの資産を評価するのに、孺恋村の村有地って面積は物すごくあるんです。その村有地の面積を全部評価して入れると、物すごい財産がある形になっちゃうんです。当時、孺恋村は、ある経済紙によれば、夕張と同じようにワースト11位に孺恋の財政は悪いですよと、財政再建きなさいよという時代だったわけがございませうけれども、当時の評価の仕方によると、孺恋村は村有地がいっぱいある。それなので、これは資産で大変な資産があるじゃないかという主張が出たこともございませう。そういうところを踏まえて、もう少し総務省のほうも具体的にもう少しちゃんとした形でやれよという変遷がございませう。それが先ほど申しましたように、固定資産の関係のちゃんとした形のものをつくりなさいよ、あるいは複式簿記をやりなさいよというようなことで指導はありますし、他の自治体もそういう動きをしております。したがいまして、平成28年度からは、決算ベースから議会にも新たな方式によりまして、公表できるようにしっかりと努めてまいりたい、こう思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（熊川 一君） 総合政策課長。

○総合政策課長（下谷彰一君） 土屋議員の再質問に対する答弁をさせていただきます。

項目が多くて、場合によっては漏れているかもしれませんが、また、ご質問いただければというふうに思います。

まず、前期計画の中で、終わったので住民に報告する姿勢が村にないのかというお尋ねで

ございますが、先ほど全員協議会でもご説明させていただきましたように、総合計画につきましては、毎年事務事業評価を行いまして、それを議会の皆様方にご承認をいただいてからホームページに公表するというので、そういうことで毎年逆に公表させていただいているということでございます。前期については、やったらいいよという土屋議員のご意見もございますので、当然また、検討させていただきたいというふうに思います。

次に、こちらの総合計画の中に5年間の施策方針に基づく目標、指標を達成した。そうしたものをどこで点検をするのかと、点検しなさいという項目が書いてあるということでございますけれども、第5次総合計画を策定する際に第4次の当時、私担当でございまして、第4次の事業につきましては、各課にそれぞれの評価の点数を出していただいて、それをもとに当時は第4次の各大字構想ということで、大字にも構想をつくっていただいてございまして、それを区長さんに評価をいただいたということでございます。それもあわせて村民にアンケートをとって、これから10年間孺恋村はこういう形で行こうということで策定をさせていただいたわけでございます。今回は、その中の村長が先ほど答弁させていただいたように、基本構想でなくて、基本計画を見直すということでございますので、今回の点検、そうしたものが各職員によって、先ほど土屋議員からもご質問があったとおり、6つの部会がございまして。そちらの部会に沿ってそれぞれ評価をし、そのように担当課長が見たものは前回お配りをさせていただいた後期の総合計画ということになります。

次に、3年間でローリングをするということでございますが、これもこちらのほうに実は書かれているんですけども、本来総合計画は当初10年間あるいは半年、そうしたもので5年間経過をしたものということで見直しをする中で、当時の総合計画は3年に1度、ローリングをして見直しますということになっておりまして、私どもが役場に入ったときもそういう形で進めてまいりました。しかしながら、事務事業評価を行ってからは毎年村民の皆さんに事業をお知らせしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。それから、基本計画をもとにした予算になっていないんじゃないかというようなご質問だったと思うんですけども、基本計画の主要施策はまさしく各課が事業を実施するその中心的なものを位置づけておりますので、各課の予算編成は主要施策に沿ってやっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、総合計画と各課が有するそれぞれの計画、これが内容を見ただけでわかるようにしたらいんじゃないかということでございますが、かえって総合計画の中身よりも各課の実施している内容をわかるようにしたほうがより村民の皆さん方には理解がいいのかなという

ふうに思います。総合計画はマスタープランでございますので、あくまでもこれから皆で進んでいく方向性を書いてございますが、各課の計画はそれぞれのこれからの事業実施、そうしたものを含めておりますので、これをまた公表する方策を考えていければということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、数多くの計画があつて計画があるだけで計画性がないんじゃないかというようなご質問だったように記憶をしているんですけども、先ほど申し上げましたように、総合計画は嬭恋村のマスタープランでございます。総合計画に基づいて具体的な施策をするのが各課のそれぞれの計画でございます。今回、13計画が議員さん方のお手元に配付をさせていただいてございますけれども、この計画が必ず総合計画に行き着きます。そうした中で、それぞれの計画が計画を持ってやっているということでご理解をいただきたいというふうに思います。ちょっと、長くなって申しわけございませんけれども、答弁漏れがございましたらお許しをいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（熊川 一君） 土屋幸雄君の再々質問を許可します。

○2番（土屋幸雄君） 今現在、ゼロ成長の時代になっております。こんな困難な時代に10年間のいろんな計画を立てるということは本当に難しい時代になっていると思います。将来計画を立てる。そこで、新しい政策体系、そういうものがある程度また、必要になってくるんじゃないかと思います。それがやっぱり条例を、やっぱり村の条例をつくってそれに目標とかいろんな位置づけとか、そういうのをやっぱりしていかなないと条例で決めていけばいろんな施策をするに当たってそれが目標に条例があればそれに沿ってしていくわけであると思います。これからは、新しい政策体系ということで、総合計画体系ではなく条例をつくって、条例こそがこれからの自治体の政策体系の基本に位置づけられているんだと思います。それには、やっぱり村民の合意形成手続を踏んで作成していかなければなりませんけども。政策の基本を条例で決めて何を書くかという、施策の方向性に施策形成の手続、政策をする判断の基準、つまり目標、プロセスのメルマークの3つを書き、実質的に工夫をしていき、自治体基本条例を制定していけば、例えば産業政策条例とか防災政策条例、高齢者福祉条例とかの個別的な条例をつくって行って、それを目標に定めて地域計画を策定していれば、村のそれが最上位指針であると思っておりますけれども、そのことについても再々質問します。

○議長（熊川 一君） 土屋幸雄君の再々質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

現在の経済状況、世界的に見ても日本国内経済を見ましても全くゼロ金利、ゼロ成長の時代だと私も思っておるところでございます。いずれも変化に対応して、新しい政策が次から次と国のほうも提案をしておりますし、群馬県初め、都道府県のほうもそれを検討しておると、私ども基礎的自治体においても少子高齢化という大きな波があるので、2025年問題を含めて新たな地方創生プラン、これは全国各基礎的自治体から47都道府県もつくったわけでございます。時代時代に対応して政策を立案し、それをまた、執行するのは基礎的自治体、当然であると思っております。議員もご指摘のように、嬭恋村基本条例をつくって、嬭恋村基本条例が嬭恋村の憲法となってそこで財政も政策も全てできるという、そういう体系ができるのであれば独立国家ならそれはできると思いますけれども、現在においては、やはり地方自治の範囲において自治権があるという現実もございます。例えばでございますが、国道144号、三桁国道でございますけれども、これは嬭恋村が道路改修、道路改良、あるいはバイパスをつくるということはできません。また、一級河川でございます吾妻川につきましても、これは国一級河川でございますので国が施策をし、改良をしておるわけでございます。

また、先ほどもちょっとふれましたが、法律行為に基づきまして介護計画をつくりなさいよ、その計画をつくらないと介護事業はできませんよという、こういった法律に縛られる現実もございますので、嬭恋村が全て自主的に嬭恋村基本条例をつくって、これを嬭恋村の憲法として、これを全ての政策を公共的な政策を執行するには、やはり現実的には三割自治とか言われておりますけれども、国、国家があつて、憲法があつて、法律があつて、都道府県条例があつて、私どもの条例があるわけございまして、その体系の中の予算編成、国の予算、都道府県の予算、そして基礎的自治体の予算というものもございまして、やはりこれも踏まえて嬭恋村の計画もできておると、こう思っております。やっぱり100%、私たち基礎的自治体においては、自分で独立国家でない範囲においてやっぱり難しいもんがあるのかなと思っております。

ただ、村の基本的な方向性とか、あるいは今後10年どうするかとか、というものについては時代の大きな変化に対応して大胆な社会に対応した政策もするし、予算編成も必要としていく必要もあると、これは、私も議員と同じように全く同感でございます。したがって、村独自で基本条例をつくって独立の政策で独立の予算ですというのは、なかなか難しい面がありますけれども、基本的な方向性として時代に対応した嬭恋村に対応した、社会変化に

対応した条例、あるいは政策、あるいは予算執行、こういうものが必要であると思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（熊川 一君） 以上で土屋幸雄君の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（熊川 一君） 次に、伊藤洋子君の一般質問を許可します。

伊藤洋子君。

〔8番 伊藤洋子君登壇〕

○8番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

9月議会は決算審議を主な議案として行われております。先日、賛成多数で認定されたところです。今回の決算は繰越金を将来に向けた予算として補正に組み入れた部分もあり、これまでの議会側の要望が実ったものとして評価できる点もありました。しかし、平成27年度から取り組んできた総合計画に対する総括、反省点、今後に生かす事項など、村長みずからの言葉による説明がなく、執行する側の熱意が感じられず、決算審査をする意味も感じられなかったと考えておるところです。これから行う一般質問は、行政にかかわる一人一人が住民に真摯に向かうことを願うとともに、村民が主人公の村政を求める立場で行います。

まず初めに、村民に信頼される村政について、具体例から質問いたします。

私のもとに7月24日消印の封書が届きました。きょうここに持ってきましたけれども、このお手紙は差出人の名前はありません。中身を見ると、村長と全議員に送った手紙のようです。また、この手紙は、大分前に村役場に送ったのに何の対処もなかったので、その方は村長、全議員に送り、どのように対処されるのかというふうに書いた手紙となっております。手紙の内容が議会にもかかわることなので、8月22日の議会運営委員会において、村当局はどう対処したのか尋ねましたが、課長会で確認したという簡単な説明でした。今回の件は、このままでは村民の信頼を損ねるものと思っております。村民に信頼される村政を望む立場で幾つか質問いたします。

1つとして、先ほどの村民からの投稿に対処はどうしたのか。課長会での確認内容、投稿者への対応など、詳しく説明をしてください。

2つ目として、以前村民からの投稿が匿名の場合、コメントをしようがないので対処して

いないということを聞いています。今回のことを受けて、今後は玄関に置いているご意見伺い箱に入ったものに対してどう対処していくのかお答えいただきたいと思います。

3つ、村民から信頼されるという点では、庁舎内での喫煙もしかりです。庁舎内での分煙について、過去にも質問したことがあります。職員は誰ひとり庁舎内で喫煙しないのに、村長室、議長室では喫煙しているという事実があり、現在も行われています。村民からは、選挙で選ばれた方々がという残念な声をよく耳にいたします。今年度予算に喫煙所設置予算が組まれています。その進捗状況と設置された場合、庁舎内は全て禁煙にするのかどうなのか、村長の考えをお聞かせください。

次に、安心できる介護保険制度について質問いたします。

2014年2月、介護保険法は理念までも変えてしまうほどの大改定がされました。実施は2015年度4月からとなっており、順次進められているようですが、本格実施までにこぎつかれるかどうか、私は心配しているところです。そもそもこの計画は、2025年問題に対応できるように行われるようですが、介護保険法の改悪が続き現在の利用者の方々も利用していない50代、60代の方々も不安を持っています。誰もが安心できる介護保険制度を求める立場で質問いたします。

1つ、国が要支援1、2の方への訪問介護と通所介護のサービスを保険給付から外しましたが、利用者、事業者から不安の声など寄せられているのかどうか、まず、1点聞き、この改定により、自治体が総合事業という形で行っていくようになっています。今後も引き続き行うことになるが、同様のサービスを孺恋村として行っていけるのかどうかお答えいただきたいです。

2つ、国は社会保障費を削減するために要介護1、2を介護保険から外すことや、利用料を1割から2割に引き上げることなど、いろいろ検討し始めているようです。こうしたことに対して、村長は今後どう対処していくのか考えをお聞かせください。

3つ目の質問は、公共トイレをよりきれいにする管理についてです。

孺恋村は、農業と観光の村として広報しています。かねてより観光地であるトイレの管理について、一般質問で取り上げています。それ以降も溶岩樹形に設置されたり、今後鎌原観音堂のトイレも新しくなったり、観光箇所のトイレはふえていきます。観光や用事で孺恋村を訪れる方々が気持ちよく利用できるトイレは、観光地としてもよりすばらしい孺恋村としても必要不可欠です。これまでの質問では、村長は現状の管理のままでいいと答えてきましたが、前回の質問では、今年度中に結論を出すということになっています。過日にジオパー

クに認定されたことは歓迎すべきことです。そして、これからも多くの方々に孀恋村に来ていただくには、これまでと同じ管理というわけにはいきません。以前、この場で村長に質問したときに、トイレはきれいであってこそ気持ちよく使える。だから、きれいに管理するように徹底するという答弁をしています。その言葉に沿った管理をしていただきたいと思います。来年度はどのように管理されるのかお答えください。

以上、3つの質問に対し明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（熊川 一君） 伊藤洋子君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1点目でございますが、村民に信頼される村政ということのご質問でございました。

村民からの投稿に対処はどうか。課長会での確認内容、投稿者への対応などについて詳しく説明を願いたいというご質問でございます。この件につきましては、7月15日に課長会議を8時30分から開催いたしました。そこで、私はその内容を確認しまして、これから村民から誤解を招かないよう、私たち職員は全てしっかりと行動をし、品格を保持し、村民から信頼される公務員であるよう、綱紀肅正を徹底したところでございます。

また、投稿者からは7月29日、夜、我が自宅に電話がございました。名前は名乗りませんでした。当局は7月15日に徹底した綱紀肅正をしたという旨を伝えたところでございます。

第2点の件ですが、匿名の投稿に対して回答することはできませんので、ご意見箱の投稿用紙に回答が必要な場合は、連絡先を教えてください。また、匿名の場合は総務課宛てに連絡をいただければ、回答させていただく等のコメントを記載した用紙に変更を現在ではさせていただきます。なお、公表してもいいものにつきましては、広報等であるいはホームページ等で公表をしてみたいと考えております。また、今回の事務処理上の7月15日に私が知ったということについてタイムラグがあるのも現実でございます。以後、毎週月曜日に必ずご意見箱をあけること、そして、報告をすることということで、今事業の執行につきまして改編をさせていただきました。なお、4月1日以降は投稿数はゼロでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

第2点目でございますが、信頼される村政の中の喫煙に関するご意見、ご指摘、ご質問でございました。

現在、議員からご指摘のありました設置の進捗状況についてでございますけれども、本年度は現在予算を確保してございます。財産管理である総務課長に指示をして、現在どこにどういうふうに設置するか、庁内でも議論をし、具体的に進めておりますので、各論の細かい点について総務課長よりお答えをさせていただきたいと思っております。

なお、私個人の話でございますけれども、村長室では現在たばこは吸わないように努めておるところでございます。一日も早く自分自身も少し減らしたり、あるいは場所ができればその場所にて喫煙をしたい、こう考えております。また、受動喫煙ということで社会もありますので、十分に庁内は気をつけてまいりたいと思っております。しかしながら、たばこによる税金も一応6,000万円ほど嬭恋村民の皆様の貴重な税金が入ってくる、これも現実でございますので、喫煙なさる皆様、また、納税をしてくださる皆様のためにも分煙を徹底して喫煙者にも配慮が必要だと思っておりますので、そのようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

安心できる介護保険制度についてでございます。

国のほうから、法律も改正されて要支援1、2、あるいは要介護1、2、これが法律改正がされてきたところでございます。

第1点目の質問でございますが、嬭恋村では新しい総合事業により、平成28年3月に移行いたしましたところでございます。これに伴うサービスの利用につきましては、今までと同様に利用することができております。今後は地域に即した総合事業を充実すべく取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の質問でございますが、平成27年に医療介護総合確保推進法が成立いたしました。限られた資源の中で、必要性の高い方が優先的に入所できるよう措置されたものでございます。利用者の負担もいわゆる宿泊につきましては、情報として把握できておりません。基本的には、国・地方の公費負担と被保険者の保険料等で賄われている制度でございます。したがって、持続可能な制度となるためには、能力に応じた負担は必要ではないかと考えておるところでございます。詳細につきましては担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

第3点目でございます。トイレの質問でございます。

観光地にとりましてトイレを確保すること、また、それをきれいに保つことは必要不可欠なことと考えております。したがって、これまでも群馬県にお願いして、仙之入にトイレを新設してもらいました。これは全て県のお金で新設してもらったものでございます。ま

た、鎌原観音堂の付近のトイレにつきましても、地域の皆様方と活性化協議会をつくった中で、ここにつくろうということも合意もできまして、現在予算もつけており地元の地主様のご理解も得まして現在建築を進めるところで進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。また、村内には現在21の公衆トイレがありますが、それぞれ設置趣旨は管理形態が異なっておるところでございます。

維持管理について、約束を捉えて設置したもの、地元の観光協会やボランティアの方にお願しているもの、また、管理をお願いしている団体に対しまして、些少ではございますが委託費をお支払いしているものなど、さまざまな形態となっております。これらを村が一括して行うことによって、地域でお客様をお迎えしようとする心や、これまでボランティアで頑張ってきてくれた方々のお気持ちまでを大切なもの、こういうものを大切なものだと考えておりますので、これらの大切なものを失うようなことがあってはなりません。また、その団体にとって、大事な収入源である委託費を失ってしまうことなどの問題もございます。こういったことに対しまして、細かい配慮を行うことこそがまさにトイレをきれいにしようとする側のマインドとして必要なことであると考えておるところでございます。したがって、伊藤議員のご指摘の、全てのトイレを単純かつ一律的に扱うことは必ずしも得策ではないと考えます。それぞれ個々の事情を勘案し、さらに鎌原観音堂、しゃくなげ園、愛妻の丘、砂塚村有地など、今後ふやしていかなければならないトイレの維持管理を含めた形での検討も必要だと考えております。したがって、少し時間はかかりますが、それぞれの関係者の意見も考慮しながら、早急に検討をして今までも来ましたが、これからも検討を加えてまいりたいと思っております。一つ一つできるところから確実にトイレの整備を進めてまいりたい、こう思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 喫煙所の設置につきまして補足をさせていただきます。

最近でございますが、密室空間での喫煙者による受動喫煙の問題が取り上げられているところでございます。しかし、村長からも説明がございましたが、庁内で検討しました結果、庁舎の東側、応接室の下にあります地下入り口付近、そこと西側玄関、職員玄関になりますが、その脇に今職員のげた箱スペースがございます。そこと西側の3階にあります踊り場、この3カ所のスペースに喫煙所を設置するということで今進めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（熊川 一君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、伊藤議員の質問に対しまして、補足説明をさせていただきます。

まず、村長の答弁と重複するところがございますがご容赦願いたいと思います。

まず1点目でございますが、村長が申し上げましたとおり、嬭恋村では今年度前の28年の3月に総合事業に移行をしております。それに伴いまして、利用について要支援、あるいは要支援1、2の方について、通所介護、あるいは訪問介護のみが総合事業の対象として移行しております。介護給付から、議員ご指摘のように、介護予防給付から地域支援事業のほうに移行したものでございます。サービスの内容につきましては、現在今までどおり、同様の利用ができていますところでございます。

次に、総合事業に移行に伴いまして、利用者、事業者からの意見等が寄せられていないかということでございますけれども、今現在におきましては、苦情、あるいは心配、不安などの声は寄せられておりません。また、事業者につきましては、移行時に若干ではございますが、事務上の手続がございましたけれども、それ以外についても特に苦情、あるいは混乱は見られておりません。

新しい総合事業でございますが、介護予防を推進するに当たりまして、元気な老人がより元気に生活できるような生きがいを持って集える場所の確保、あるいは増設、集いの場に要支援1、2の方が気軽に参加できるような地域にそういう体制づくりをする必要がございます。健康寿命をより延伸することを目標にしまして、健康な村づくりを今後とも総合事業として推進していく予定でございます。

次に、2点目でございますが、冒頭村長からも申し上げましたが、平成27年4月1日におきまして医療介護総合確保推進法が成立を受けまして、限られた資源、介護施設ですが、そういうところで必要性の高い方が入所できるようにということで、施設としての機能の重点化を図るということで施設入所を原則要介護3以上と指定しているものでございます。施設入所を限定するというものでありまして、介護給付の対象としないものではございません。また、要介護1、2の方につきましても、必要がある方につきましては入所もできることになっております。

次に、利用者の負担についてでございますが、村長が申し上げましたとおり、持続的な介

護保険制度にするために、平成27年8月1日から所得が一定以上の方につきましては2割負担をしていただいております。また、全ての方の利用を2割引き上げるということですが、これは村長が申し上げましたとおり、また、私どもでも実際に情報を把握してございませんので、今の時点では答弁を控えさせていただきます。

基本的には、国及び地方の負担と、あと、64歳以下の現役世代の負担と、また、利用される被保険者の保険料等で賄われておりますので、制度を維持するためにはある程度低所得者の配慮をした上でございますが、村長が申し上げたとおり、能力に応じた負担は必要ではないかと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（熊川 一君） 伊藤洋子君の再質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） まず、村民に信頼される村政についてですけれども、1つ目については、るる述べられたので今後気をつけていただきたいと思うんですけれども、1つだけ確認したいんですけれども、このお手紙の内容だと、その場には村長とか議員とか、それから役場の職員とかいたわけですが、村としては公用車、その日はマイクロバスのようなんですけれども、出かけたときに職員としては時間になれば食事はするけれども、例えば飲酒とかそういった点については、職員としてはどのように職員の規則とか決まりとかなっているのか。やはりこのお手紙だとお酒を飲んでいたというのがあったんですけども、その辺で公務員として村長も綱紀粛正にきちんと努めるというふうに言ったけれども、その辺の外へ公用車で出張したときの職員のあり方をどのようにされているのか、そこだけ確認しておきたいと思っております。

それと、この投稿に関しては、私も、7月15日の課長会というから、この出来事は4月19日でしたからやはり随分遅くに課長会で話し合われたなと思ったんで、もっとまめにと思っていたら、そこら辺も確認されたようなのでそれは1つよかったです。

あと、喫煙についてですけれども、私はたばこは吸うとか何かそういうことを言っていることじゃなくて、今社会的にも受動喫煙とかで、受動喫煙で年間1万5,000人の死亡者も出ているという統計も出されているところですから、分煙を今後徹底していくという村長の答弁がありましたけれども、その分煙の徹底で言いたいのが、前回の質問のときには来訪者がいると、その来訪者の嗜好がという答弁もあったりして、なかなか徹底されなかったけれども、私は今のような社会状況だったら、それも別に来訪者に遠慮なくあちらでお願いしますと言っていいと思うんですけれども、その辺の徹底の程度とかの今後の村として対応について確認したいと思っております。

それから、介護保険については、要支援1、2が外されたということは、婦恋村が28年の3月31日現在では145人の方が保険給付から外されたということでは、これはすごい大変なことで今後介護1、2が外されると、新たに197人なんですけれども、介護1、2というところとかなり重い方もいらっしゃるんですよ。3になると施設入所もできるけれども、居宅でというところとかなり大変なこともあるので先日も50代、60代の方とお話したら、本当に私たちが保険のお世話になれるかしらとこう保険料高くとられているのにというので、今本当に国は社会保障費削減、介護保険も保険料も40歳からなのにもっと若い世代から取ろうとか、考えたりしているわけですがけれども、なぜ私がこれを質問したかというのは、総合事業に委託すると村の事業になるので、村の財政をすごく使うようになるから、本当に今後要介護1、2までも総合事業にしていっていったときに村の財政はアップアップになってしまうわけですよ。保険給付だったら、介護保険で対応させるから本当に平等にされるけれども、村の総合事業になると事業なので村はお金がないからもうちょっとここまでしかできないと言え、どんどん財政がいっぱいあるところとないところの格差も生じてくるし、村の財源が幾らあっても足りなくなるから、私としては、村長としてやっぱりこれは、こんなことをしちゃいけないというので声を上げなければ、本当に村民に安心できる介護保険制度をできないということで、この質問をさせていただきました。

それから、先日担当課と話し合ったときに受け皿づくりというのも話し合われた。ちょっと聞いたんですけども、その受け皿づくりも今回の決算でわかりましたけれども、65歳以上が33.1%というところ、受け皿になる人ももうすぐ、あした、あさってというところ、来年、再来年にはもう要介護状態とか、そういうふうにならざるを得ないような状況になるような事態になっているというのでは、本当に自治体だけでどうすることもできないんじゃないか。それで、要介護3、93人、4が63人、5が50人で、全部で548人が今のところ認定されているというんでは、本当に深刻な状況だということでは、国がそうだからこれしかないじゃなくて、やはり国に村長は特に吾妻郡町村会の会長もやっているし、やっぱりそういうこともしていかなければ村だけでは対応できないので、国に対する何かやることと、それから、受け皿づくりといっても先が見えているんじゃないかという不安がありますので、その辺についてももう一度答えていただければと思います。

能力に応じた負担というのは、私は否定するものじゃないからいいんですけども、でも、今でも結構収入ある方も大変だと、こんなに取られているのに利用ができない。もう介護保険料は納めたくないというのが、本当に元気でいれば利用できないし、保険料は払わなくち

やいけないしというのが理屈はわかるんですけども、保険だからお互いにというのはわかるけれども、余りにも高い保険料を取られていて、いざ利用するときには利用できないというのは、やっぱり村民にとっては不安な材料になると思いますので、その辺の将来的な村の現在が33.1%、来年はもっと上がると思うのは村が一番人口動態をわかっていると思いますので、その辺について答えていただければと思います。

それから、公衆トイレについては、村長も必要不可欠である、きれいなトイレというのでは答えていただいたので1つ安心したところですけども、それと、村長が言う今までやってきた方々とかの気持ちも私もわかります。自分たちも、観光協会ではいつでもしゃくなげ園をきれいに使っていただくというので毎日掃除していますから、そこら辺はわかるんですけども、それで、村長がおっしゃる一括管理じゃなくというのも私もそこにこだわっていたんですけども、ここのところいろいろな自治体に調査をしたら、ほとんどのところが委託をされていて、担当課、担当課でやっぱりやっているんですよ。ただ、お金とかそれと、管理の仕方がかなり厳しくしていて日報を出させているんです、委託しているところに。トイレを何月何日は何時にやったとか、そういう日報、それと本当にきれいにやれるような体制とか、例えば私がいつも利用する長野原の国道145号線の見晴らし台のところは、本当に委託されたところがごみの管理から何から全部その周辺もきれいにするようにしているというので、ちょっと高額な委託料だったんですけども、だから、先ほど村長が言うように関係者の意見を聞きながらというところを大事にして、本当に今の委託料でいいのか、夏なんかは毎日やらないと本当にだめなくらいだと思うんですけども、毎日やったらば大抵そこに1時間かかったら時給例えば1時間なら年間何日という、そういうので計算していくとある程度の委託料が出てくると思いますので、その辺は本当に管理する方々との話し合いをやって、一括管理に私もこだわらなくていいというのを勉強させていただきましたので、今後そういう掃除してくれる方への気持ちとやっぱり委託料というのを考えながら、ぜひ検討していい方向に持って行っていただきたいという要望をしておきたいと思います。

以上、何点か答えていただければと思います。

○議長（熊川 一君） 伊藤洋子君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

第1点目でございますが、信頼される村政の件でございます。

公務員が出張したときに、帰りにお酒を飲むというのが通常毎日毎日飲むわけではないと思っております。たまたまこの日はバス1台で民間の人も役員さんもいらっしやったりして、朝5時だったと思いますが出たということで、農水省とあるいは関東農政局と1日朝早くから、あと、国会議員等も回ったと思いますが、しっかりとお願いをした後の帰りだったわけでございます。夜も遅くなってきたということもありましたので、みんなで負担をして自腹を切ってお食事しましょうということでお食事をしたということでございます。また、常に早く帰れば当然早く帰るわけで、お酒を飲む機会というのはそんなにはございませんが、年に何回かはそういう朝早くから行ってみんなでやったと。また、民間の人もいらっしやるというような場合には、当然自己負担であり得ることだと考えております。かといって、それが綱紀肅正に反することがないようにということは厳しく庁内では話を指示しておるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

受動喫煙の件でございますけれども、分煙をしっかりと整える方向で現在進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。また、来訪者への配慮ということでございますが、私どもも、例えばたばこを私も今現在吸っておりますけれども、群馬県庁へ行くと、ここにあるなということで安心感もあると、入り口のエントランスのすぐ脇のところにスペースもありまして、よかったなという気持ちになるのも現実でございます。来訪者への配慮も若干当然必要かなと思っておりますが、基本的には分煙に努めるという原則を曲げないで努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

介護制度の話でございますけれども、介護制度ができたときには1人当たりの負担が月2,600円ですよというお話でございました。現在、嬭恋村でも5,000円の負担を、5,000円を超える負担になっておる、平均の話ですけれども、倍なんです。私は、国が制度を新しく介護をつくった、これは将来10年、15年と過ぎていくと大きな負担になると、一旦制度ができると大きな負担になると弱わるなど、当時認識をしました。ただし、その金額をふやさないという当時政府も言っておったので、この意志を貫徹していけばすばらしいことだという認識を私は今でも持っておるところでございます。しかしながら、現実はまだ倍になっておるということでございます。また、2025問題という問題もございますので、今の現実を直視しますと、やはりみんなが公平にご負担をさせていただき、また、70、80、90になられた社会に貢献した先輩の皆様方を社会みんなで応分な負担をしながら、みんなで支え合うという社会が必要だというふうに私は現在では思っております。要介護3以上でない、特養には入れませんというような制度改正もあったわけでございますけれども、その分やはり

地域で支え合う地域福祉、あるいは自分のご自宅での介護、こういうものが充実するように制度的にもギアチェンジがされておりますので、政策的なものをしっかりと学びながらやはり応分な負担をいただける方は応分な負担をいただいて、持続可能な制度維持をしっかりと私たちも勉強しながら努めてまいりたい。制度が崩れないように社会をしっかりと維持していきたい、こう考えておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

トイレの関係でございますけれども、観光と農業、やはりトイレで、私以前から申しておりますが、国道、県道あるいは有料道路でもお客様が多く通る、あるいは観光客が多く来る場所については今現在22カ所ございますけれども、やはりしっかりとした運営体制でお金かかっても来るところはきれいにすると。また、場所についてもまだまだ先ほどもふれましたが、砂塚、あるいは愛妻の丘、こういうところにはあったほうがいいだろうという意見も多数ございますので、それも含めて必要などころには必ずつくっていく方向で一度に全部はできませんので、しっかりとつくるべきものはつくる、管理すべき体制は管理する。また、重点的な観光の拠点的なトイレにつきましては、より一層しっかりとした管理ができるようしっかりと努めてまいりたい。ただし、今までの歴史的経緯で掃除をボランティア的になさっている方等も尊重しながら進めたい。これを一言つけ加えさせて、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

○議長（熊川 一君） 伊藤洋子君の再々質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） では、1番の問題についてですけれども、せっかく役場に3カ所もやるわけだから、先ほど村長、来訪者にも配慮してと言ったけれども、とりあえず村長自身は分煙をきちんと守るということで喫煙所ができたなら、そこで吸うということで2階のすぐそばにある集煙機だか何かわからないけれども、それも撤去して徹底するというふうにとめていいのかどうか、最後確認しておきたいと思ひます。

それから、介護保険制度ですけれども、介護保険は2000年に始まったんですけれども、そのときの国の目的がやはりこういう目的で始まっているんですよ。こうした高齢者の方々が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定めて行っていくということで、保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とするということが介護保険法の1条にうたわれているんですよ。だから、国がそういう目的でやったものだから、やはり、今、村長が地域で支え合うというのはすごくいいことなだけども、それが現実高齢化率

33.1の中で、本当に受け皿をつくってやれるかどうかをやっぱり村としてきちんと考えて、やはり国がこういう制度をこういう目的に沿ってやったんだから国が安心して医療を受けられる、看護を受けられる、介護を受けられる、そういうふうにしていくように求めていくことが必要だと思うけれども、村長としては、それを国に求めるよりも村で支え合おうという気持ちのようではありますけれども、私はやはりそれは最後、ぜひ村長にはそういう気持ちを持ってやっていていただかないと村の財政とかもたないし、本当に安心できる介護保険を利用させるようにならないと思いますので、その辺は最後まで村長からの気持ちは聞けなかったんですけれども、それを求めたいと思います。

先ほどの喫煙について、1点だけ述べていただくのと、それと、もう一つすみません。トイレなんですけれども、先ほどのように日報体制とかそういうこともですけれども、やはりそれをやらないと、この間もちょっと申しわけありませんけれども、溶岩樹形とかいろいろなトイレを見て回りましたけれども、やっぱりちょっと、私としては管理しているというふうには思えなくて、ペダルを踏んだけれども全然流れなくて、これではだめだなど思うから、設置するのは村長、今25カ所ももっともっとふやすと言ったけれども、やはりそこら辺は管理と設置は本当に真剣に考えないと、かえってマイナスイメージになると思いますので、その点は先ほどからボランティアの気持ちも大事に、やりたい方の気持ちも大事にということで、よく話し合っただけでやるのが、村長がいつもおっしゃる協働の村づくりにつながるので、よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） 伊藤洋子君の再々質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 庁舎内全体の喫煙場所等について、2階のその場所についてというご指摘がございました。それも含めまして今具体的につくるところについては、先ほど総務課長が申したとおり、そこはそれなりにしっかりとつくりたいと思っております。今の2階のご指摘ございましたが、それも現在検討中でございます。ちょっと明確な回答は今私からはちょっと述べないで、もう少し時間がかかると考えております。よろしく願いいたします。

2点目、介護の件でございますけれども、国のほうに村長としてももっともっと求めたらどうかというご指摘がございました。一応、吾妻郡村長会、また、群馬県村長会、これにつきましては、介護並びに国保、制度改正がまた連続で続きますので、しっかりと地域社会のあるいは町村会の意思をしっかりとそれは国のほうに伝えてまいりたい、こう思いますので

ご理解いただきたいと思ひます。

3点目、トイレの件でございます。ぜひとも、伊藤先生もトイレが汚れていたら自分も協力してトイレをきれいにしてください。私は、申しわけない、ごみ落ちていれば車とめて拾いますよ。ポケットに入れますよ。自分で自分のうちのごみに捨てますよ。ぜひとも、トイレがきれいってわかったんなら人に言う前に自分もきれいにし、そして、率先垂範してやりましょう。私もそうします。よろしくお願ひします。

○議長（熊川 一君） 以上で、伊藤洋子君の一般質問を終わります。

○議長（熊川 一君） 休憩します。

休憩 午前 11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（熊川 一君） 再開します。

◇ 佐藤鈴江君

○議長（熊川 一君） それでは休憩前に続いて、佐藤鈴江君の一般質問を許可します。

佐藤鈴江君。

〔1番 佐藤鈴江君登壇〕

○1番（佐藤鈴江君） 議長の許可を得ましたので、2点ほど質問をさせていただきたいと思ひます。

昨年6月の定例議会においても質問をさせていただきました。その後、議会全員協議会では過疎地域自立促進特別措置法に基づき、国からの交付される過疎対策事業債などを利用し、空き家対策を進めていくとの説明を受けました。村内の空き家状況や別荘地内の空き家等の把握も進み、今後どのような対策を取り、進めていくのか進捗状況をお聞きしたいと思ひま

す。

別荘地の空き家対策については、それぞれの別荘管理事務所の営業を妨げることなく、廃屋等となって経済効果を下げるといった場合には、昨年5月26日に施行された空家対策特別措置法を利用し、固定資産税の納税情報を利用し、空き家の所有者を把握、嬭恋村で行っている解体補助などの情報提供をすることや、特定空き家を認定し、所有者に対する修繕や撤去、勧告などを行っていくことではないでしょうか。別荘地内の経済的効果を上げていくためにも大事なことと思います。

また、嬭恋村各行政区内を見ても高齢化が進み、雇用の問題等で若い世代が村外に出て就職するなど、空き家も多く見受けられます。村内多くの空き家を有効利用することが喫緊の課題だと思っています。各地区の空き家を利用し、小さな拠点づくりを提案したいと思います。高齢になって運転免許の返上などを考えますと、公共交通のない嬭恋村では足の問題が一番の課題と考えます。この9月7日からスタートした嬭恋村フレイル予防サポーター仮称ですが、養成講座のサポーター研修が始まりました。この研修を終了したサポーターに対して、歩いて通えるサロンづくりや、また、高齢者健康調査などでも各地区の公民館、集会所、そういったところで、そういう健康予防教室を行っていただきたいというのは9割強の方の調査結果が出ております。

また、村の基幹産業である農業を生かすため、地元産食材に6次産業化などで付加価値をつけ、ここでしか味わえない食や体験を提供する取り組みなど、最初の一步を踏み出すことが必要と思いますが村長のお考えをお聞きします。

次に、村長の目指す村づくりと今後の公共施設のあり方について質問をさせていただきます。

今回の全員協議会でも総合計画の第5次後期基本計画が策定された旨の説明がありました。総合計画で村長は、人、自然を村づくりの基本視点に置き、安らぎの提供と活力を生み出すために地域を担う人材の育成とともに、人と自然の共存共栄が必要とされ、かけがえのない自然を今後も大事にしながら、住民の住民による住民のために行政と住民で協働の村づくりとされています。

かねてより村長が話されていますが、学校統廃合が最重要課題とされていますが、いよいよ西部小学校の体育館建設も予定されており、最終段階を迎えました。過日、議会では秦野市に屋内プールの視察をする機会をいただき、先進地の取り組みを視察することができました。時代の急速な進展に10年計画では追いついていけないような社会環境の変化があります。

学校の統廃合も最終段階ではありますが、急速な少子高齢化で村の出生数を見ても、今後も公共施設のあり方を考えていかなければなりません。

かねてより、村長は借地を減らし、今後施設建設は住民の皆さんにご協力をいただき購入が基本としています。鎌原資料館周辺の開発構想も基本土地購入できれば開発していきたいと話されています。今後、購入できなければ返還という選択もあるのでしょうか。

また、役場周辺の公共施設も借地状況が続いております。今後購入していくのか、新たな場所に建設していくのかを考えていく時期であると思います。生徒・児童数を考えると、長期展望に立って、村民の健康長寿で安心して人生の総仕上げをしていくためにも、現保健センターの役割を果たしている大前環境改善センター周辺の福祉、介護の拠点も一考していく必要があると思いますがいかがでしょうか。

婦恋会館も耐震問題、老朽化を考えると、さまざまな行事の際、村長は新たな文化会館を早期建設をと話され、基金への積み立ても計画的に実施をされています。青山の土地購入も計画されているところではありますが、東部地区を考えた場合、東部地域の活性化のためにも現在ある婦恋会館周辺の建設が妥当だと思いますが、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、2点についてよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（熊川 一君） 佐藤鈴江君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目でございますが、空き家対策、その後の進捗状況についてでのご質問がございました。

各行政区の空き家状況につきましては、平成26年度の調査で152戸の空き家と7部屋の空きアパートが報告されております。しかし、調査後2年が経過しているため、現在区長さんに今月末までに区域内の再調査をお願いしております。また、別荘地内におきましては、6月の過疎地域等自立活性化推進事業の採択を受け、空き家実態調査や商業者の意向調査、空き家データベースの作成などを業者に委託するために、現在準備を進めておるところでございます。

別荘の空き家対策につきましては、村の解体補助金の活用等により平成25年から27年の3カ年間で44棟の別荘が取り壊されたところがございます。しかし、空き家対策特別措置法

による商業者に対する修繕、撤去、勧告等につきましては、個人の所有権に強く介入するものであり、例えば景観を損ねている空き家への措置を検討する際に、どの程度の景観を損ねていれば対象にするのか等の基準も明確でないため、法律施行後におきまして現状ではまだ1件も運用しておりません。今後の空き家状況の調査を踏まえ、検討していきたいと考えております。

次に、各地区の空き家を利用した小さな拠点づくりについてでございますが、集落内にお年寄りが気軽に集えるサロンがあれば、地域コミュニティーが確保され、高齢化の孤立防止にもつながると考えております。また、ご意見の地域医療振興協会のヘルスプロモーション研究センターにご協力をいただいております運動や栄養、筋力の低下や予防等のためのフレイル予防サポーター研修を終了された方に高齢者をサポートしていただければ、介護予防にもつながります。

サロンで高齢者や近所の方が育てる新鮮野菜やその家に伝わる伝統食材を使った商品開発と販売を促進すれば、雇用の場の確保や生きがい対策につながることも考えられます。

村では、総合戦略の中で、空き家や空き別荘の現状を調査し、活用方法を検討することにより、村内に居住するための住宅を確保することになっておりますので、移住に関する総合窓口の開設や移住体験ツアー等の実施など、移住環境の整備も早急に進めていきたいと考えておるところでございます。

なお、ご質問の空き家を利用した小さな拠点づくりについても空き家実態調査を行い、状況を把握した中で地域や関係課と十分に協議、検討を行い、できるところから着実に一步一步取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

続きまして、村長の目指す村づくりと今後の公共施設のあり方についてのご質問でございました。

佐藤議員の言われますとおり、孺恋村における最重要課題であります学校の統廃合事業は最終段階にあります。ご指摘の村の出生率などから、再度施設のあり方を考えなければならない時期が来るかもしれませんが、高齢化、少子化に対応するため、議会の皆様のご理解をいただきながら高齢化、少子化による人口減少を食いとめるための施策を重点的に進めているところでございます。

こうした中で、今年度は国からの策定要請がありますが、公共施設等の総合管理計画の策定に取りかかっております。今年度中に策定し、お示しができるものと作業を進めているところでございます。この公共施設等の総合管理計画は、村の所有する全ての公共施設、イン

フラを含めて策定するもので、まずどのような施設を幾つ所有し、どのような管理運営がなされて老朽化の状況はどうか、将来の更新費用にどのくらい財政負担が生じ、財源が不足するか予測を立てながら基本方針を定めるものでございます。この計画により、将来の財政負担の平準化と現存する施設について利用率、維持管理コストなどの側面から公共施設の総量縮減に向けて実行していくことで、持続可能な財政運営、村づくりに寄与できるものと捉えております。公共施設の必要性、有効活用、複合化、事故後修繕から予防修繕、さらには村が所有し続ける相当な理由など、住民の皆様、議会の皆様と一緒に考えていくことができると考えております。

佐藤議員ご指摘の借地につきましては、財政負担を考えれば借地による施設の設置は改めていくべきだと考えます。その理由といたしまして、借地料が管理運営コストに反映されるだけでなく、最終的には利用者の負担となることから、好ましい姿とは言いがたいと考えております。こうしたことを踏まえ、将来の文化会館の設置場所などについても総合的に判断していくことが重要かと考えます。孺恋村全体、村民全体の福祉の向上のため、持続可能な村づくりに向けまして、村民の皆様の意見、議会の皆様の意見をよく聞きながら、公共施設のあり方について検討を重ねていきたいと考えております。

具体的なお質問のご指摘がございました鎌原観音堂周辺の件でございますけれども、地元と今現在協議中でございます。さらに、内容のある協議を鎌原地域の皆様方としっかりと協議をし、方向をしっかりと定めてまいりたい、こう思っております。土地の購入ができれば地区の皆さんとも話をしておりますけれども、今までのプランに沿ってしっかりと一步一步計画を実行に移してまいりたい、こう考えております。

また、保健センターの件でございますけれども、前回の議会のほうで答弁させていただきますが、保健センターは必ずつくと私は答弁をさせていただいております。現在、庁内に検討委員会を立ち上げておりますが、有識者等も含めてしっかりとした保健センターのあり方について勉強をしてまいりたい、こう思っております。群馬の各地域の保健センターの状況、県内の状況につきまして、今現在調査をしておるところでございます。すぐつくるとは申せませんが、公共施設の全体のあり方のまさに一環として、いつごろまでにどういう形でできるのが一番ベターであるか、管理運営はどうするか、そこまで含めた形で議会にはまた、提案ができたらと考えているところでございます。

もう1点、小学校でございますが、統合したばかりでございますので、今現在すぐどちらかを統合と、2つの小学校を統合ということは現在では考えているところではございません。

将来の将来の話になるかもしれませんが、今現在の東西の小学校につきましては、十分それなりの機能を果たし、また、体育施設等の充実によりまして村民の皆様方の利活用も考えているところでございます。どうかご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 佐藤鈴江君の再質問を許可します。

○1番（佐藤鈴江君） 今、空き家対策についての村長の答弁をいただきましたけれども、今後婦恋村の高齢化率が33.1%という状況の中にあつて、介護保険料は後期医療保険などの保険料も上がっていくという中であつて、やはり国民年金だけでは生活していくことは厳しい。そういう状況の中でやはり高齢者が多少の収入が得られる働く場所の拠点づくりとか、そういったことが今後必要だというふうに考えますので、ぜひ空き家または、そういったところの高齢者の収入が得られるような職場づくりを考えていただきたいというふうに思います。

また、現在では住民の方々も婦恋の特産品はつくれないかということで、例えば花いんげんを粉にしてシフォンケーキとか、キャベツのシフォンケーキとか、花いんげんの豆を使ったクッキーづくりとかを心がけて、かなり試作を重ねてもう商品化できるような段階で私も食べさせていただいておりますけれども、そういった状況で頑張っていらっしゃる住民の方もいらっしゃいますので、そういった情報提供を私もさせていただきますけれども、村としてもそういう情報を収集していただき、拠点づくりをしていただけたらというふうに思います。

そしてまた、基幹産業である農業を生かした、そういった付加価値を加えていくということももちろん今後しっかり考えていただきたいというふうに思います。

また、公共施設についてですが、鎌原地区の公共施設についてはきちんとした鎌原観音堂を中心とした、資料館を中心とした構想もしっかり計画はされております。それに対しては、やはり前提は購入ということが前提でありますので、その辺のところについては、今後しっかりと交渉していただくとともに、やはり最終的にどうしても購入できないといったときのトップの判断が必要なのではないかなというふうに思いますが、再度その辺について確認をさせていただきたいというふうに思います。

その公共施設については、もう1点、やはり保健センターをつくっていくということですが、すぐに喫緊に10年後、また、そういったところのスパンで考えていかなければいけないんだと思いますが、そういったときにやはり公共施設の保健センターを含めて、学校

やそういうさまざまな孀恋会館等のことについても再度長期的な展望に立って公共施設のあり方を考えていく必要があると思いますので、その点についてしっかりとトップの考え方をはっきりさせて、村づくりに臨んでいただきたいというふうに思いますが、その点について質問をさせていただきたいと思います。

○議長（熊川 一君） 佐藤鈴江君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目でございますが、空き家対策の件でございます。空き家対策で群馬県下で最新の施策をやっておるのは、私は、高崎市だと考えております。高崎市の場合は、もう既に条例もできておまして、また、人口が37万人という数もあることから、佐藤議員のご指摘のような小さな拠点、たくさん今できつつあります。条例も制定されております。例えばですけれども、若いお母様方が空き家に入ってそこをサロンとして使って、子育て支援の情報交換をしたり、みんなで協力し合いながら若いお母さんたちが子育ての議論をしたりする場に活用している、そういうサロンもあります。

また、議員ご指摘のとおり、お年寄りの皆様方がそこにみんな近所の皆さんお集まりになって、いろんなサークル活動をしたり、近隣のお時間のあるボランティアの方が拠点を活用して、お年寄りと一緒に暮らす地域でコミュニティーを形成しておるといふ事例もあるところでございます。我が村におきましても、現在空き家調査をしておりますので、各地域、地域で例え3カ所でも5カ所でもそういう拠点になるような施設があるのであれば、早急に検討を加えてまいりたい、こう思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

また、お年寄りが商品開発や、あるいは6次産業化でいろんなものをつくってそこで販売するのはいかがかというお話がございました。高齢者でもいろんな食物をつくったり、あるいは漬物やみそ漬けやいろんな商品をつくってきた歴史もありますし、伝統もございます。特に、年配者の方の女性の方がお漬けになった漬物、本当においしいと私も思っておりますのでございます。地域、地域でそういうことがコミュニティーとして活動できる、そういう機運があるのであれば、それはぜひとも行政としてもサポートをしてまいりたい、こう考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

第2点目でございます。

土地の公共施設のあり方でございますけれども、政府のほうは、首都圏の50キロ圏内の

諸々の公共施設、例えばですけれども、八王子とか入間市とかあるいは厚木市とか首都圏の50キロ圏内の公共施設、大変今現在、余ってきておるといふ社会状況がございます。その余っている文化施設や体育施設等は、今は大手の不動産会社が指定管理で受けておるといふようなところも多数、いい施設については出てきております。

そういう現状を踏まえまして、これから時代がダイナミックに変わるので、政府としては公共施設等の総合管理計画を策定しなさいよと、人口減少社会の中で各自治体、基礎的自治体において、今まで景気がよかった高成長時代につくった公共施設を総合的に見直しを加えなさいというのが国の指令でございます。それに基づきまして、我が村でも現在公共施設のあり方、現在検討しております。年度末までには、嬭恋村のしっかりとした計画を策定し、また、議員の皆様方のご意見も賜りたいと思っております。それに伴いまして、次に今後必ず来るべき公共施設は何なのかといったときには、計画に今あります西部小学校の体育館とプール、それから、その次に来るのは文化会館、あるいは文化会館的な施設、そういうものが必要であろうと考えております。一番最後が役場の施設かもしれません。しかし、役場も防災拠点の施設でもございますので、その役場のあり方も含めまして、議員の皆様方のご理解いただいて、基金を積み立てつつございますので、総合的に3カ年間、あるいは5カ年間、あるいは7カ年間にはこれだけつくっていきますという計画を現在策定中でございますので、また、議員の皆様方のご意見を賜りながらしっかりとした計画にしたい、こう思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、保健センターでございますけれども、お金はそんなにかからないなどは思いつつ、ほかの近隣の保健センター全部、私も群馬は全部見ました。担当者もいろんな施設の情報も集めておりますので、また、議員の皆さんにもそれを提示し、ご意見を賜れる機会を次の議会等でできればと考えておるところでございます。庁内では、一応検討委員会つくりましたが、有識者等もそこに加わった形で適正規模な大きさの保健センターをつくってまいりたい。ただ、いつまでにつくるかにつきましては、先ほど申しました他の施設もございまして、計画的にいつまでに何をつくるかということを決めてまいりたいと、こう思っております。あわせて、嬭恋会館につきましても、文化会館との関係でそこはいいのかどうかも含めてしっかりと慎重に考えてまいりたい、こう思います。

最後に、鎌原の資料館周辺の件でございますが、土地が購入できれば基本的に今までできております計画を積極的に進めてまいりたいと思っております。しかしながら、現状ではなかなか難しいという状況もございまして、鋭意担当が土地交渉はしております。今まで何

とかいい方向に進めばなと思っております。私自身も必要に応じて時期を見て、必要ならば交渉に当たってまいりたいと、こう思っておるところでございます。また、地域の皆さんの意見も現在継続的に聴取させてもらったりしておりますので、ぜひとも地域の皆さんに意見をまず確認し、よくヒアリングをさせていただき、そして総合的なあり方を詰めてまいりたい。できるところから一步一步つくってまいりたい、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

最終的に土地が購入できなかつたら、やめるのかというご指摘でございました。場合によっては、そういう場合はあるのかなとも思っておりますが、鋭意地元と今協議中ですので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（熊川 一君） 佐藤鈴江君の再々質問を許可します。

○1番（佐藤鈴江君） 今の村長のほうから答弁をいただきましたけれども、やはり特産品開発にしても、さまざまな施策を行っていくに当たって、やはり当初着手したときにはいろいろ成果も出ないということもあるかと思えますが、そういったことを検証しながらやはり持続していくということは大事ではないかなというふうに思えます。また、村長はトップダウンではなくて、やはり職員のしっかりした意見、また、そういったもののアイデアとかをしっかりと吸い上げていくという、そういうトップとしての判断も必要だというふうに思えます。また、職員に対しては安心して事業の遂行ができるためのぶれない、トップとしてのぶれない姿勢も大事ではないかというふうに思えますので、そういったところをしっかりとトップとして孺恋村を引っ張っていただきたいと思いますというふうに思えます。

また、青山地区の土地購入の問題ですけれども、やはり議会では全員協議会でも説明がありましたけれども、土地購入に当たっては計画がしっかり出されているわけですけれども、それについてはあくまでも計画であり、また、今後変えていくというか、変えられるというお話でありましたけれども、それに対しては青山地区を活用した公共施設の建設も考えているのかどうかお聞きしたいと思います。

以上、2点よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 佐藤鈴江君の再々質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 第1点目、3点あったかと思受けました。特産品の件でございますが、継続的にしっかりと今までも何回も何回もいろんな形の特産品開発ということでいろんな課

で扱ってきた経緯もございます。冷静に過去をよく反省して、一步一步前に進めるような方向を定めてまいりたい、こう思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

第2点目、職員の意見、トップとしてぶれないで職員の意見をよく聞いてというご提案でございました。全くそのとおりだと思っております。リーダーシップを発揮するためには、職員のしっかりとしたいろいろな内部の提案をしていただきプロジェクトチームを今つくっておりますので、そういうものを集約しながらしっかりと1つの方向を定めて過ちなき方向に努めてまいりたいと思っております。

ただし、時にはやっぱりトップダウンも必要な場合もあるかもしれません。それから、率先垂範、こういうことも必要な場合もあるかもしれません。いずれにせよ、138人の職員並びに特別職3人、組織でございますので、トップとしていつでも責任を負える体制をつくってしっかりとまとめてまいりたい、こう思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

3点目、青山地区の計画の件で、あの地区に公共施設を将来考えるのかというご指摘でございました。今までの話の中で、お墓をつくれればという1つ話が村民からあったわけでございます。もう1点、国土交通省の利根川水系砂防工事事務所さんのほうのご提案で、ストックヤードをつくりたいという要望もございます。この2点につきましては、鋭意議員の皆様方とご相談しながらどういうふうにやるべきかは検討を加えてまいりたいと、こんなふうには思っております。

その他のものについて、公共施設あそこに何かをつくろうという意思是毛頭ございません。例え、道の駅をとしても村がやるつもりはございませんので、運営主体をどうするかということをしっかり含めて考えていく必要があるだろうと考えております。しかしながら、あの地域全体を見ますと、孺恋村の337平方キロメートルのうちのちょうど中心であるという現実もございます。上信自動車道のすぐ近くであるという現実もございます。また、浅間山の防災上の最も重要な横の路線として大笹・北軽井沢線という県道もございます。そういう意味からいたしまして、あそこの土地は十二分に考慮して、将来若い世代がああ、いいものを先輩たちはつくったなというようなものが将来できればなと思っております。私、一存でどうこうという話じゃなくて、議員の皆さんのご意見を十二分にお聞きし、また、地域の皆さん、村民の皆さんの意見を十二分に反映した中で方向を定めてまいりたい、こう思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（熊川 一君） 以上で、佐藤鈴江君の一般質問を終わります。

◇ 大野克美君

○議長（熊川 一君） 続いて、大野克美君の一般質問を許可します。

大野克美君。

〔12番 大野克美君登壇〕

○12番（大野克美君） 議長から許可をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

私は、今回のところでは浅間牧場の土地問題についてということなんですけれども、なぜ質問する気になったかという、ちょうど私議会で議員も随分長くなるんですけれども、ちょうど松本村長から熊川村長にかわるとき、やはり財政の問題、あるいは人手の雇用の問題とか、あと固定資産税をどうするかという、こういうのが非常に10年前によく議題になっていました。そして、そういうようなことを通して、どうやったら嬭恋村が豊かになるのかということのをいろいろ考えたとき、私はこの嬭恋村がとにかく観光と農業によって成り立っているところであると、だから、絶対何かは方法があるんじゃないかと、そういうふうを考えていたんです。それで、ずっとあの当時土地の活用方法ということで、これは自分の担当だったんですけれども、あそこの浅間牧場、今の土地ですね。あそこのところに嬭恋の村有地がありますから、それをどういうふうに活用すれば雇用及び人口、そういうものの増加になるかなというふうなことをずっと考えていました。それで、あれからもう大体10年ちょうどたつんです。

それで、今私たちいろいろな議論をしているんですけれども、これは日本でも問題になっているアベノミクス、これでもなかなか都心はいいかもわからないですけれども、経済を成長させ、そして少子高齢化をこういかに減らすかというのが日本の国の最大の課題であり、また同時に市町村単位でもそうですね。ですから、日本の中でもじゃ人口とか、そういうのがふえているところは一体どこだろうと、財政が豊かになって、それでこれの中で唯一の私にすれば例外的に言えるのは軽井沢なんですね、やっぱり。軽井沢はこの10年間の中で何か私は一番ひとり勝ちというふうに思っています。それで、例えばこれとにかん軽井沢と連携させていかなければなかなか地方は成長できない。そのためには、私たちの持っている浅間牧場の土地及びその周辺がどういうふうになっていくかということで、非常に10年前から私は興味があったんです。それで、私がこれはちょっと失敗というかそういうのになりますけれども、ちょうど10年前ぐらいに何とかあそこのところにいい企業さんが来てくれればいい

なというんで、リーマン・ブラザーズってありましたけれども、それを誘致するところまで行ったんですけども、これ全部、その後ちょうど村長になってから1年ぐらいたってかな、それで、リーマン・ショックが起きてそれで破産になっちゃったんです。それで、そうかあの土地のところはちょっと使いにくくなったなということで、その後もちょっとずつ七、八年こう時間がたっているわけです。

それで、10年間ぐらいの間にじゃ私たちは特にあんまりしていなかったけれども、軽井沢はどうなったかという、平成17年度の軽井沢の人口を見ると、1万7,000人ぐらいなんですよ。それでつい最近、軽井沢は2万人を超えて2万300人ぐらいいます。だから、ここ10年の間に軽井沢は約3,000人ぐらいふえているんですよ、珍しいです。今の日本の中であって、人口が軽井沢だったら1万六、七千ぐらいかな、前後かと思えますけれども、10年の間に3,000人もふえてしまう。それで、同じ町村で嬭恋村と軽井沢隣接していますけれども、軽井沢の固定資産税はもう60億円になっているんです。それで、嬭恋村はいつも村長が言いますけれども、大体多いときで十六、七億円前後あったかと思うんですけども、今は大体9億円ぐらいまで多分落ちていますね、固定資産。ですから、軽井沢は固定資産税が60億円もあって、それで、嬭恋村はどんどん下がってきて9億円ですよ。人口も今言ったように、嬭恋村はまた1万人を割ってきて、研修生さんを入れればやっと1万人維持できるかなというぐらいになっていますから、人口で言えば向こうはできた。それで、これは何が一体原因になっているかという、私は一言で言うと、今の軽井沢は時代の大きなダイナミックな変化が起きていて、これはもう軽井沢は、ちょっと突拍子に聞こえるかもわからないですけども、もう東京の一部なんです。なぜかと言うと、もう皆さんだって最近電車に乗ればわかると思いますけれども、ほとんど中国の方とか外国の方、物すごい使っていますよね。それで、大体はくたかとかああいうのであれば、東京のところなんか今1時間で来ちゃいますよ。

それで、これは将来の話なんですけれども、大体今中国が多く話題になりますけれども、中国も非常に今発達していて、新幹線なんかに乗ってみると360キロぐらいで走っているんです。ですから、中国並みの新幹線の速度で走ると、恐らく東京から軽井沢は大体45分か50分ぐらいで来ちゃうんですよ。ですからそれで、軽井沢の場合はなぜそういうふうに固定資産税が上がってきたかという、そういう人口がふえてきたその1つの原因の中に、東京で最近ふえているのは、東京で30年後ぐらいに直下型地震が起きるというんで、これは30年以内にある人に言わせれば100%ぐらい起きると、それが結構気の早い人は軽井沢あたりに引っ越してきているんです。私の友人もそうなんですけれども、それで居住として、軽井

沢というところと観光地というイメージもありましたけれども、もう定住圏に入っちゃっているんです。だから、軽井沢に通うということが可能になってきています。だから、大変軽井沢に、私たちは土地が接近しているところに私たちは位置しているということを考えると、あそこの私たちが持っている村有地及び、あるいは周りをいかに使うかによって、この嬭恋村が成長できるかどうかというものは、私は何かかかっているような気がしているんです。

だから、ここでまた、最初に戻りますけれども、なぜこの嬭恋牧場のことでこんなに固執するんだと言われると、せっきく嬭恋村の今までの先輩たちが牛とか、そういうことでこの間の全員協議会でこういうところの資料をもらいましたけれども、その後ろに村長さんがいろいろ資料つくってくださいまして、後ろにいきさつとかあります。私はほかから来たもので、余り当時のことは知らなかったんですけども、いろいろインタビューなんかしてみると、随分昔はあの辺に牛がいて、それでずっと物すごいことがあったと、だけれども、牛のそういう飼育だとかそういうことを置いて、ここにも書いてありますけれども、そういう経営の問題、あるいは戦後を通して払い下げの問題、そういうようなことを通していろいろな問題になってきて、嬭恋村のものなのか、あそこに払い下げすべきものなのか、それとも長野原のもの、何かいろいろ水源みたいに随分水の取得ですか、水の水源の問題みたいに土地のどちらに有利に使えるとか、そういうことで随分嬭恋村と長野原の間で紛争が起きてしまう。県がその間に調停に入って、それで今のような県の管理というような感じになっていると思うんです。

ですから、仮にですけれども、この嬭恋村と長野原の中でちゃんといい案がつくれて、それが有効に使えるということになると、県とかそういうところのも、なるほどこれはいいアイデアだとかそういうことが出てくると思うんです。だけれども、そのところを全然なされないで、いきなりこの間浅間牧場の土地が出てきたんで、私もあれ何で嬭恋村の許可なしにこんなことが起きてくるんだというんで、それでかなり、私頭にきていたっていうのが状況です。長くなっていくといけませんので、それで、村長、今後の土地に関してこの間大澤知事に8日の日でしたっけ、ちょうど村長のほうから陳情したと思うんですけども、それがちょっとそれからなりの報告とそれから何かあったのか、そういうようなこと。それとまた、村長がその土地の利用を特に農業と観光と、観光のことにに関して自分はどんなような姿勢を持っているか、それをちょっとお聞きしたいとそういうふうに思っています。

以上です。

○議長（熊川 一君） 大野克美君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

浅間家畜育成牧場、県立でございますが、これについて県の畜産課のほうでプランニングをつくって、そしてまた、それなりの組織をつくって群馬県庁内の中で知事に畜産課としての、また、農政部代表としてのプレゼンテーションをするという話が7月5日にありました。私もその最後の会議といいますか、私が出たのはそれ1回こっきりなんです、5日の会議に出て、9日にプレゼンしますという話でございました、日曜日もそこ挟みますから。これは余りにも唐突過ぎるんじゃないでしょうかという話をさせていただきまして、また、ちょうど議会中であり、議長さんとも話をした結果、じゃ、一緒に行きましょうということで要望に行きました。

その要望の結果につきましては、議員の皆さんにもお話をさせていただきましたが、副知事さんのお部屋に農政部長と農政部次長さん、3名が同席をしていただきまして、最初の農政部のほうでお話をした後です。知事さんはちょっと時間とれないという話で、反町副知事さんとお会いをしたわけでございます。最初は原則論で県庁内のプレゼンの話なので、村長さん、ご理解をいただきたいと、それが政策に反映できるものであれば職員からの提案なので、予算をつけて事業化できるのであればという方向で庁内の提案を受けているんだという話でございました。それに対しまして、私のほうからは、あそこの800町歩の土地につきましては、今まで800年間難儀、難儀だねということで浅間牧場、二度上を含めて浅間を含めて、また、高峰までもあるいは鳥居峠までも含めまして、長い、長い争いがあった地域でもございます。まだ、所有権という意識はございませんので、所有権というのは明治憲法ができて、民法が日本にできてからの話でございまして、それ以前はその地域、地域、地域住民が自分たちのものだということで、そういう慣習の法によって入会地として地域、地域がその山を管理してきたと。山を持つということは、エネルギーを持つと同じ意味合いでありまして、冬に備えればそこで枝を切って火を燃やすばやをつくり、そして大きく太くなれば、それを細かく切ってまきにして、さらにはもっと多く効率よくやるんなら炭焼きということで冬場の現金収入のために山を持っている人は炭を焼いて小諸へ売っていったり、上田へ持っていったり、信州のほうへ持って行って出稼ぎで稼いだというような、山持ちは金持ちということで、山を持っていればエネルギーを持っていたわけだと思っております。それなの

で、まだ所有権という意識はない時代に800年前からの大きな大きな争いがあったこの地域でいや、難儀だなというぐらい争いがあった地域でございます。その中の象徴的な一つが浅間牧場800ヘクタールだと思っております。

史料によれば、明治の頭のとときには、その当時まだ北軽井沢というのはございませんでしたので、大笹村、鎌原村、大前村、芦生田村、応桑村、この5村が所有をしておったという状況でございました。その後、国がその土地を所有したり、また、馬が非常に、馬はトラクターと同じでございます、今で言えば。馬の力を借りて炭を運んでもらったりまきを運んでもらったり、田んぼを起こしたり、畑を耕すにも馬の力を借りたということでございまして、今のトラクターの馬をやはり飼うためにあの場所は非常に活用されたというような経緯もございました。

そこで、ダイナミックに変わったのは、やはり太平洋戦争で日本国が負けたということでございました。ご承知のように、大地主と小作という位置づけで小作の自立促進特別措置法という法律ができて、地主から小作の方々に土地を解放したという政策の一環で、大きな土地が多くの方が小作の方が平等に田んぼを耕したり畑を耕したりという、これはGHQが中心で進めた政策の1つではございますけれども、革命だったと私は思っておるところであります。その革命の中で、あの土地が地籍は長野原というところにあった。しかし、所有をしているのは昔からの集落である嬭恋の地区の方が使ってきたと、入会地であったと、また、一部現長野原の住民もありますけれども、そういう係争地もあるところに群馬県が私たちが小作です、小作人の1人ですということで長野原農業委員会の入札に参加したという事実がございまして、その折に嬭恋村農業協同組合も入札に参加しました。それから、酪連の2団体も入札に参加した経緯もございます。その中で、最終的に群馬県があの土地の所有者となったという経緯がございまして、昭和26年のことではございました。

その中で、やはりあそこの土地についても協議をするということであるならば、今までの係争もありましたし、そして我が村にはあの地域に砂塚の村有地が4.6ヘクタール、太平洋の貸付地が162ヘクタール、旧平和不動産の宅地原野を合わせて744ヘクタールを合わせますと、近隣に隣接する嬭恋村の所有権のある土地が261ヘクタールあるということでございます。なおかつ、戦後は、一部嬭恋村の今砂塚にあるモータースポーツのコースがちゃんとあったと、航空写真でまだ撮った当時のコースが生き生きと生き残る航空写真のデータもございまして、一時はそういうふうにモータースポーツのコースをつくった。そのときは、富士スピードウェイや鈴鹿サーキットや茂木のコースよりも嬭恋のほうが早かった。そのと

きは、村も協力してやりましょうということで、村も協力してその一部を村が貸与してやったと。ところが昭和30年代に入ってくると、今度また、逆に畜産をする必要があるからまた、それは中止しましょう、返してくださいよというような経緯もある。そういう嬭恋村と直接的にかかわる800町歩、面積も隣接しておるあの地域全体の計画を県がつくるということであるならば、隣接した地域を含めて検討するということであるならば、隣接は261ヘクタールもある嬭恋と協議なしにやることは許されないと、私は思っております。そういうこともありまして、なおかつちょっと議長さんも個人的といいますか、議長の立場で話ししていただいたと思っておりますけれども、北軽井沢では住民アンケートもとったというような事実もあったということでございます。

そういうものを総合的に踏まえますと、これはプランニングする段階であるなら嬭恋は断固として一緒に協議をさせてもらいたい、こう思って強くお願いをしてきたところでありませう。9月9日のプレゼンにつきましては、30分ぐらい副知事さんもお話を聞いていただいて、最後はわかったというお言葉をいただいたわけでございます。わかったということは、もう1回嬭恋村も原点から仲間に入れていただいて、そして、あそこを考えましょうということだと、私は現時点では理解をしておるところでございます。今後は、あの800町歩は嬭恋村だけのなんてことは毛頭思っておりません。長野原のためにだけにも思っておりません。群馬県民のためだけでもございませう。あの地域が本当に県、長野原、嬭恋、みんながちゃんと顔の立ついいプランで県が主導権を持ってやってくれるんなら、我々全く反対するところは1つもございませう。そういう意味で、プランニングの段階から今後はぜひとも県もご理解をいただきまして嬭恋村、長野原町、それから県、この三者が十分にご協議いただける場をセッティングしていただきたいし、地域住民、あるいは観光協会、もろもろの団体から十分な意見が聞けるようなヒアリングできるような、そういう協議会を再度つくっていただいて前向きに検討していただきたい、こう思っておるところでございます。強く議会の皆様方ともどもしっかりと勉強をさせていただきまして、県にお願いすることはお願いしてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解とご支援をよろしくお願い申し上げ答弁いたします。よろしく申し上げます。

なお、今の若干の経過につきましては、副村長に指示して若干経過調べさせてありますので、明治以降の経緯を副村長から報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（熊川 一君） 副村長。

〔副村長 滝沢英幸君登壇〕

○副村長（滝沢英幸君） 明治以降の経緯ということなんですけれども、村長があらかた話したんですけれども、浅間牧場は、明治初年までは嬭恋村の大字大笹、大前、鎌原、芦生田、長野原町大字応桑の入会地でございました。その後、政府の取り上げにより国有地に編入されております。その後、明治35年に縁故復旧下戻法によりまして、5大字に下戻しされ、嬭恋村ほか、一町組合で牧場組合を組織し、明治36年より放牧が行われました。大正7年、財産統合により嬭恋村に与えられ、昭和6年まで牧場経営されております。その後、畜産政策上、群馬県馬匹組合連合会に貸与され、組合が解散する昭和23年まで貸与しております。昭和23年、農地法の施行により不在地主として牧場が買収の対象となり、約806ヘクタールが県の所有となり現在に至っております。

以上です。

○議長（熊川 一君） 大野克美君の再質問を許可します。

○12番（大野克美君） 今の村長の大体説明聞いたりして、大体歴史的なもの、そういうものはわかる。この言葉の中で村長が今ダイナミックな変革が起きていると、こう言っていますけれども、当時は多分牛とか畜産、生活に与える大きな産業とかそういう面が多かったと思います。時代がそれからもう半世紀もたつと、主要産業も年々変わってきて、そして、ダイナミックに一番変わったと言え、先ほど私が言った軽井沢がとにかくこの表玄関になってきたということです。新幹線ができ、そして、高速道路ができ、それでよく私が言うアウトレットができ、それで観光の面でも今3位ぐらいまでなっていますよね。ディズニーランドが日本で一番人を集めます。その次が3,500の、その次がユニバーサルスタジオで2,000万ちょっと集め、それで軽井沢が恐らく3番目ぐらいで、これで今3番目ぐらい。ですから、観光客がどんどん軽井沢に流れていく。だから、ダイナミックな変化が今起きているわけですから、ここの土地はもちろん牛がいてもいいんですけれども、あそこに多分、最初聞いたときに400頭ぐらいと、いや、あんなところに400頭、日本一何かぜいたくな牛だなというふうに思ったぐらいですけれども、ぜひこの嬭恋の土地、水源を含めた非常にこれからの価値が高いところです。ああいうところの土地の使用がうまく成功するならば、雇用と恐らく私の感じで固定資産税の増加、そういうものがだんだんふえてくると、こういうふうに考えますので、ぜひ村長、今言った中で取り組みの姿勢として、これから長野原とやっていくということで、例えば今度の予算をつくるまでぐらいの間に村長と長野原の町長でそういうことで、ある程度土地の領有に関してどうやって進めていったらいいとか、そういうような会合を村長持ってもいいと思うんですけれども、どうですかね。そういう気があり

ますか、村長。長野原町長と、12月ぐらいまでの間にこれからどういうふうに進めていくか、
どういうふうにやっていけばお互いに長野原、私たちもよくなるか、そういう進め方につ
いて、ちょっと会ってみるとか話してみるとか、そういう気持ちはどうですか。

○議長（熊川 一君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

現在電話で連絡を取り合っているところであります。両方とも議会中ということもござい
ますので、議会が終われば1度は会って早急に話し合いを持ちたいと考えております。

それから、現在所有権は群馬県でございますので800町歩は嬭恋村にもございません。長
野原町でもございません。あくまでも、民法上の所有権は群馬県でございます。そこについ
て、我々が直接的にどこまで言えるかという問題もございしますが、言えるとすればやはり過
去の経緯をしっかりと尊重していただきたい。隣接地を含めた地域の全体の計画をつくると
いう範囲においては、ぜひとも嬭恋村の考えをしっかりと述べていきたいと、こう歴史的な
経緯、並びに今後の課題については、県にその立場からしっかりとお話をさせてもらいたい。
あわせて、長野原とけんかするというのは毛頭ございません。ぜひともお互いが、観光協
会等も組織もありますので、みんながいい形になるプランをみんなが合わせて知恵を結集し
て取り組んでいただけますよう、長野原町と嬭恋村が県のほうに要請をしてまいりたいと、
こんなふうに思っております。ただ、どうしても立場、会合を設定する原点のところは今か
かわりのある、そういう嬭恋村なりのちゃんと入った中で協議を進めてもらいたいというこ
となので、長野原町長とは早急に時間を見て話す予定になっております。県のほうにも今後
まだ、県から何も連絡もございませんけれども、しっかりと県とも協議を進めてまいりたい、
こう思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（熊川 一君） 大野克美君の再々質問を……

○12番（大野克美君） 最後に私の希望なんですけれども、せつかくあそこに800町歩あつ
て、多分県の側から見れば、県が所有であつても私たちの関係している土地によって、そこ
に住む住民がみんなが幸せになれば、それは県のほうでもすごく喜ぶと思うんですよ。何に
もなくて、ただ土地を返してくれとか何とかというと、それは難しいかもわかんないですけ
れども、こういうようにやるから、ぜひ県も協力してほしいとこういうふうにして、その
住民がみんな有効に土地を使って幸せになれば、県もハッピーなわけですから、ぜひそうい
うところへ進めるようにできるならば、3月の予算になりますけれども、何らかの形でちょ

っと具体的な会議なりそういうものが進むというようなことをちょっと希望しますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。これはもう返答はなくていいです。そういうふうにごひしていただきたい、要望ですから、はい。

○議長（熊川 一君） 以上で大野克美君の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（熊川 一君） 日程第3、閉会中の継続審査申出について議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付した一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご異議ありませんので、申し出のとおり決定をされました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（熊川 一君） これにて、本会議に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、平成28年第6回嬭恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 2時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長 熊 川 一

署 名 議 員 佐 藤 鈴 江

署 名 議 員 土 屋 幸 雄